

**羽村市高齢者福祉計画  
及び第7期介護保険事業計画  
平成30年度～平成32（2020）年度**

平成30年3月

羽村市



## 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定にあたって

団塊の世代すべてが後期高齢者となる平成 37 年に向け、介護保険事業計画は、平成 27 年度（第 6 期計画）から、地域包括ケアシステムの構築のための国が定めた「地域包括ケア計画」に位置付けられ、より一層の地域生活支援体制の整備が求められました。



さらに、平成 29 年の介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等が求められています。

本市では、介護保険事業計画の基本理念として「自立と尊厳の保持」、「健康で生きがいをもてる「生涯現役社会」の実現」、「ともに助けあい支えあうまちの実現」を掲げ、介護保険事業の適切な運営に取り組んでまいりました。

本市は、都内 49 区市の中でも、要介護認定率等が高くなる後期高齢者の割合が低く、健康指標である「健康寿命」も、男女とも上位に位置しており、老人クラブやシルバー人材センターなど、高齢者の活動が非常に活発に行われている特徴があります。

このような特徴を維持、推進するため、今回の計画においても、従来の基本理念を継承しながら、さらなる「健康寿命」の延伸を図るため、基本方針として、「介護予防・生活支援の充実」と「認知症施策の推進」を掲げました。

今後、第 7 期計画を基に、高齢者の社会参加や健康増進、生きがいづくりを促進し、住み慣れた地域の中で、安心して生活を送れるまちを、全ての世代の市民の皆様と共に整備してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提案を頂きました審議会委員をはじめ、策定に先立ち実施したニーズ調査などにご協力を頂きました市民・事業者の皆様、心より感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

羽村市長 並 木 心

# 目次

## 〈総論〉

### 第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 羽村市高齢者・介護保険施策の視点.....	3
第3節 高齢者・介護保険施策の動向.....	4

### 第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠.....	6
第2節 計画の策定方法.....	7
第3節 推進体制の確保.....	8

### 第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第1節 高齢者に係る実績と推計.....	9
第2節 要介護認定・給付の実績と推計.....	13
第3節 ニーズ調査結果の概要.....	15

### 第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と基本方針.....	24
第2節 基本目標及び施策の体系.....	26
第3節 日常生活圏域の設定.....	36

## 〈各論 I〉

### 基本目標1 生涯現役に向けた環境づくり

主要課題1 健康づくりの推進.....	38
主要課題2 社会参加と生きがいつくりの推進.....	46

### 基本目標2 地域における総合的な支援体制づくり

主要課題1 包括的な支援の推進.....	58
主要課題2 地域における支援体制づくり.....	62
主要課題3 福祉に対する理解の促進と担い手の育成.....	81

### 基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

主要課題1 外出・移動しやすい環境づくり.....	84
主要課題2 安心・安全に暮らせる環境づくり.....	88
主要課題3 住みよい住環境づくり.....	93

## 〈各論Ⅱ〉

### 第1章 介護保険事業

第1節 介護保険制度の改正点について	98
第2節 居宅（介護予防）サービス	99
第3節 地域密着型（介護予防）サービス	105
第4節 施設サービス	109

### 第2章 地域支援事業

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業	111
第2節 包括的支援事業	119
第3節 任意事業	128

### 第3章 第7期介護保険事業の見通し

第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー	130
第2節 介護保険サービス等の見込み量	131
第3節 第1号被保険者の介護保険料	137

### 第4章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 介護給付適正化の方針	141
第2節 円滑な事業運営の推進支援	142
第3節 自立支援及び重度化防止等施策の目標設定と達成状況の評価	144

## 〈資料〉

### 第1章 策定に係る資料

第1節 審議会に係る資料	146
第2節 法制度に係る資料	149
第3節 用語一覧	151



# 〈総論〉

第1章	計画の策定にあたって	2
第2章	計画策定の基本事項	6
第3章	高齢者を取り巻く現況と課題	9
第4章	基本理念及び施策の展開	24

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

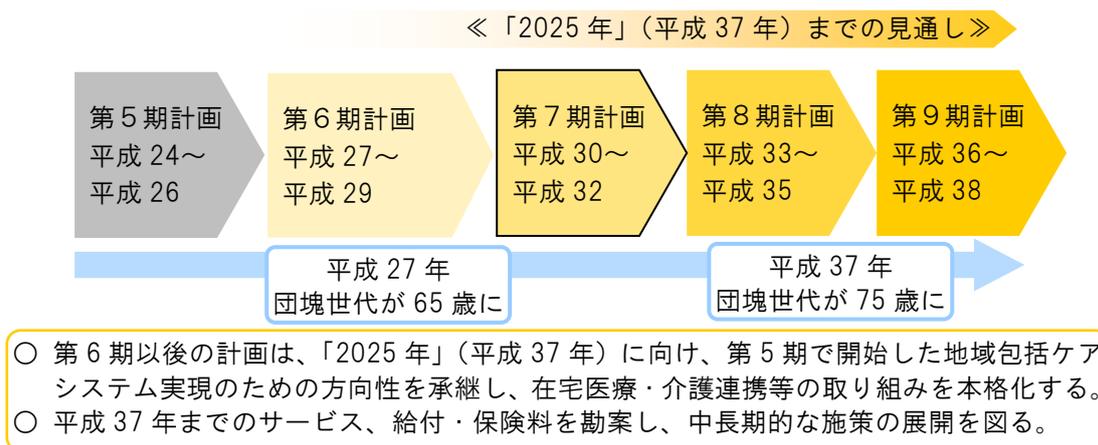
これまで羽村市（以下、「市」）では、計画期間を1期3年とする「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」があり、両個別計画を一体的なものとして、計画的な高齢者・介護保険施策の推進を行ってきました。

平成12年に開始された介護保険制度も17年が経過し、制度開始時から65歳以上被保険者数が約1.6倍、サービス利用者数は約3.3倍に増加し、介護に不可欠なものとして定着・発展しています。

その中で、介護保険事業計画は、平成24年度（第5期計画）からは「地域包括ケアシステム」の理念が掲げられ、誰もが住みなれた地域で生涯を送ることのできる地域づくりが提唱されました。

また、平成27年度（第6期計画）からは、システム構築のため「地域包括ケア計画」に位置付けられ、全国的な介護予防・地域生活支援の仕組みの検討が求められました。それにより、地域支援事業が介護予防・日常生活支援総合事業として再始動しており、地域包括ケアシステムの実現のため、より一層の地域生活支援体制の構築が求められています。

このような状況の変化に合わせ、市では平成29年度に現行の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況等を検証し、新たな法制度の趣旨や地域・市民のニーズを踏まえ、次期「高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定します。



## 第2節 羽村市高齢者・介護保険施策の視点

平成29年度からの第五次羽村市長期総合計画後期基本計画において、高齢者・介護保険施策は「基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち」に取りまとめられ、施策の基本方針を次のとおり、設定しています。

### 第五次羽村市長期総合計画後期基本計画

#### 《施策7 高齢者福祉》

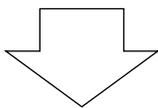
- ・高齢者の社会参加や健康増進、生きがいづくりを促進し、「生涯現役社会」を目指します。また、福祉サービスの充実や総合的な支援体制による地域包括ケアシステムの構築を推進し、住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるよう支援します。

#### 《施策10 社会保険》

- ・少子高齢化に対応し、持続可能な医療保険・介護保険とするため、適正に運営していきます。また、高齢期の生活を支えるため、国民年金制度の趣旨普及と加入促進を図ります。

#### 《施策11 保健・医療》

- ・だれもが生涯にわたり健康で暮らせるよう、自主的な健康づくりの取組みを支援します。また、必要な時に、質の高い医療が受けられるよう、地域の医療提供体制の充実を支援します。



## これまでの取り組み

高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進し、「2025年」（平成37年）までに地域包括ケア体制の確立を目指しています。

また、総合事業の展開を通し、市民一人ひとりの健康状態や経済状況に関わらず、高齢者になっても安心して暮らし続けていくことのできるまちづくりに取り組んできました。

## これからの取り組み

本計画では、これらの取り組みをさらに深化させていくため、高齢者の自立、地域活動、健康づくりといった「個」の活動を支援するとともに、介護負担の軽減や保険料の抑制、円滑な給付と適正化など、行政（保険者）としての役割を果たしていきます。

## 第3節 高齢者・介護保険施策の動向

### (1) 一億総活躍と地域共生社会の構築

#### ① 一億総活躍と介護離職ゼロを目指して

我が国は平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロ」を方針の1つに掲げています。

これにより、主に

1. 介護負担による離職者の減少を目指す
2. 元気な高齢者の活躍を応援（支援）する
3. 高齢者の要介護度の重度化を防止する

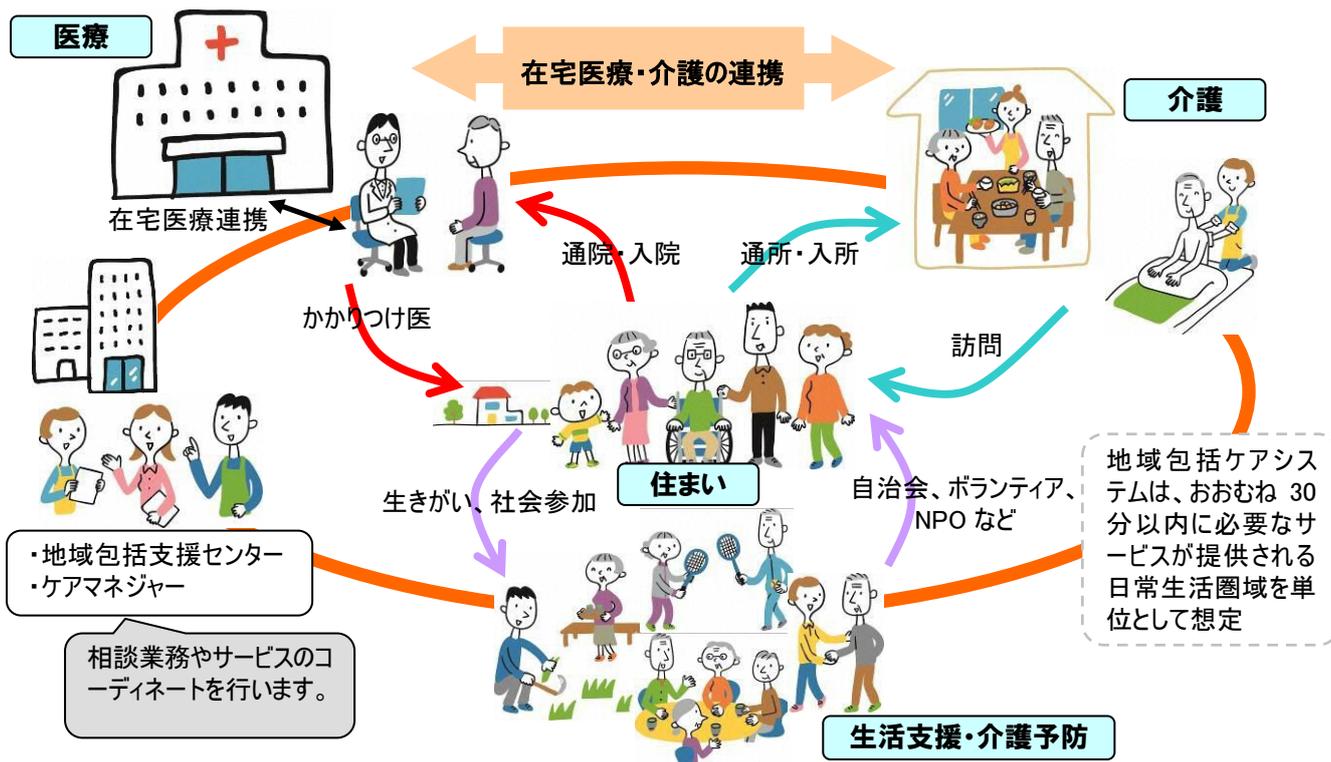
ことが高齢者福祉・介護保険分野において求められており、本計画における施策の重要事項となります。

#### ② 地域共生社会の実現に向けて

厚生労働省は、平成27年9月に、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、新しい地域包括支援体制の確立を核とした共生型の地域社会を目指すこととしています。

この考え方は、「ニッポン一億総活躍プラン」における「地域共生社会の実現」にも関連する（「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害のある人や子ども等への支援にも広げる考え方）ものであり、従来の地域包括ケアシステムを発展させたものとして改めて位置づけ、「誰もが差別なく住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域社会」の構築を目指す必要があります。

#### ■ 地域包括ケアシステムの姿



## (2) 介護保険制度見直しの主要論点

### ① 平成29年法改正のポイント

平成29年介護保険制度改正に向けた動向としては、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、第7期計画に盛り込むべき考え方として、次のとおり示されています。

#### ■「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進（介護保険法）
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
- 3 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

#### II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- 2 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

### ② 第7期基本指針のポイント

「基本指針」において示された策定の主なポイントは次のとおりとなります。

#### 計画策定のキーワードとポイント

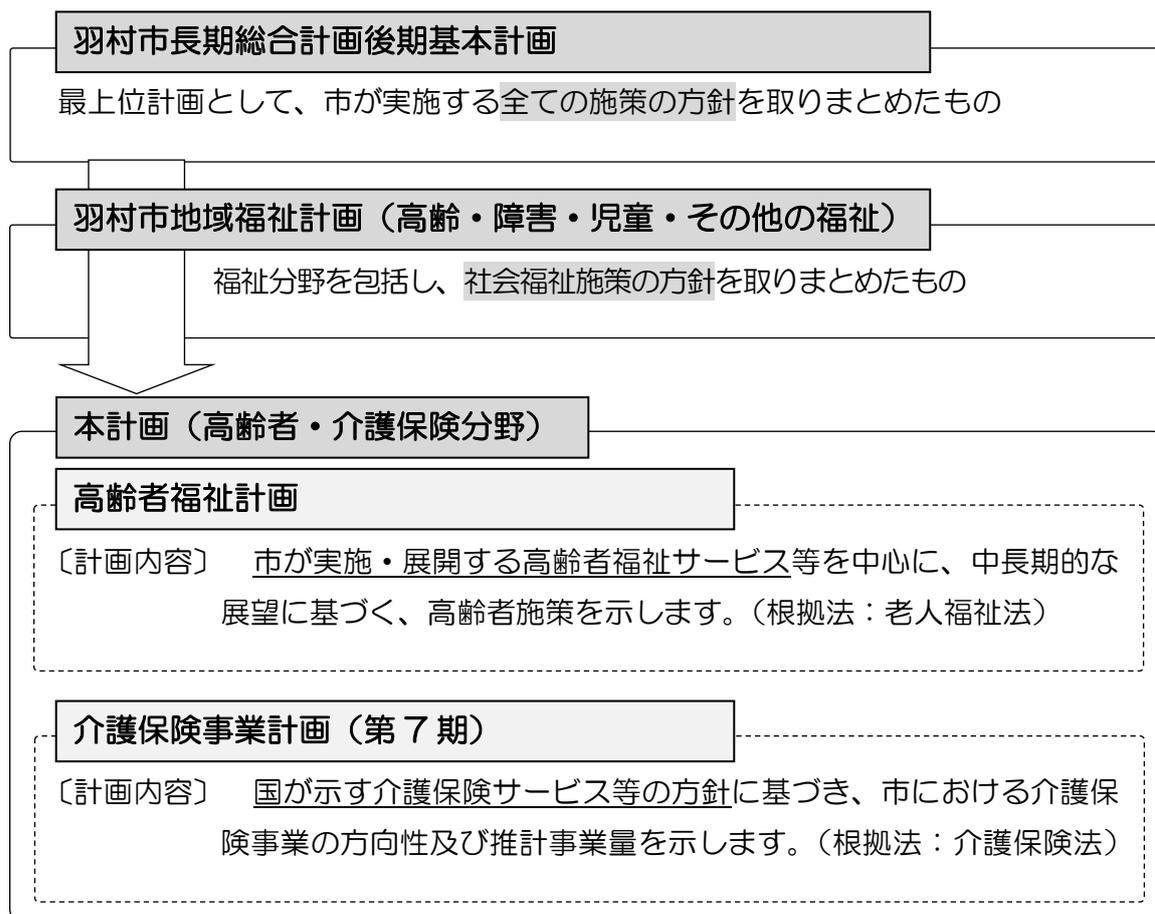
- ① 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進  
「保険者機能の抜本強化」 ⇒ 地域課題・ニーズの分析
- ② 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進  
「地域包括ケアシステム」 ⇒ 地域共生として、改めて理念を位置付け
- ③ 医療計画等との整合性の確保  
「医療・介護の連携」 ⇒ 在宅介護の支援方策、介護医療院の位置付け
- ④ 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進  
「介護者支援」 ⇒ 地域包括支援センターの相談機能強化、役割の明記
- ⑤ 「介護離職ゼロ」に向けた、サービス基盤の整備  
「潜在的ニーズ」 ⇒ サービスの量の見込みに勘案

## 第2章 計画策定の基本事項

### 第1節 計画の位置付けと法的根拠

#### (1) 上位計画との整合性

本計画の策定における、計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は、次のとおりとなります。



#### (2) 計画期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
長期総合計画	第5次									
地域福祉計画	第3次	第4次					第5次			
高齢者福祉計画	第5期			第6期			第7期			
介護保険事業計画	第5期			第6期			第7期			

## 第2節 計画の策定方法

### (1) 計画策定の体制

#### ① 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会による検討

市長より諮問し、全7回にわたる審議を経たのち、答申をいただきました。  
なお審議会は、有識者及び関係機関代表、市民公募委員等15人で構成されています。

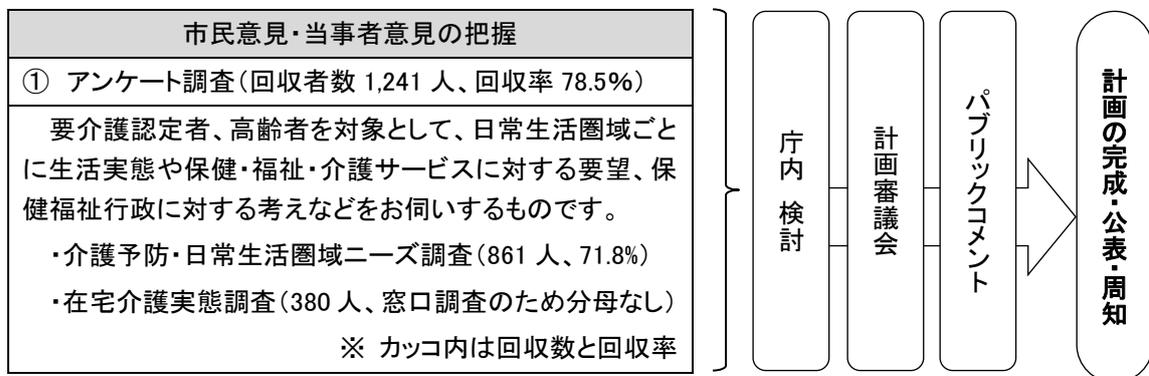
#### ② 庁内組織による検討

策定期間中の事務局は高齢福祉介護課に置き、全体調整及び関係課との施策調整を図り、基本理念・目標の設定を行うとともに、第6期計画に掲げた事業の進捗状況を確認・検証しました。

### (2) 市民意見・当事者意見の把握

次のとおり、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

#### ■ 市民意見・当事者意見把握の流れ



#### ■ アンケート調査の概要

調査区分	配布票数	調査対象
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・65歳以上の高齢者 ・要支援認定者	日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握する。また、健康づくりや介護予防、高齢者福祉サービスの利用意向などを把握し、本計画に反映する。
② 在宅介護実態調査	・要支援認定者 ・要介護認定者	「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方」を検討することを目的とし、本計画に反映する。

## 第3節 推進体制の確保

---

### (1) 推進体制の構築

---

#### ① 庁内体制の構築

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係部門や介護保険事業者、医療機関等との連携をさらに深めていきます。

#### ② 進行管理の実施

本計画は、3年後の平成32年度に、次期計画策定に向けて見直すことになっていますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係課及び関係機関は、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた計画の適正化を図っていきます。

また、進捗状況等の点検の結果は、年度ごとに「進行管理調書」として取りまとめ、次期計画策定に反映していきます。

#### ③ 保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。

また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国・東京都への報告事項とします。

### (2) 市民への情報提供と計画への参画

---

#### ① 市民への情報提供

市広報紙や市公式サイト、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、窓口対応やパンフレットの配布及びサービス情報を市公式サイト等に掲載し、利用者に周知します。

#### ② 計画推進への参画

地域包括支援センター、地域の関係者、医療・介護など多職種協働による地域ケア会議を開催し、地域課題の把握や課題解決を行うとともに、政策課題を明らかにし、施策に反映させるなど、関係者の計画推進への参画を図ります。

## 第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

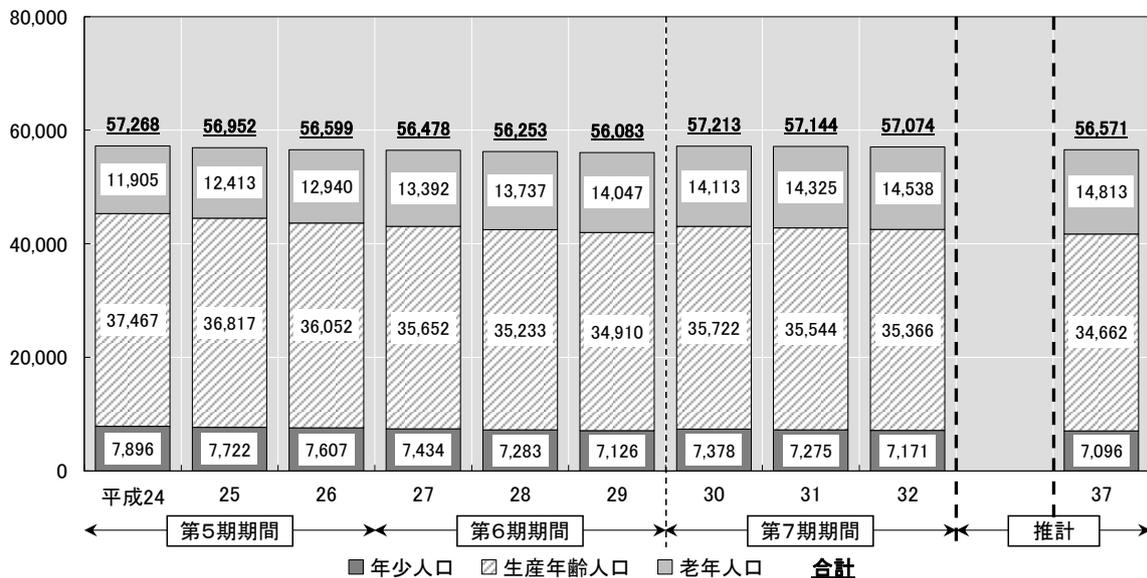
### 第1節 高齢者に係る実績と推計

#### (1) 人口及び高齢者の動態

##### ① 総人口と区分別人口

市の総人口は、第7期以降、減少傾向にあり、「2025年」（平成37年）には56,571人を見込んでいます。区分別人口では生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）が減少傾向、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあります。

図表-1 総人口と区分別人口の推移(人)



出典：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(第7期)長期総合計画、(推計)「見える化」システム

なお、区分別人口割合では、近年の推移の中において、老年人口割合の上昇と、生産年齢人口割合と年少人口割合の減少が続いており、「2025年」（平成37年）には高齢者が人口の約26%を占める見込みとなっています。

図表-2 区分別人口の構成割合の推移(%)

区分	第5期			第6期			第7期			推計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
年少人口	13.8	13.6	13.4	13.2	12.9	12.7	12.9	12.7	12.6	12.5
生産年齢人口	65.4	64.6	63.7	63.1	62.6	62.2	62.4	62.2	62.0	61.3
老年人口	20.8	21.8	22.9	23.7	24.4	25.0	24.7	25.1	25.5	26.2

出典：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(第7期)長期総合計画、(推計)「見える化」システム

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

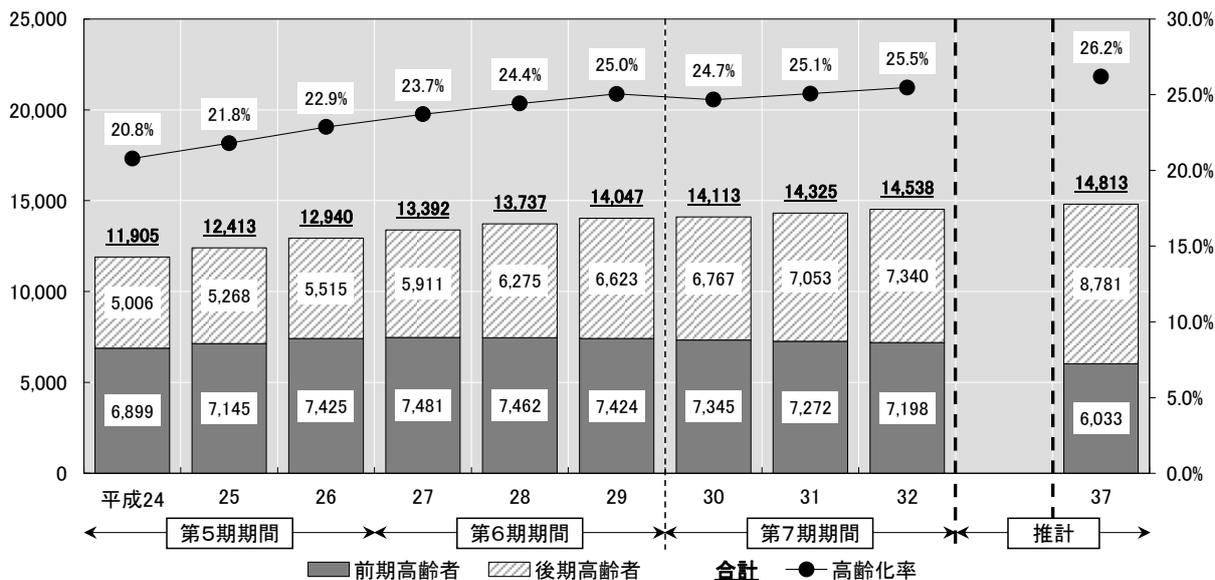
第1節 高齢者に係る実績と推計

② 高齢者人口と高齢化率

高齢者は増加傾向にある中、平成29年では14,047人、高齢化率は25.0%となっており、「2025年」（平成37年）には14,813人、高齢化率は26.2%を見込んでいます。

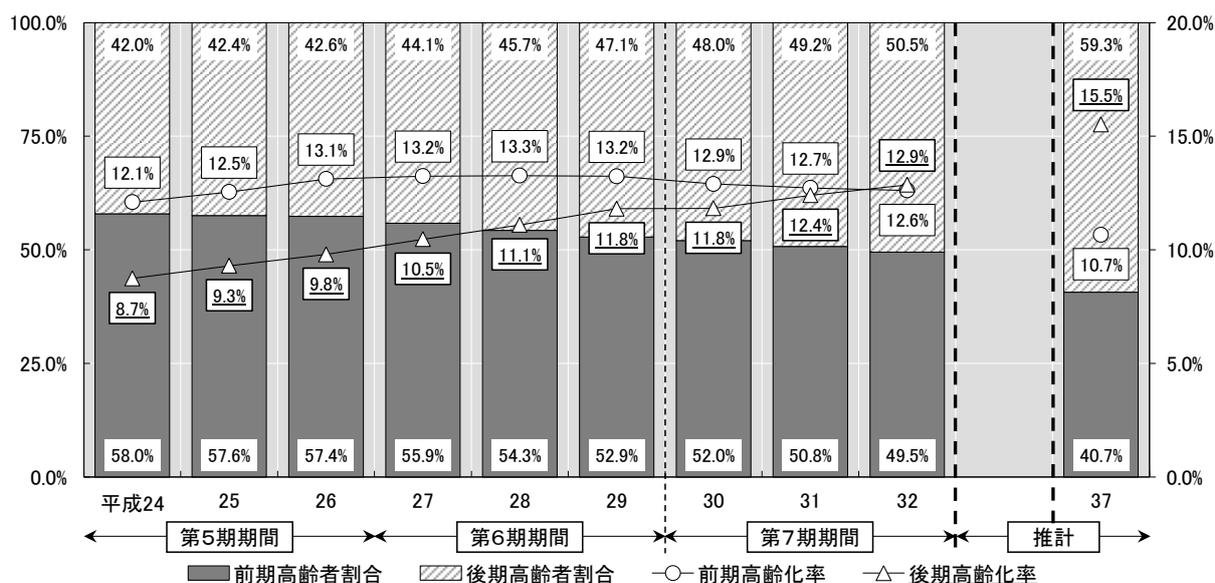
平成24年から平成29年までの高齢者数の推移では2,142人の増加があり、そのうち前期高齢者（65歳～74歳）525人、後期高齢者（75歳以上）1,617人の増加となっています。

図表-3 前後期高齢者と高齢化率の推移(人)



出典：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(第7期)長期総合計画、(推計)「見える化」システム

図表-4 前後期高齢者の構成割合及び前後期高齢化率の推移



出典：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(第7期)長期総合計画、(推計)「見える化」システム

## (2) 65歳健康寿命

健康寿命とは、平均寿命とは異なり、生活の質を考慮し「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されており、国においては国民生活基礎調査の集計データ等により算出しています。

東京都では国とは異なり、65歳の人が何らかの障害のために要介護（要支援）認定を受けるまでを健康と考え、その平均的な年数をもとに算出する方式（東京都保健所長会方式）を用いており、65歳健康寿命としています。

### ■ 65歳健康寿命の算出イメージ

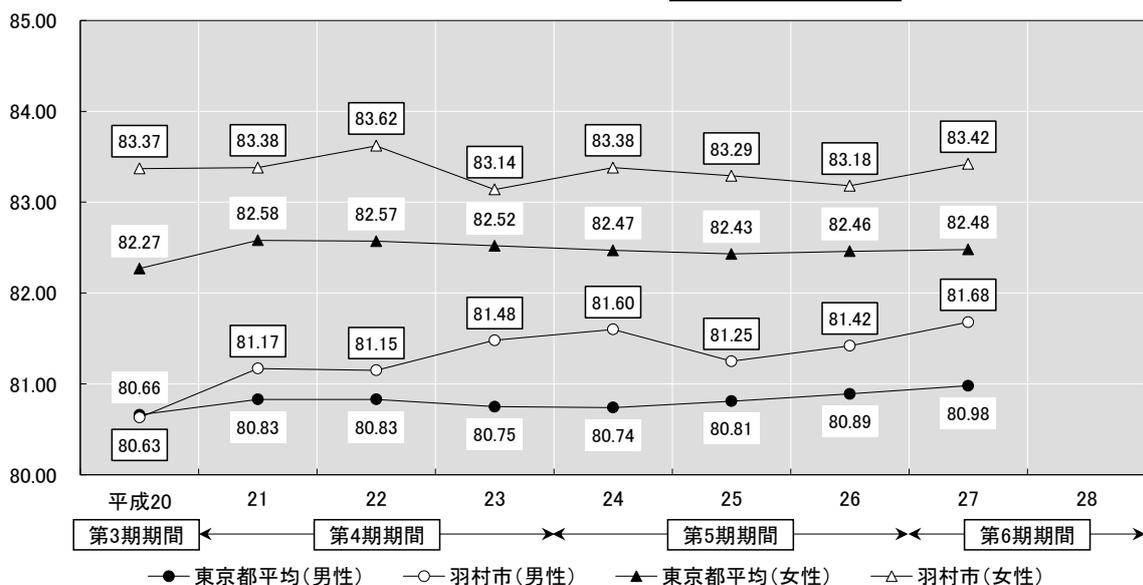


東京都では、生活習慣病及びそれに伴う寝たきり、認知症等の要介護状態になる人の増加を抑制するため、健康寿命の延伸を掲げています。

平成29年4月に公表された、市の平成27年の健康寿命（要支援1以上の認定を受けるまでの期間）は、男性が81.68歳で東京都平均と0.70歳、女性が83.42歳で0.94歳長くなっています。

また、町村を除く都内49市区中、男性・女性ともに5位となっており、特に男性の健康寿命は上昇傾向にあります。

図表-5 東京都・羽村市の性別の健康寿命(歳) 平成28年は未公表



出典: 東京都福祉保健局 65歳健康寿命(東京都保健所長会方式)について

### (3) 認知症高齢者

平成27年から平成29年にかけて、何らかの認知症の症状があるとされる日常生活自立度Ⅰ以上、見守りまたは支援が必要とされるⅡ以上の認知症高齢者の推移を見ると、65歳以上ではⅠ以上が177人、Ⅱ以上が146人増加しています。

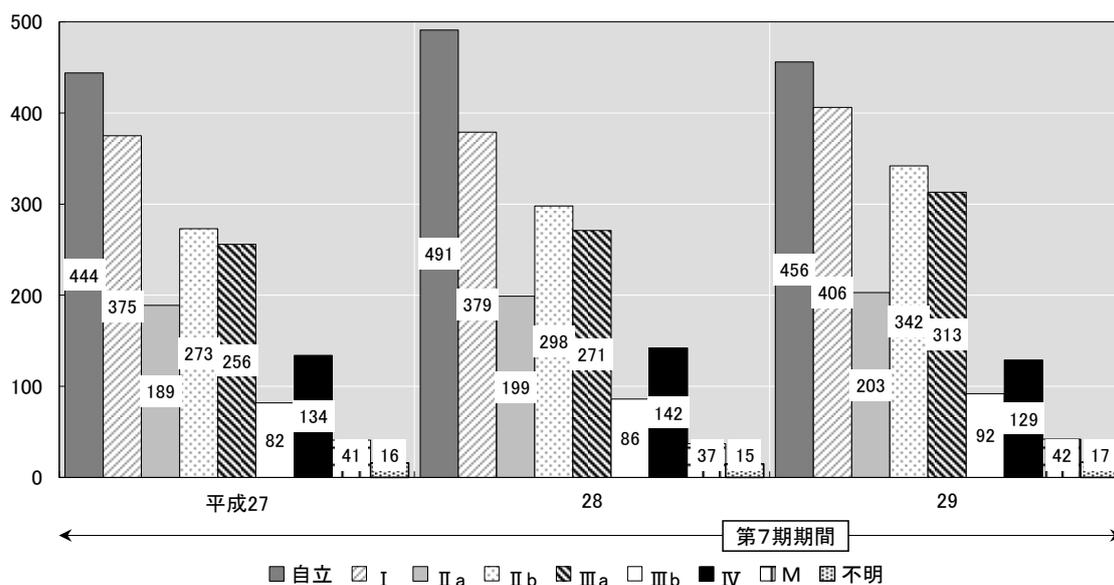
図表-6 自立度Ⅰ・Ⅱ以上の認定者(第1号)の推移(人、%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年
認定者数	1,810	1,918	2,000
うち自立度Ⅰ以上	1,350	1,412	1,527
(割合)	74.6	73.6	76.4
うち自立度Ⅱ以上	975	1,033	1,121
(割合)	53.9	53.9	56.1

出典:羽村市認知症高齢者分布調査報告書(各年9月末現在)

※ 抽出方法が異なるため、図表9.11とは認定者数が一致しない。以下、図表7.8も同じ。

図表-7 要支援・要介護認定者の認知症自立度の分布の推移(人)



出典:羽村市認知症高齢者分布調査報告書(各年9月末現在)

図表-8 自立度Ⅱ以上の前後期高齢者の占める割合の推移(人、%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年
認定者数	975	1,033	1,121
うち前期高齢者	120	116	120
(割合)	12.3	11.2	10.7
うち後期高齢者	855	917	1,001
(割合)	87.7	88.8	89.3

出典:羽村市認知症高齢者分布調査報告書(各年9月末現在)

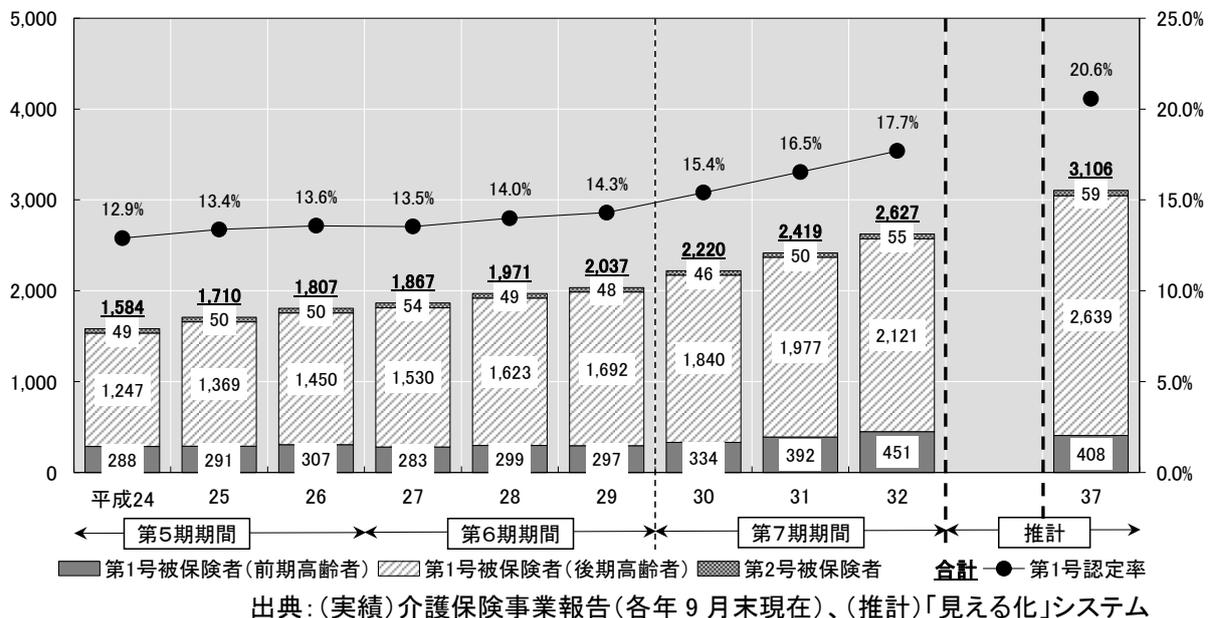
## 第2節 要介護認定・給付の実績と推計

### (1) 要支援・要介護認定者と認定率推移

市の要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加とともに増加傾向にあり、「2025年」（平成37年）には3,106人となる見込みとなっています。

特に後期高齢者の認定者数は、団塊の世代の動態を受けることで被保険者が急増することに伴い、同じく「2025年」（平成37年）には2,639人となる見込みとなっています。

図表-9 要支援・要介護認定者数と認定率の推移(人)



市の要支援・要介護認定者に占める前後期高齢者の割合は、2：8をほぼ横ばいで推移していますが、後期高齢者の増加に伴い、割合を増減しながら「2025年」（平成37年）には1：9に転じる見込みとなっています。

図表-10 1号被保険者の要支援・要介護認定者に占める前後期高齢者割合の推移(人、%)

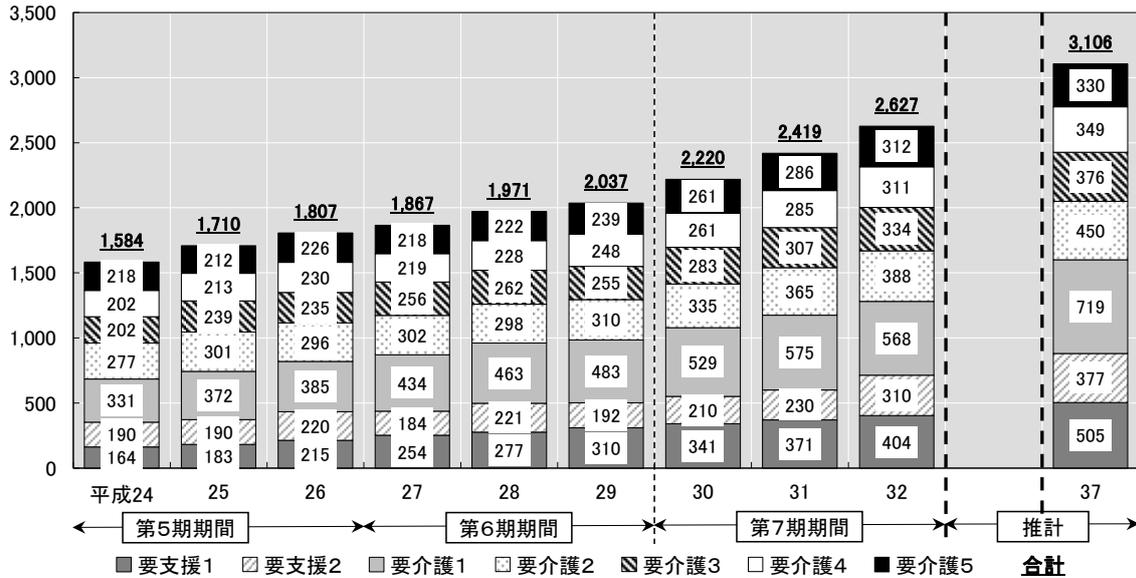
区分	第5期			第6期			第7期			推計
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
認定者数	1,535	1,660	1,757	1,813	1,922	1,989	2,174	2,369	2,572	3,047
前期高齢者の割合	18.8	17.5	17.5	15.6	15.6	14.9	15.4	16.5	17.5	13.4
後期高齢者の割合	81.2	82.5	82.5	84.4	84.4	85.1	84.6	83.5	82.5	86.6

出典：(実績)介護保険事業報告(各年9月末現在)、(推計)「見える化」システム

(2) 要支援・要介護認定者及び給付費の推移

市の認定者数は一貫して増加傾向にあり、平成29年現在では、要介護1が全体の23.7% (483人) で1番多く、軽度(要支援1~要介護2)の認定者が63.6%(1,295人)を占めています。「2025年」(平成37年)には軽度認定者が66.0%(2,051人)となる見込みとなっています。

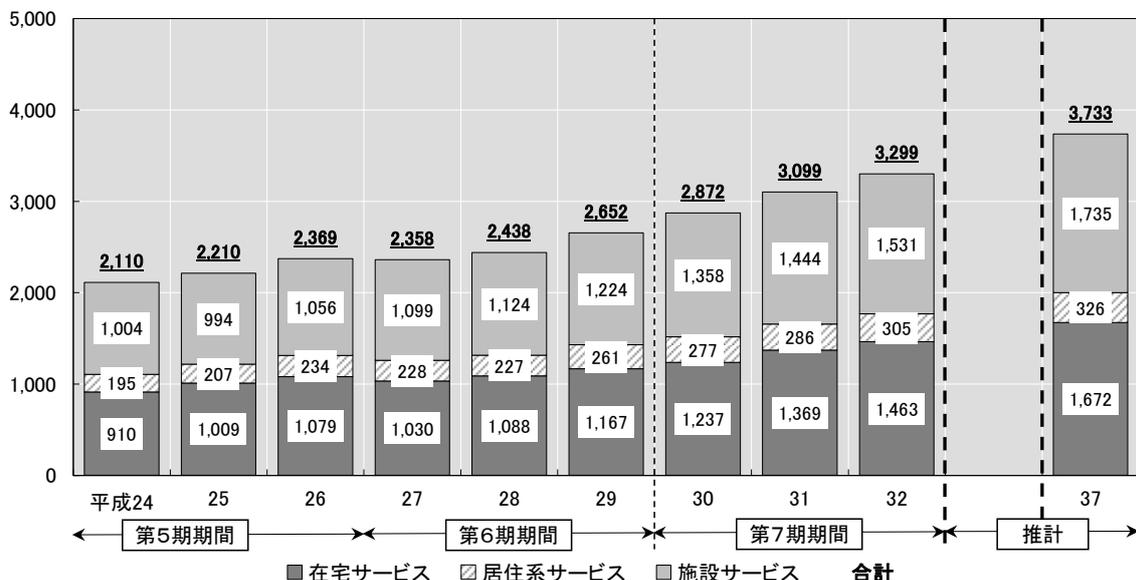
図表-11 要支援・要介護度別認定者数の推移(人)



出典:(実績)介護保険事業報告(各年9月末現在)、(推計)「見える化」システム

市のサービス別給付費の推移は要介護認定者数とともに増加しており、増加額、増加割合ともに在宅サービスがそれぞれ大きな増加を示しています。

図表-12 サービス別給付費の推移(百万円)



出典:(実績)介護保険事業報告(各年9月末現在)、(推計)「見える化」システム

## 第3節 ニーズ調査結果の概要

### (1) 調査の実施

市では、「高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

本調査は、①65歳以上の市民の方、②要介護認定を受けている方を対象として、生活実態や福祉・介護サービスに関する利用動向などをお伺いしました。

No.	種 類	対象者	備 考
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・市内在住 65 歳以上の市民 ・そのうち介護保険認定者(要支援認定者)を含む 1,200 人を抽出	中学校区別人口比率に応じた層化抽出
2	在宅介護実態調査	・市内在住 65 歳以上の市民 ・そのうち施設入所者を除く介護保険認定者(期間内に認定の更新・区分変更申請に伴う認定調査を行った方)	

調査区分	対象者	有効回収件数	有効回収率
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,200 人	861 票	71.8%
② 在宅介護実態調査	—	380 票	—
合計	1,580 人	1,241 票	78.5%

### (2) 調査の概要

#### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握します。

また、健康づくりや介護予防、高齢者福祉サービスの利用意向などを把握し、本計画に反映します。

#### ② 在宅介護実態調査

「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方」を検討することを目的とし、本計画に反映します。

### (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」については、見える化システムの活用により、生活機能リスクの割合を、年齢・圏域別に算出することができます。本項では、国の見える化システムを活用した、算出結果のうち、主要な内容を掲載します。

なお、市においては圏域は一つとなっています。

#### ① 運動器機能リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	10.5	2.9	7.6	89.5
男性(%)	3.8	0.9	2.9	44.6
女性(%)	6.7	2	4.7	44.9

#### ② 栄養改善リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	7.4	4.2	3.2	92.6
男性(%)	1.7	0.9	0.8	46.7
女性(%)	5.7	3.3	2.4	45.9

#### ③ 咀嚼機能リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	22.6	11.8	10.8	77.4
男性(%)	10.9	5.2	5.7	37.5
女性(%)	11.7	6.6	5.1	39.9

#### ④ 閉じこもりリスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	14.5	6.2	8.3	85.5
男性(%)	6.6	3.2	3.4	41.8
女性(%)	7.9	3	4.9	43.7

⑤ 認知症リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	33.8	18.2	15.6	66.2
男性(%)	15.6	8.3	7.3	32.8
女性(%)	18.2	9.9	8.3	33.4

⑥ うつリスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	38.9	23.3	15.6	61.1
男性(%)	16	9.8	6.2	32.4
女性(%)	22.9	13.5	9.4	28.7

⑦ IADL\*が低い高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	3.6	1.1	2.5	96.4
男性(%)	1.5	0.6	0.9	46.9
女性(%)	2.1	0.5	1.6	49.5

※ 「IADL」…買物・電話・外出など自立した日常生活を送る能力(手段的日常生活動作能力)

⑧ 転倒リスク高齢者の割合

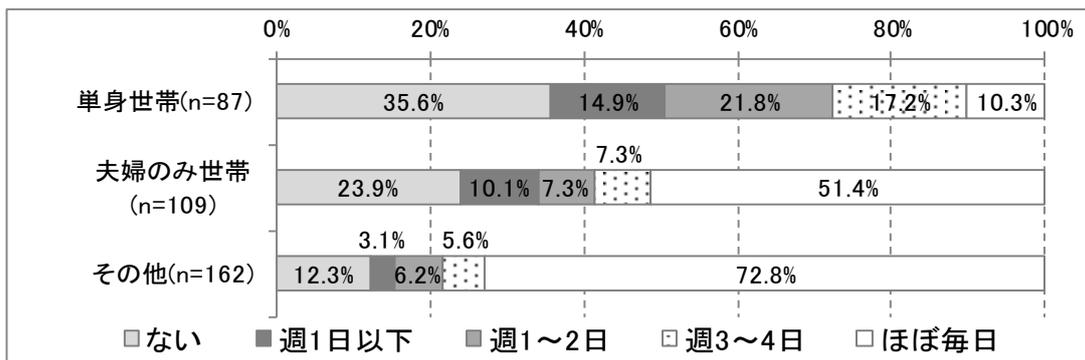
	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	23.7	11.3	12.4	76.3
男性(%)	10.3	4.4	5.9	38.1
女性(%)	13.4	6.9	6.5	38.2

#### (4) 在宅介護実態調査の結果

「在宅介護実態調査」については、介護保険認定情報との照合により、従来以上の分析の深化が可能となりました。本項では、国の集計ソフトを活用した、集計結果（クロス集計）のうち、主要な内容を掲載します。

##### ① 「要介護度別・世帯類型別」の「家族等による介護の頻度」

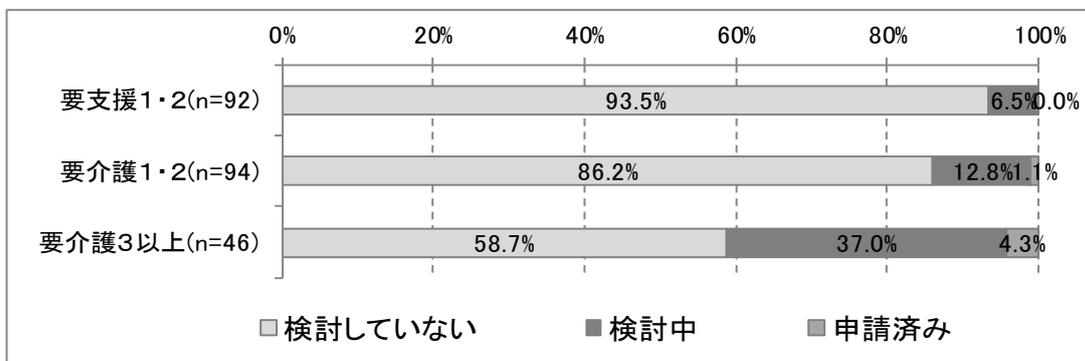
###### ■ 世帯類型別・家族等による介護の頻度



※ 端数処理により、合計が100%にならない場合があります。

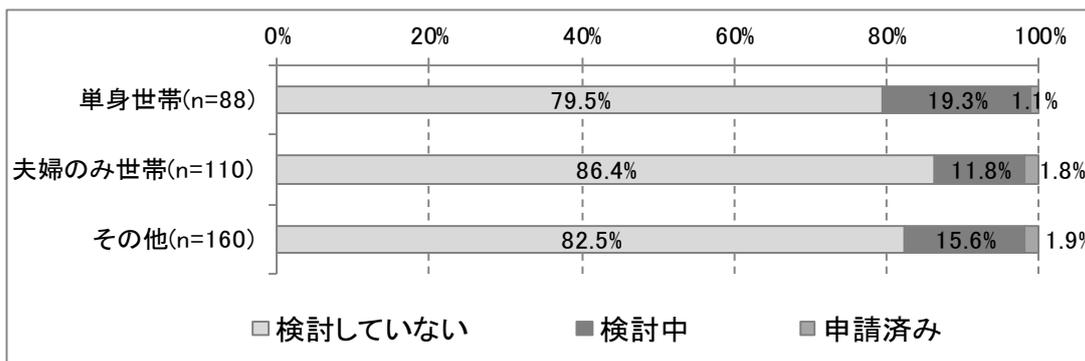
##### ② 施設入所等検討の状況

###### ■ 要介護度別・施設入所等検討の状況



※ 端数処理により、合計が100%にならない場合があります。

###### ■ 世帯類型別・施設入所等検討の状況

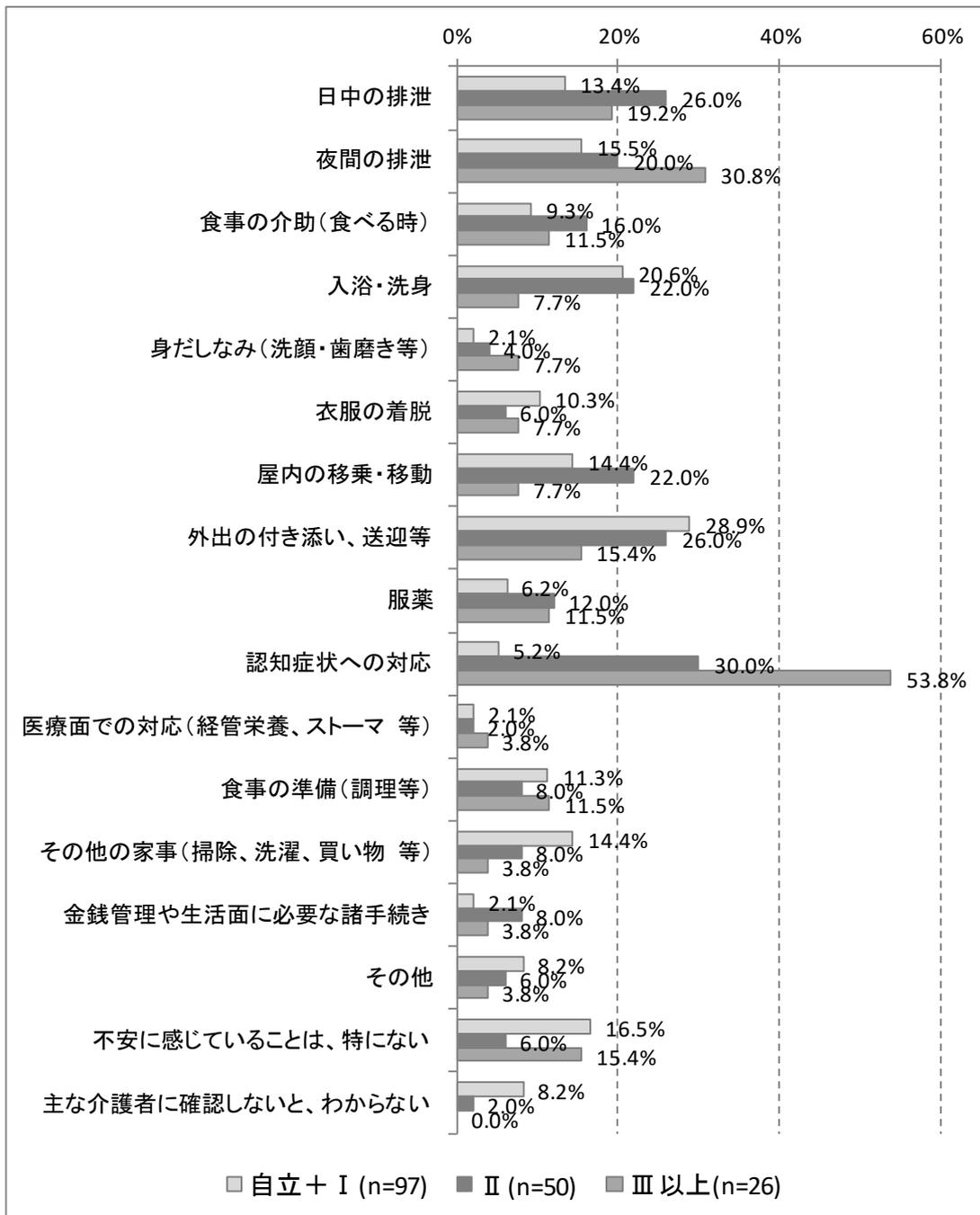


※ 端数処理により、合計が100%にならない場合があります。

③ 要介護度・認知症自立度の重度化に伴う「主な介護者が不安を感じる介護」の変化

ここでの「主な介護者が不安を感じる介護」とは、「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安を感じる介護等」のことです。ここから、要介護度・認知症自立度別の、主な介護者が不安を感じる介護等を把握することができます。

■ 認知症自立度別・介護者が不安を感じる介護



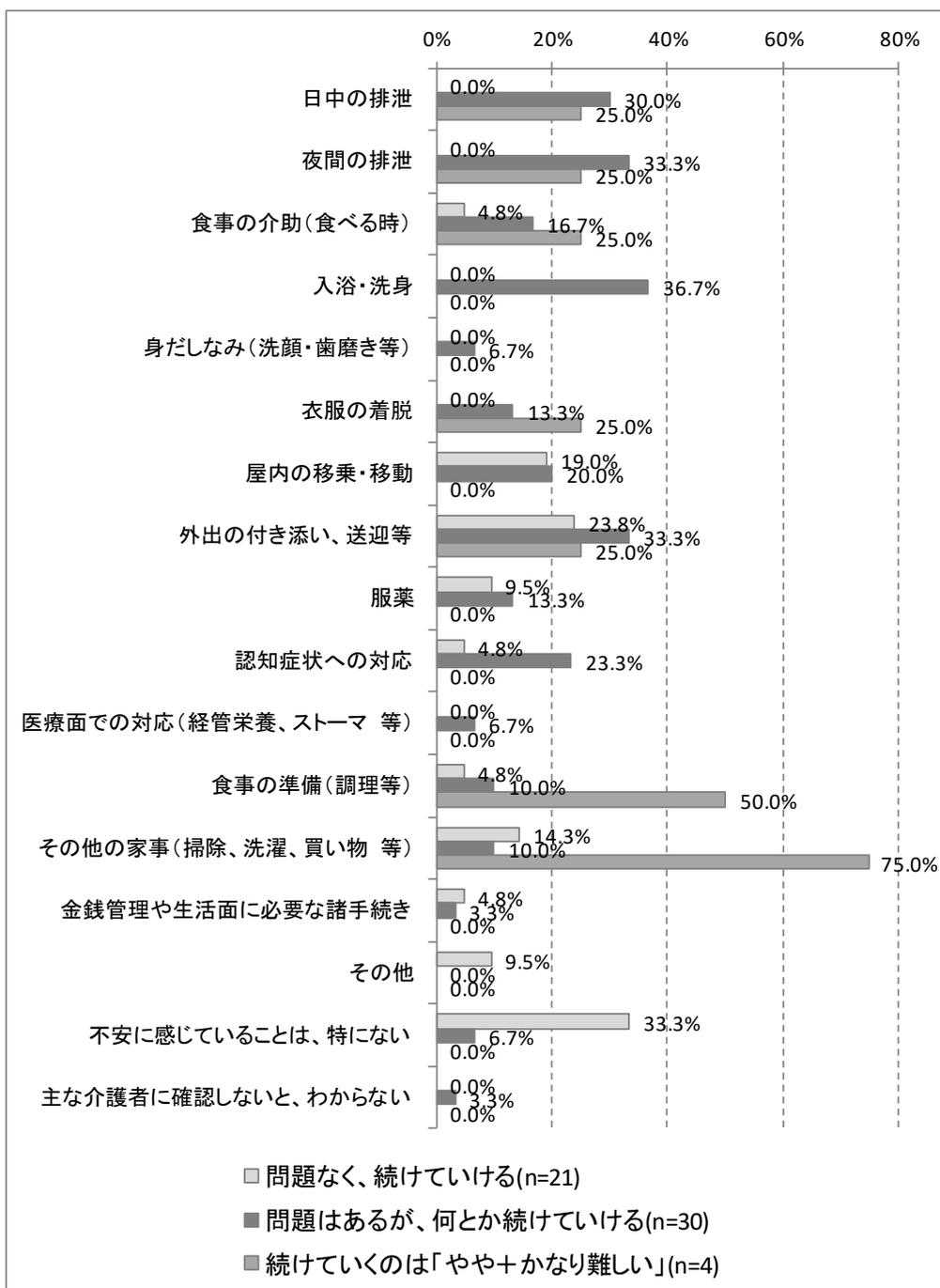
※ 端数処理により、合計が100%にならない場合があります。

④ 「介護保険サービスの利用状況」・「主な介護者が不安に感じる介護」と「就労継続見込み」の関係

「介護保険サービスの利用状況」と「就労継続見込み」の関係についての集計分析から、サービス利用による就労継続見込みへの影響を把握することができます。

また、「主な介護者が不安に感じる介護」については、どのような介護等で不安が増加しているかに着目することで、就労継続について、介護者がその可否を判断するポイントとなる介護等を把握することができます。

■ 就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務+パートタイム勤務）

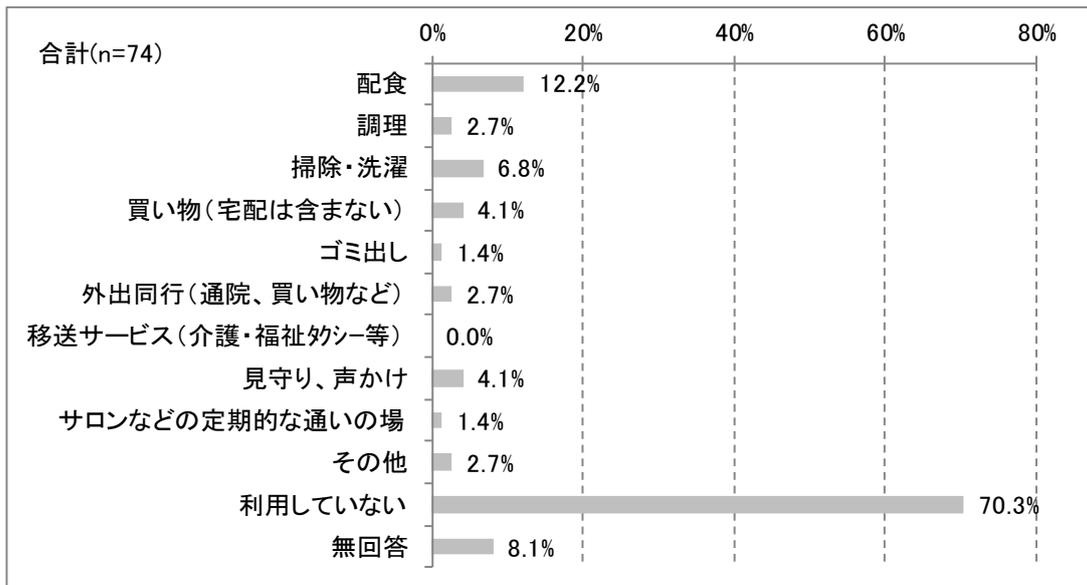


※ 端数処理により、合計が100%にならない場合があります。

⑤ 就労状況別の、保険外の支援・サービスの利用状況と、施設等検討の状況

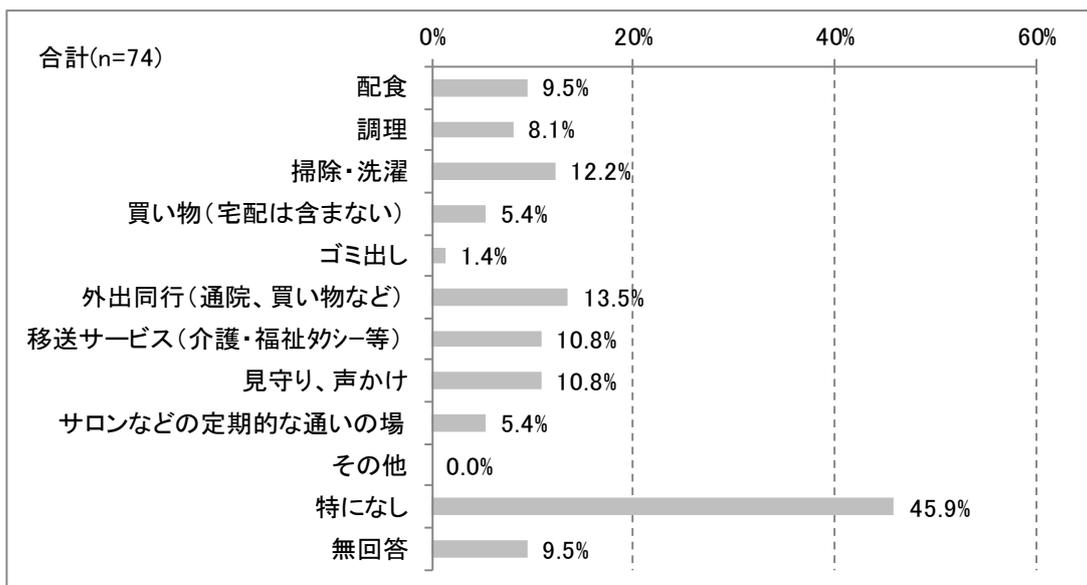
「利用している保険外の支援・サービス」と、「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」の差をみることにより、働いている介護者が必要と感じているが、実際には利用されていない生活支援サービスを把握することができます。

■ 利用している保険外の支援・サービス（フルタイム勤務）



※ 端数処理により、合計が 100%にならない場合があります。

■ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（フルタイム勤務）

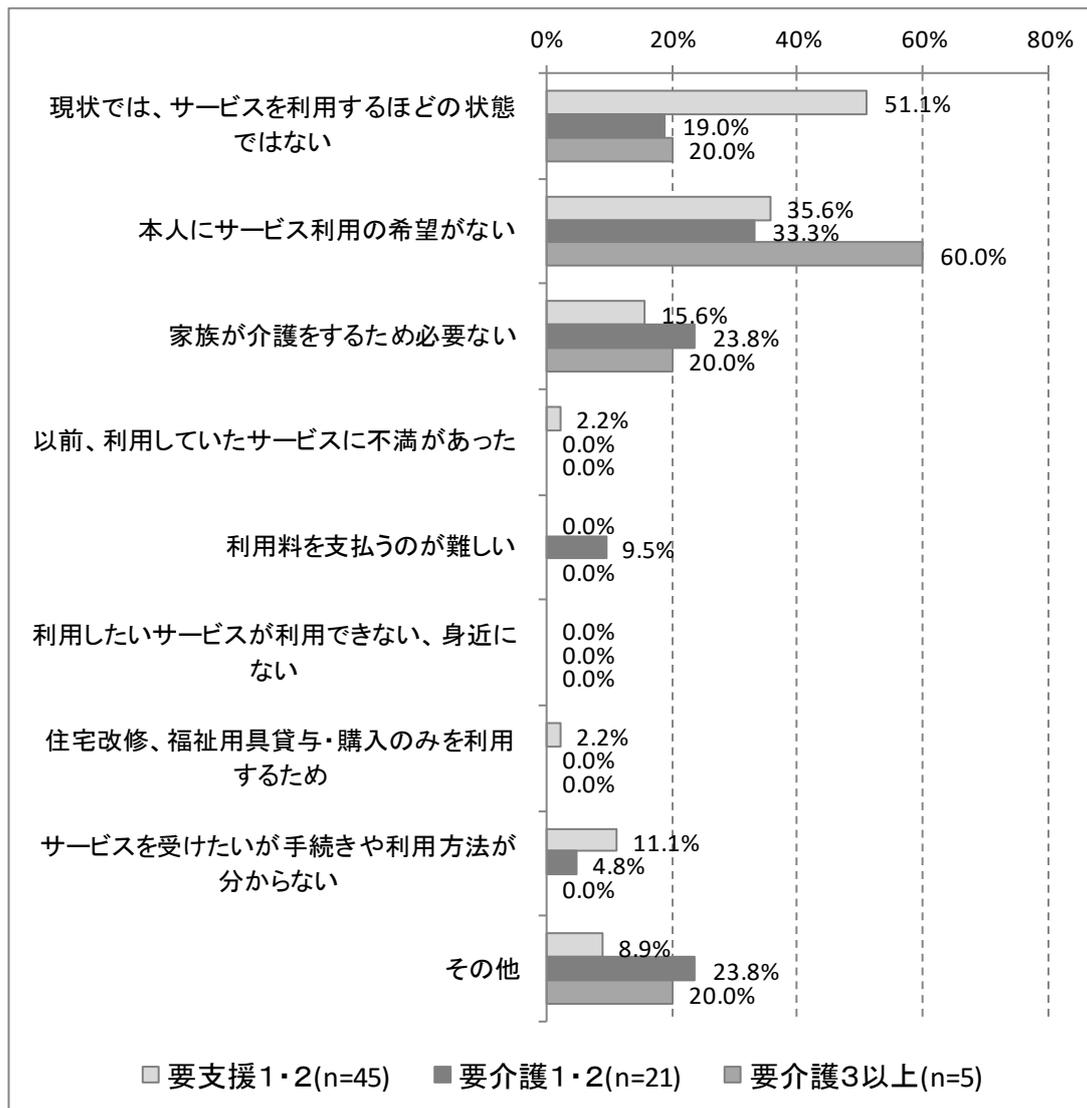


※ 端数処理により、合計が 100%にならない場合があります。

⑥ 要介護度別・世帯類型別のサービス未利用の理由

支援・サービスの提供体制の構築を含む各種の取り組みを検討する際に、参考になると考えられるいくつかの集計結果を整理しています。

■ 要介護度別のサービス未利用の理由



※ 端数処理により、合計が100%にならない場合があります。

## (5) ニーズ調査からの課題の取りまとめ

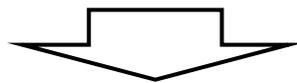
今回の計画策定に伴い、ニーズ調査及びリスク判定を通し、高齢者福祉を推進していく上で、特に取り組むべき課題を次のとおり、取りまとめました。

### 〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からの課題の取りまとめ〕

- ① 各種リスクを適切に捉え、加齢とともにリスクが上昇する傾向を踏まえ、健康増進や介護予防事業の効果的な取り組みが必要です。

### 〔在宅介護実態調査からの課題の取りまとめ〕

- ① 要介護度・自立度の重度化にともなって、求められるサービスが異なっており、今後の要介護度別の高齢者の増減を見据えたサービス供給が必要です。
- ② 世帯の類型にかかわらず在宅生活を希望している高齢者が多いとともに、構成割合の多い「要介護1、2」が在宅生活の意向を示していることから、「要介護1、2」の訪問・通所のニーズを把握し、今後の介護保険事業における供給量を適切に設定する必要があります。
- ③ 家族介護が在宅生活に不可欠であることが示され、特に要介護度の重い認定者ほど家族の協力が必要です。加えて、在宅生活の意向が高いことから、今後、在宅介護を継続するためにも介護者の「負担の程度」の状況を把握し、日常生活と介護の両立を支援していく必要があります。



### 〔高齢者福祉の方向性〕

- ① 各種リスクを適切に捉え、加齢とともにリスクが上昇する傾向を踏まえ、健康増進や介護予防事業の効果的な取り組みを図ります。
- ② 要介護度・自立度の重度化抑制を図るとともに、将来の推計に基づく、適切な供給体制の整備を図ります。また、介護における家族の役割の大きさを踏まえ、負担軽減につながる介護者家族等への支援を図ります。

## 第4章 基本理念及び施策の展開

### 第1節 基本理念と基本方針

---

#### (1) 基本理念

---

市では、計画の策定に際しては引き続き、第6期計画の基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の市民とともに支え合いながらつくりあげていくことを目指します。

#### 〔基本理念〕

##### ■ 自立と尊厳の保持

高齢になっても社会の一員としてそれぞれの役割をもち、かつ、尊厳が保たれた中で、自立した質の高い生活が送れることを目指します。

##### ■ 健康で生きがいをもてる「生涯現役社会」の実現

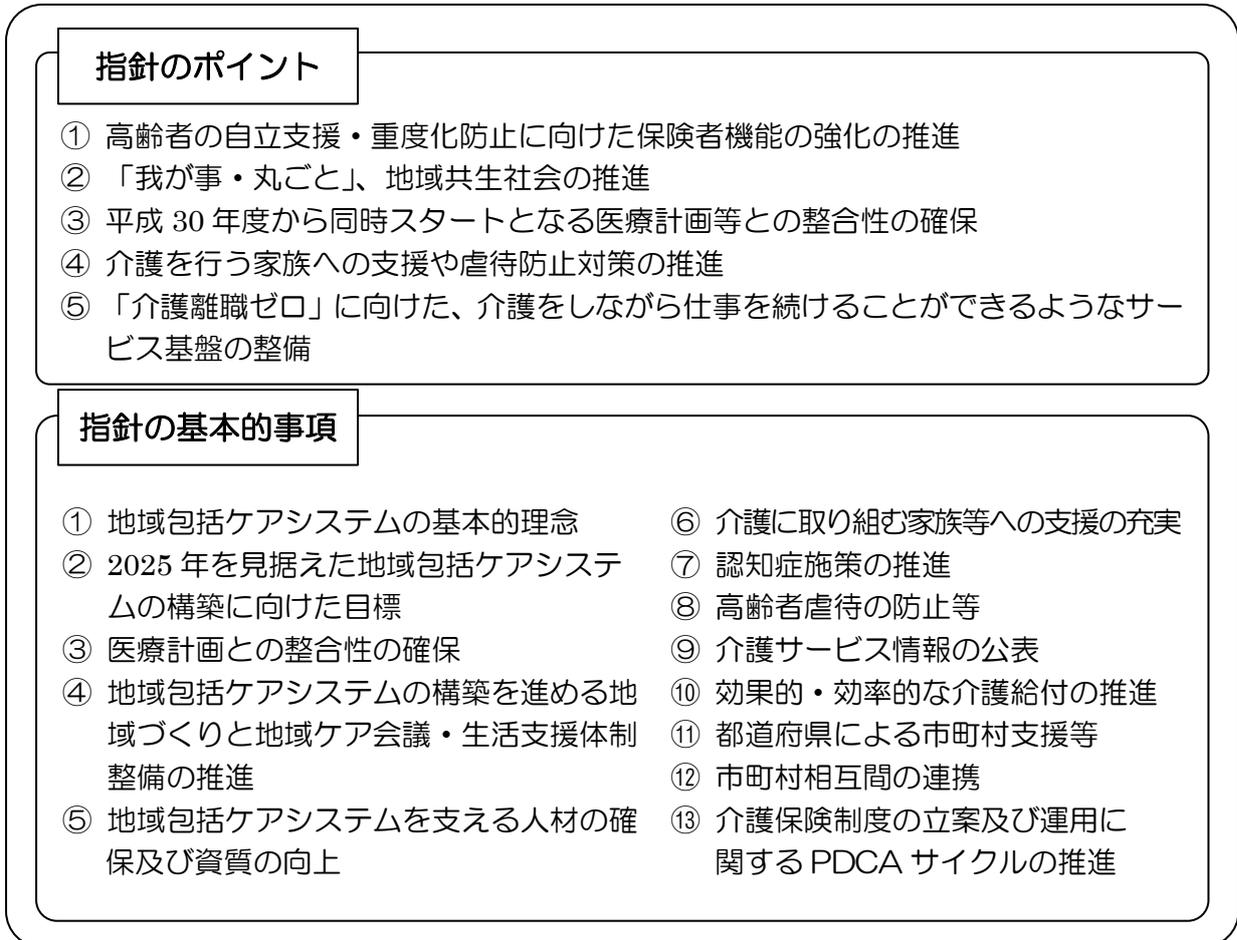
高齢者自らが積極的に健康を保持・増進し、社会参加や生きがいづくりに取り組む「生涯現役社会」の実現を目指します。

##### ■ とともに助けあい支えあうまちの実現

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民・企業・市等の協働により地域の力を向上させ、ともに助けあい支えあうまちを目指すとともに、見守り等の生活支援や、成年後見等の権利擁護といったさまざまな支援を包括的、継続的につないでいく「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

## (2) 基本方針

市では、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、地域包括ケアシステムの具現化を推進するため、基本方針を以下のとおりとします。



## 第2節 基本目標及び施策の体系

### (1) 基本目標及び体系の設定

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、第6期計画の目標を継承しつつ、介護保険制度改正に適切に対応するため、以下の4つの基本目標及び施策の体系を掲げます。

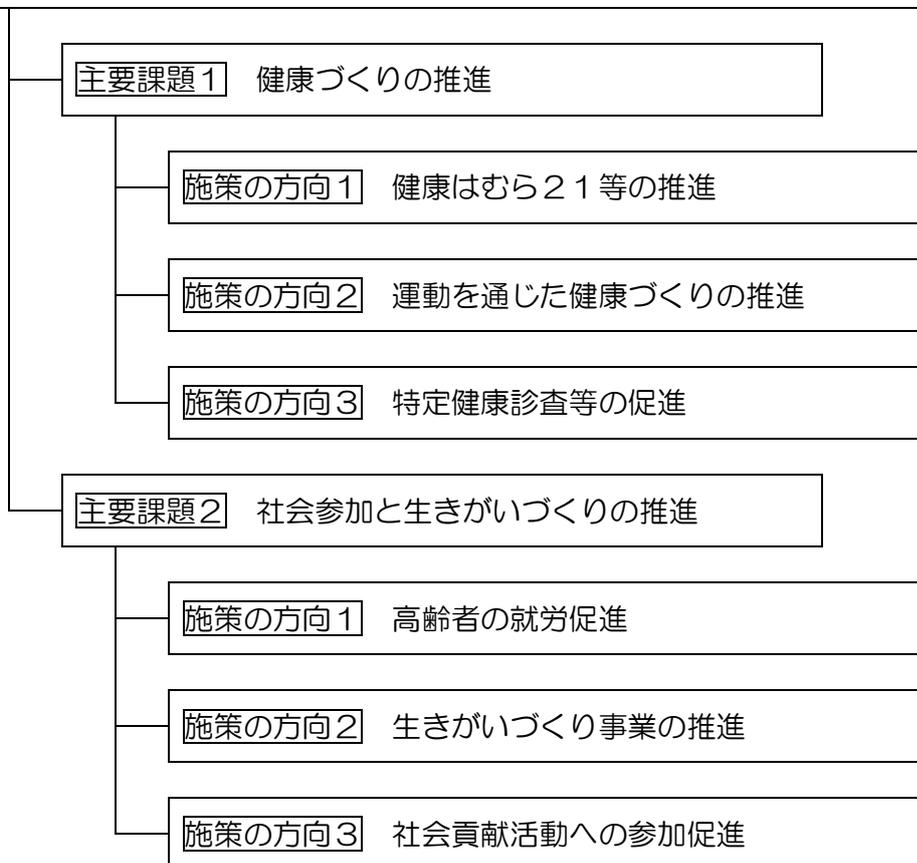
#### 基本目標1 生涯現役に向けた環境づくり

高齢者人口の増加に伴い、「元気高齢者」の割合も増加しており、就労の継続や地域活動への積極的な参加が見られる一方、地域等の場に参加する機会や方法がわからないために参加できていない高齢者も多くいます。

また、加齢による身体機能の低下を防ぐための「健康づくり」として、いつまでも健康で活発な生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

市では、地域の一員として積極的な関わりを持ちながら、生きがいのある生活を続けるとともに、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通じた社会参加を促進します。

該当：基本指針のポイント：1・2・5



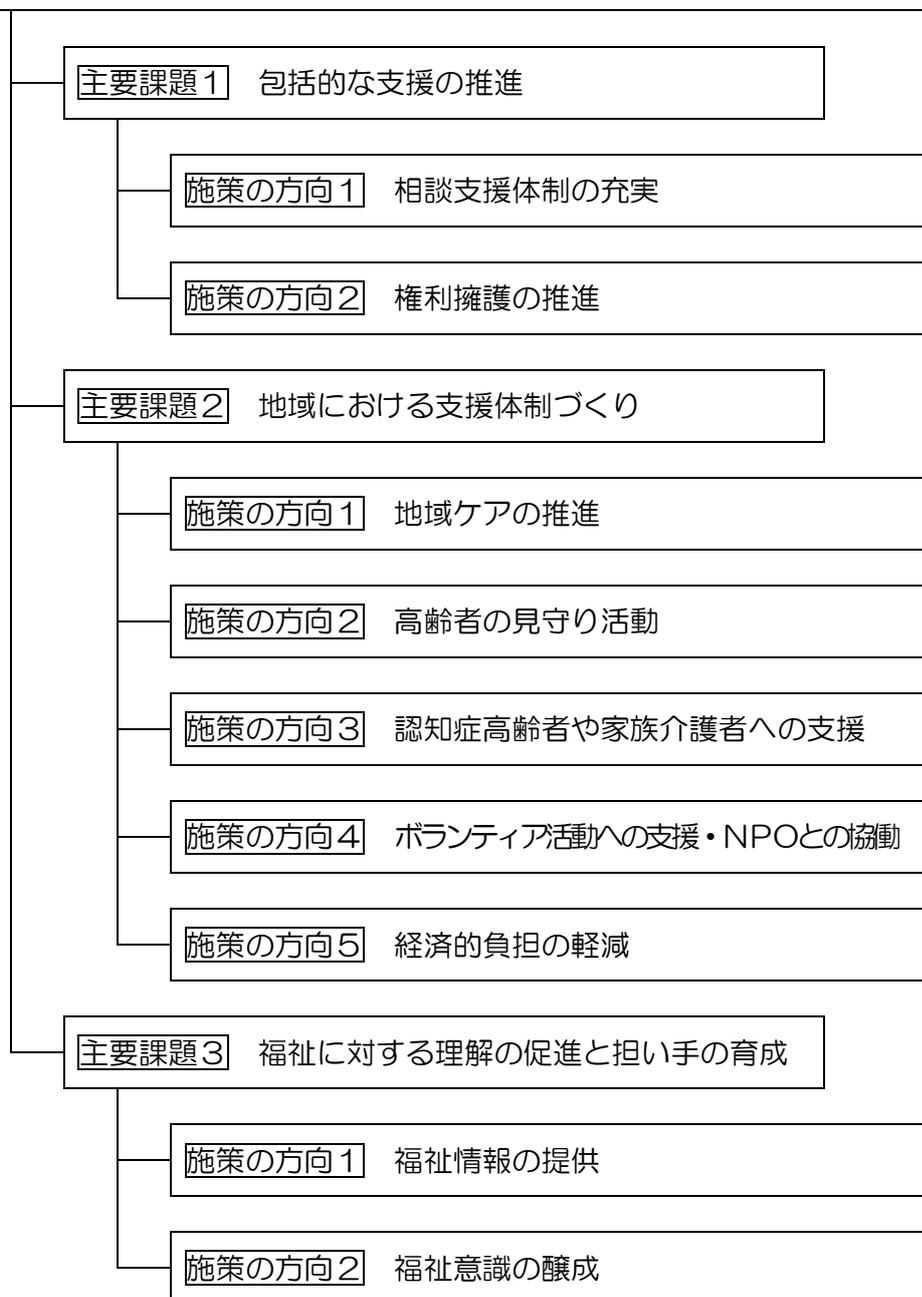
## 基本目標2 地域における総合的な支援体制づくり

地域共生の理念に基づく地域包括ケアシステムの実現のため、新たに示されている「在宅医療・介護の連携」といった課題に対応するため、医療機関等の専門機関・団体との連携体制の構築が求められています。

また、高齢者の日常生活を支援するためには、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携や、関係機関との協力が不可欠となります。

市では、引き続き地域包括ケア体制の充実を図り、地域における総合的な支援体制づくりを目指します。

該当：基本指針のポイント：2・3・4・5

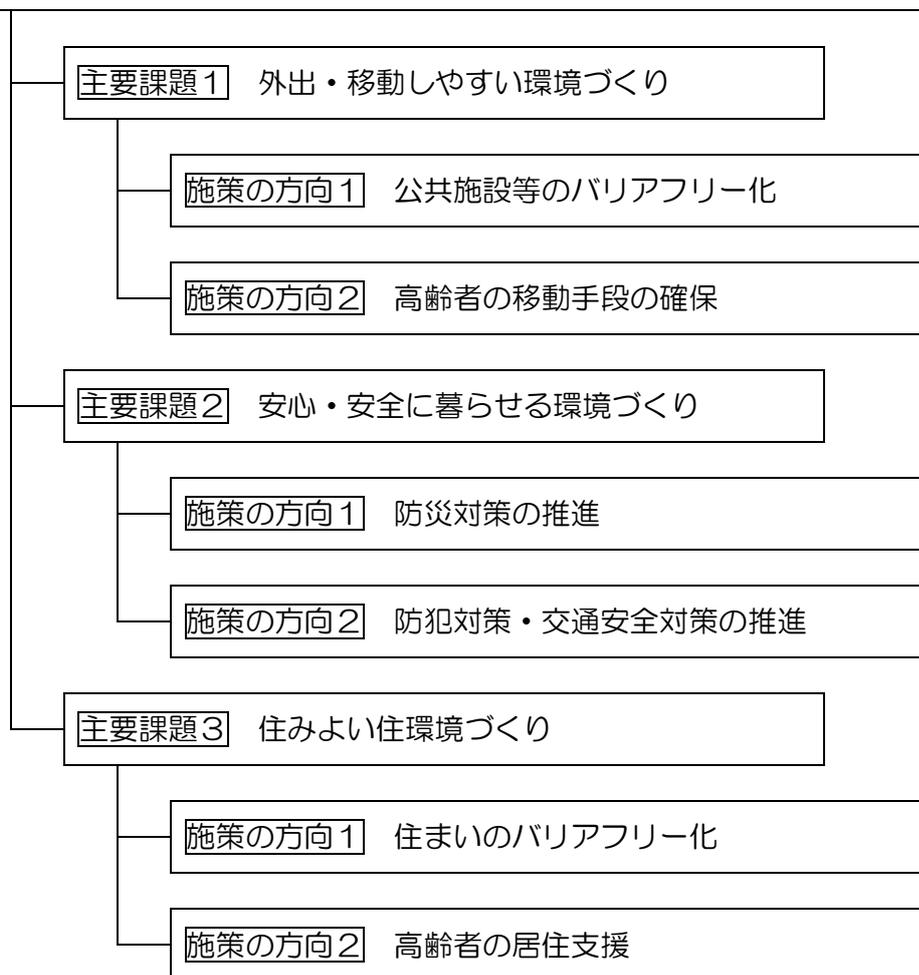


### 基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者の日常生活を支援するためには、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携や、関係機関との協力が不可欠となります。また、自立した生活を促進するために、生活しやすいまちづくりを行い、高齢者の日常生活における障壁を取り除く必要があります。

市では、市内公共施設、道路等のバリアフリー化を推進し、住みよいまちづくりを推進します。また、防災、防犯・交通安全対策を推進し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指します。

該当：基本指針のポイント：1・2・4・5

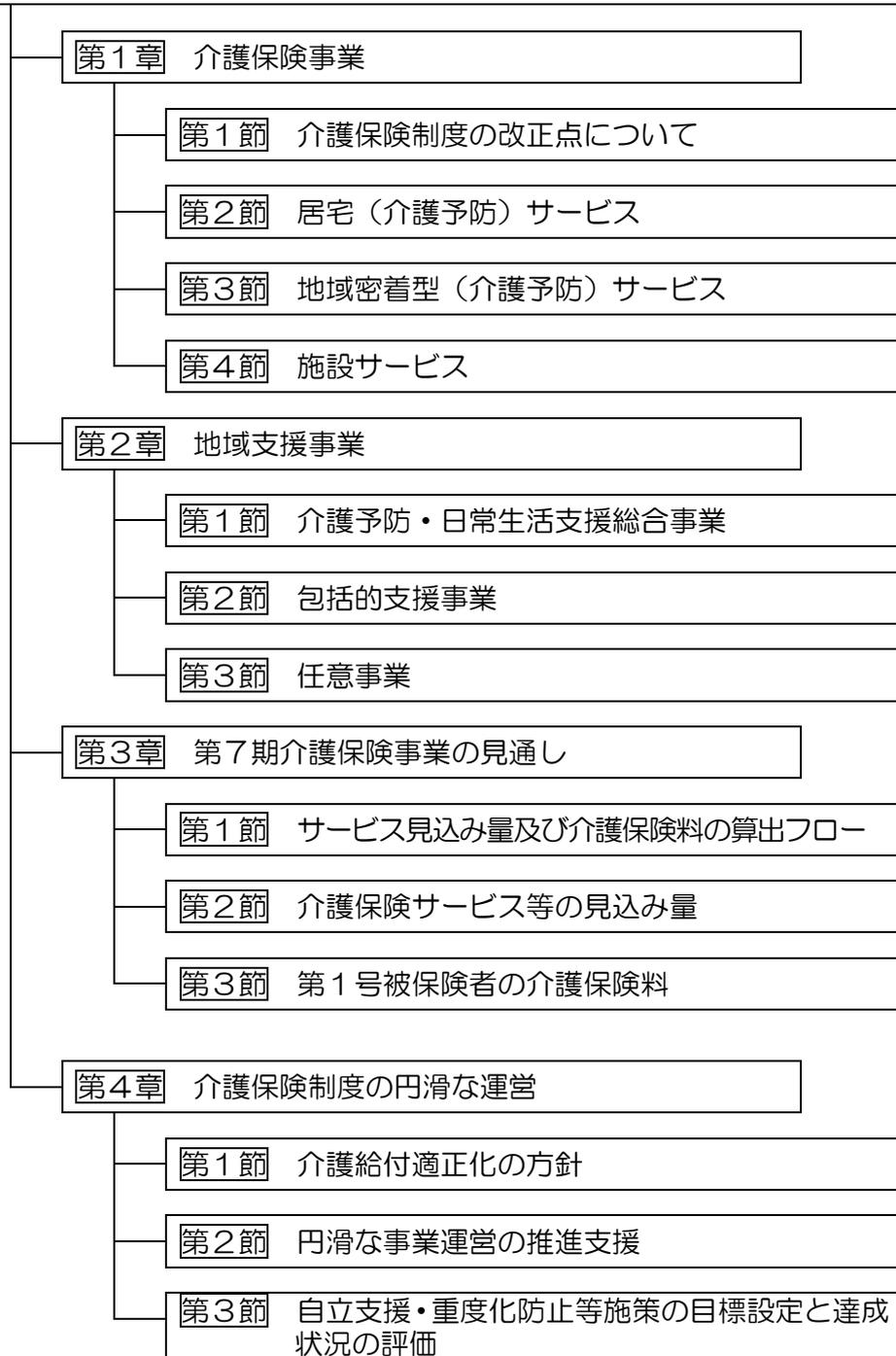


**基本目標4 介護保険制度の適切な運用**

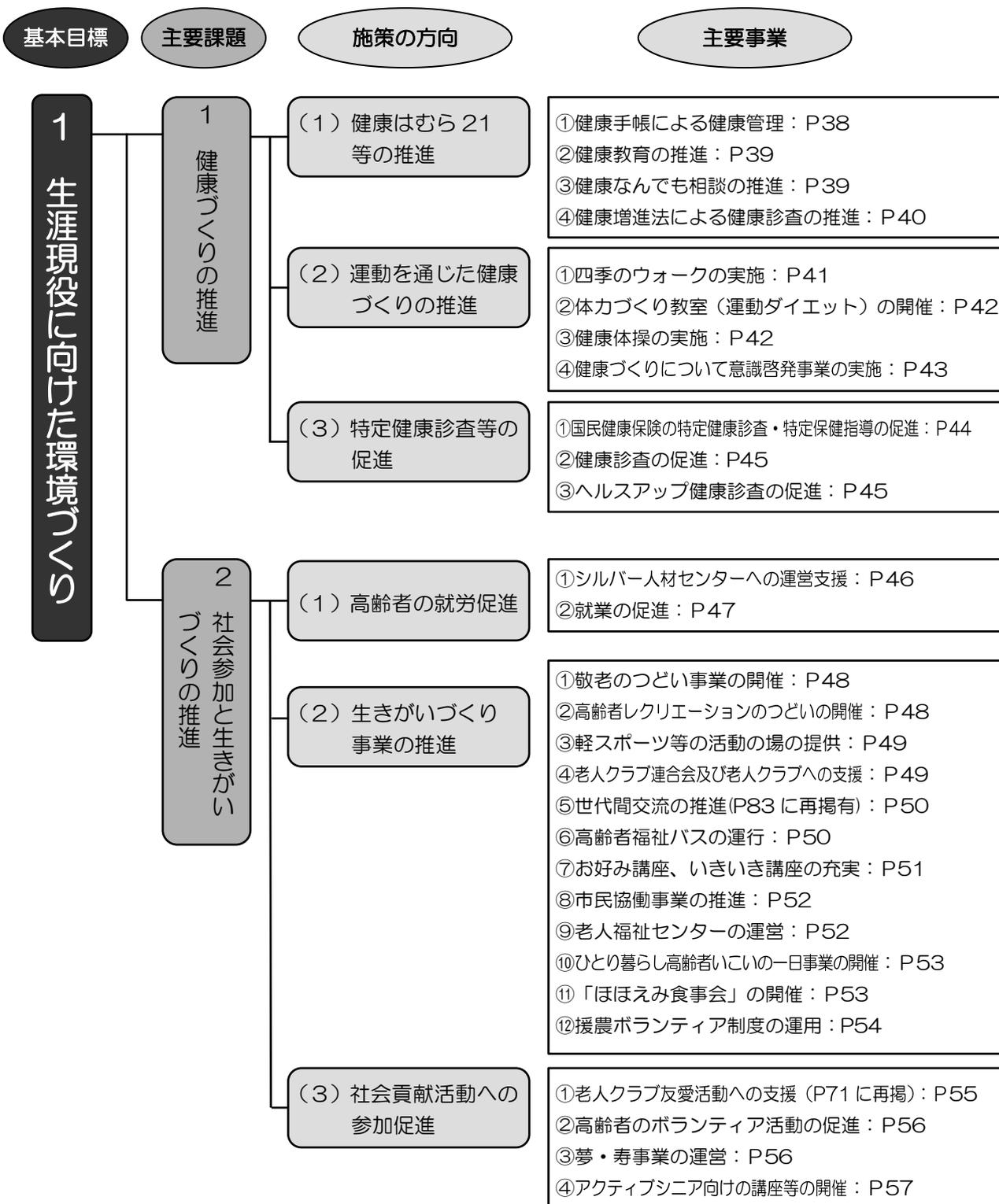
地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、介護予防・生活支援の充実促進、認知症施策や在宅医療・介護連携の取り組み等により、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者の包括的な支援体制の強化を図ります。

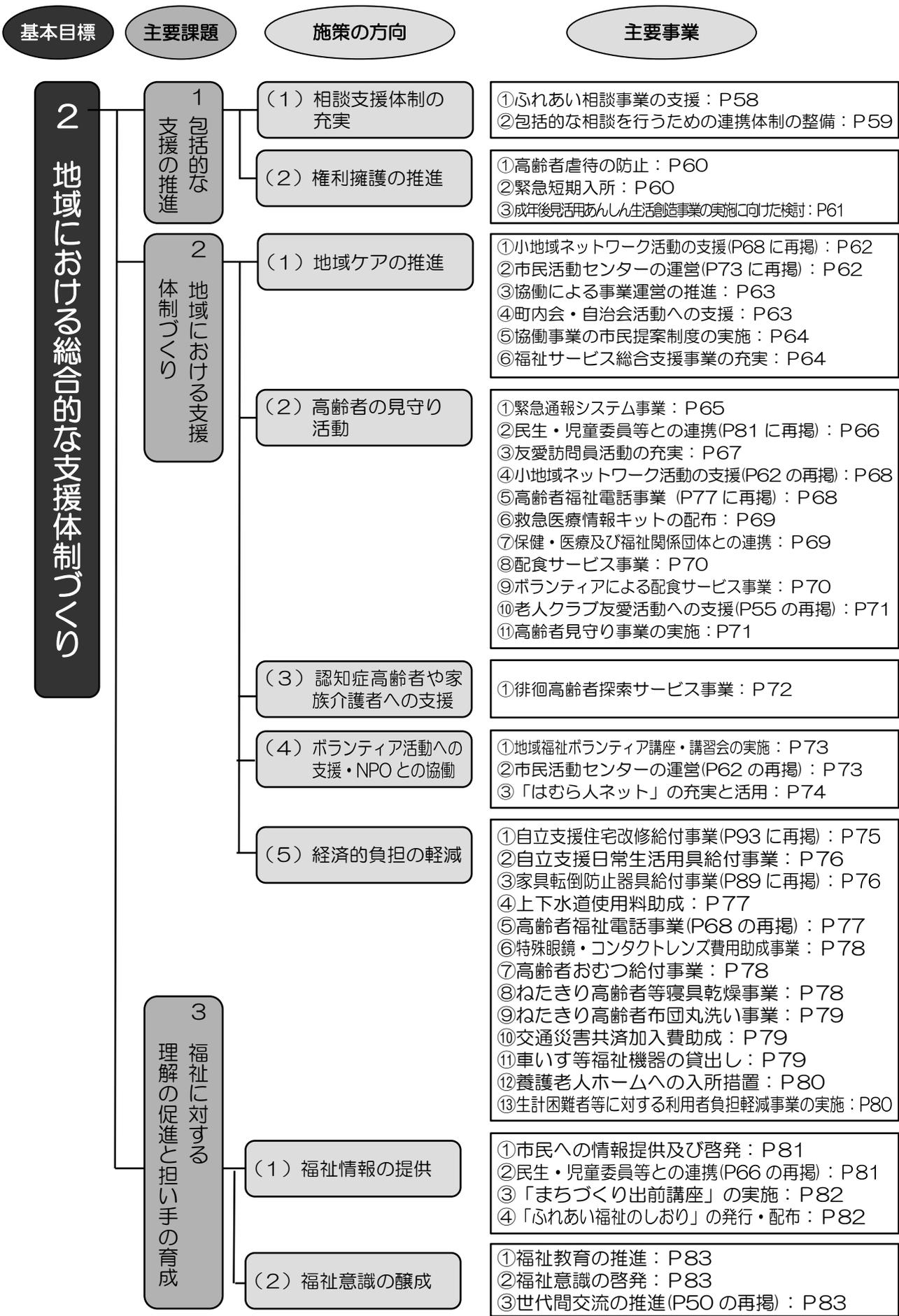
また、誰もが安心して制度を利用できるよう、認定や給付の公正化・適正化に努め、介護保険制度の円滑な運用を図ります。

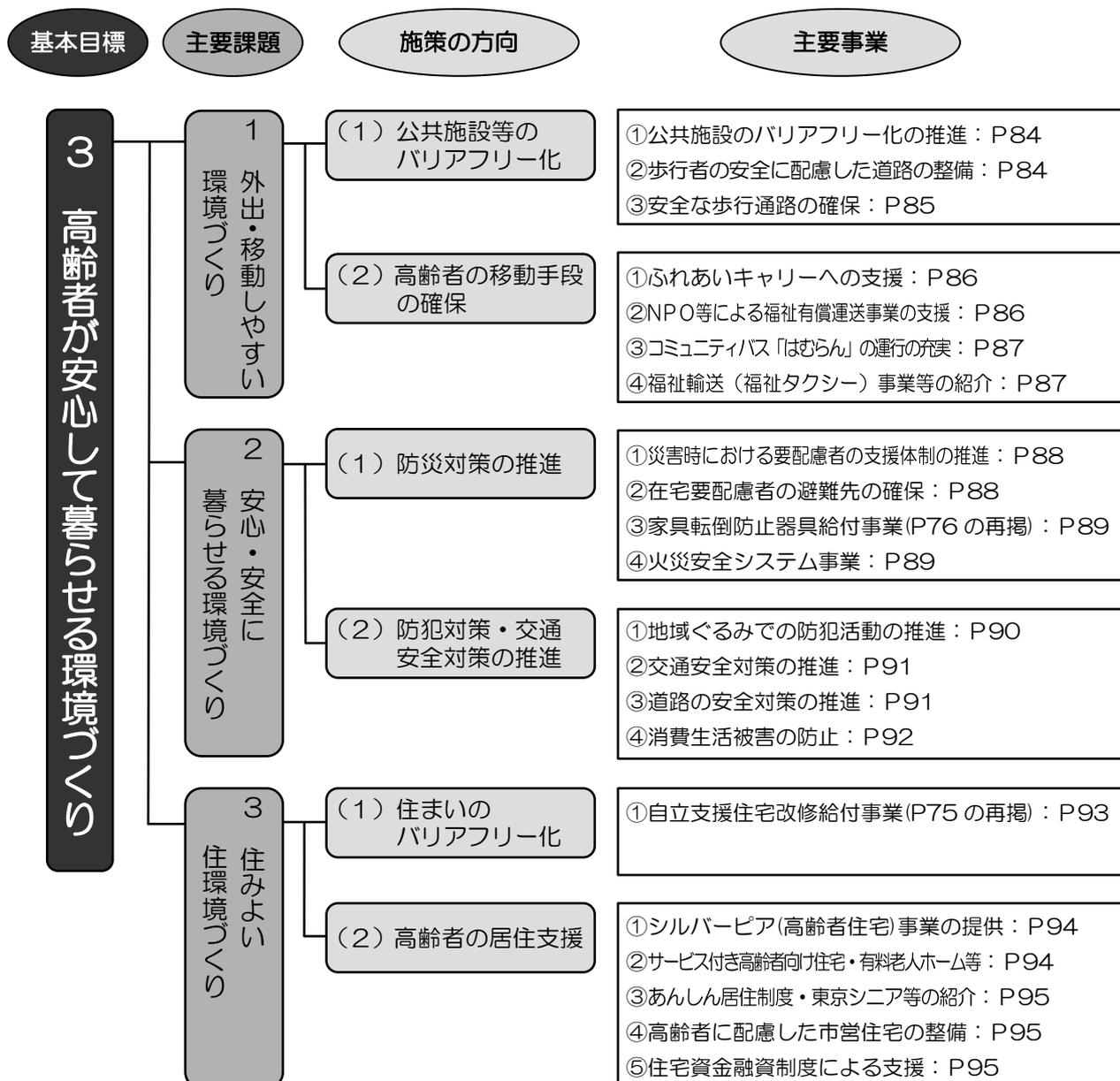
**該当**：基本指針のポイント：1～5



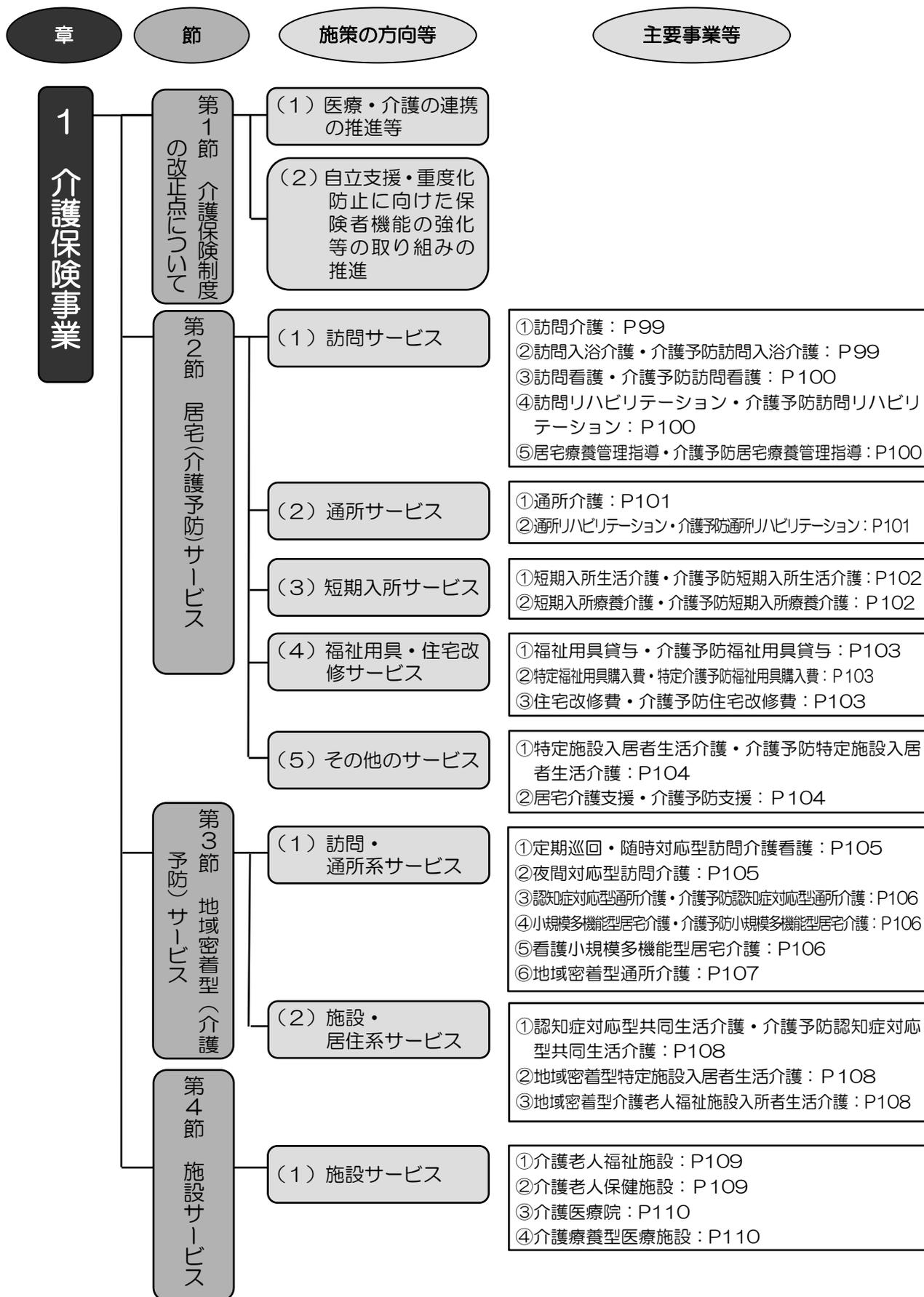
(2) 施策の体系

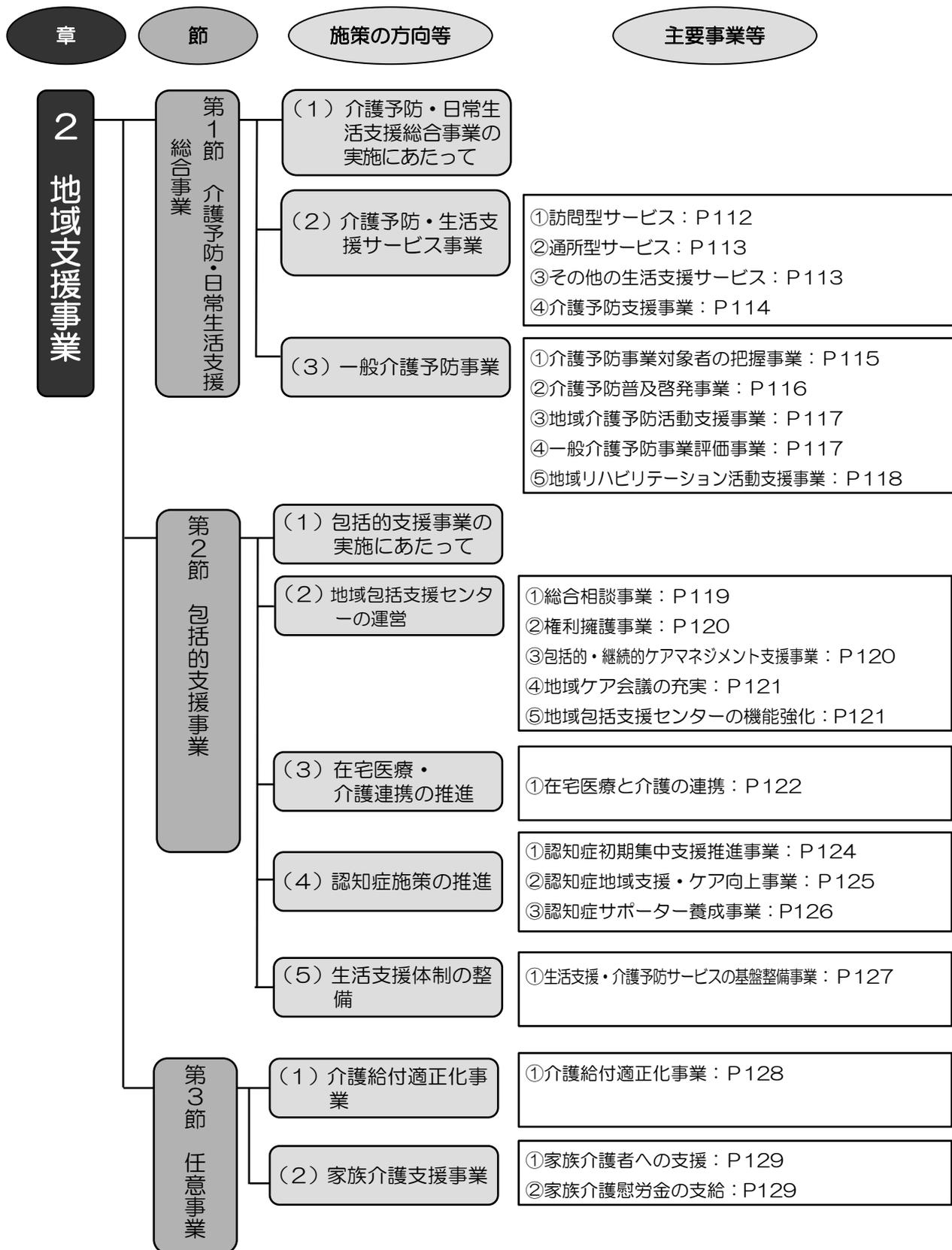


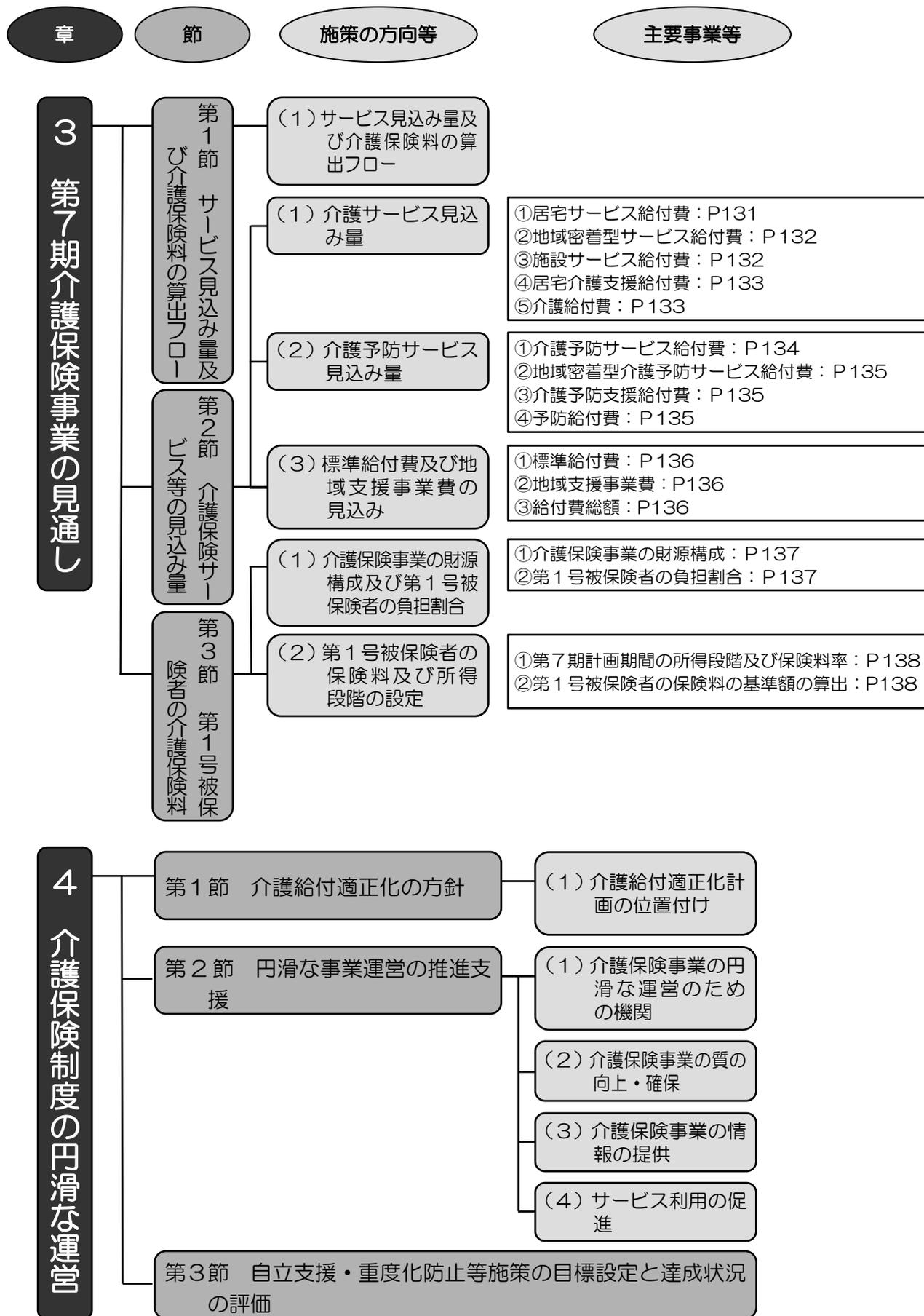




## 基本目標4 介護保険制度の適切な運用







## 第3節 日常生活圏域の設定

---

### (1) 日常生活圏域の基本的な考え方

---

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。

市の地域性や諸条件に基づき、本計画期間においても第5期、第6期計画から引き続き、市内を1つの日常生活圏域に設定することとします。

なお、地域包括支援センターの設置数及び担当区域については、今後の事業状況や相談窓口としての利便性等を踏まえながら地域包括支援センター運営協議会において、評価、検討していきます。

#### ■ 日常生活圏域を一つに設定する理由

- 市全体が比較的平坦で、かつ、行政面積は9.90km<sup>2</sup>と小さく移動も容易であり、サービス提供の地理的な分断がないこと。
- 地域密着型サービスを行う施設は市の周辺部に偏在しており、日常生活圏域を細分化することによりサービスの空白圏域が発生するおそれがあること。
- 定期巡回・夜間対応型訪問介護看護等の地域密着型サービス事業者の参入を促進し、サービスの選択性を高めるためには、引き続き市全体を1つの圏域としてサービスの需要と供給のバランスを図っていく必要があること。

## 〈各論Ⅰ〉

基本目標1	生涯現役に向けた環境づくり……………	38
基本目標2	地域における総合的な支援体制づくり……………	58
基本目標3	高齢者が安心して暮らせる環境づくり……………	84

# 基本目標 1 生涯現役に向けた環境づくり

## 主要課題 1 健康づくりの推進

### 施策の方向 1 健康はむら 21 等の推進

#### 〔 施策の方針 〕

- ・市民一人ひとりの健康づくりを促進し、健康な心身の維持を図るとともに、生涯現役を目指した健康寿命の延伸を図ります。

#### ① 健康手帳による健康管理

〔担当：健康課〕

##### 事業概要と現状

健康診査等の結果や血圧・体重の値など、日々の状態を記録することで、自分の健康管理に役立てられるよう健康手帳を配布しています。

イベントでの一斉配布ではなく、事業や相談時において必要な方に行き渡るよう血圧値等の記入や十分な説明を行い配布します。

##### 今後の方向性

引き続き、事業・相談の機会を通して、健康手帳の配布や活用方法について周知を図ります。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
健康手帳配布数(件) 40 歳以上	92	39	50	60	70	80

※ 平成 29 年度は見込み値。

② 健康教育の推進

〔担当：健康課〕

事業概要と現状

自ら健康づくりに取り組むことができるよう、保健師や管理栄養士等による生活習慣病予防の健康教育やこころの健康づくりに着目した講座を開催しています。また、町内会・自治会の要望に応じて、地区会館等身近なところで健康づくりが行えるような機会を提供しています。

今後の方向性

多くの方が興味を持って参加されるようテーマや内容を工夫しながら、生活習慣病の予防をテーマにした講座を開催し、生活習慣の改善に向けた栄養や運動等の具体的な内容を伝えていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
開催数(回) 年齢制限なし	27	32	34	34	36	36

※ 平成 29 年度は見込み値。

③ 健康なんでも相談の推進

〔担当：健康課〕

事業概要と現状

保健師と管理栄養士による個別相談を毎月 2 回定期的に実施するほか、がん検診会場や確定申告会場で相談場所を設け、市民の健康に関する相談に対応しています。

希望される方には、血圧測定や体重・体脂肪測定を行っています。

今後は、より多くの方が利用できるよう周知の機会を増やしていく必要があります。

今後の方向性

引き続き定例相談を実施するほか、がん検診や講座など人の集まる機会を活用した相談の場を提供していきます。また、多くの方が利用できるよう健康相談の周知を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
開催数(回) 主に 40 歳以上	44	44	46	46	46	46

※ 平成 29 年度は見込み値。

④ 健康増進法による健康診査の推進

〔担当：健康課〕

事業概要と現状

疾病を早期発見・早期治療し、市民の健康を増進することを目的として、各種がん検診や歯周疾患検診、肝炎ウィルス検診等を実施し、市広報紙等で検診の必要性の周知に努めてきました。

子宮頸がん及び乳がん検診において、特定の年齢の方にクーポン券や受診勧奨通知を送付するほか、大腸がん検診において、特定の年齢の方に受診勧奨通知を送付しています。

今後の方向性

引き続き、疾病の早期発見・早期治療を目的とした検診を実施します。特に、日本人の死亡原因の一位となっているがんによる死亡者を減少させるため、がん検診を推進していきます。

検診の周知については、市広報紙や市公式サイトに掲載するほか、特定の年齢の方を対象にクーポン券や受診勧奨通知を送付し、がん検診を受けることの大切さを伝えながら受診者数の増加を目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
胃がん(人) 40歳以上	1,472	1,410	1,505	1,600	1,600	1,600
肺がん(人) 40歳以上	1,592	1,567	1,505	1,600	1,600	1,600
子宮がん(人) 20歳以上 女性	1,182	1,225	1,072	1,250	1,300	1,350
乳がん(人) 40歳以上 女性	1,128	1,104	1,060	1,200	1,250	1,300
大腸がん(人) 40歳以上	6,843	6,664	7,000	7,100	7,200	7,300

※ 平成29年度は見込み値。

## 施策の方向2 運動を通じた健康づくりの推進

### 〔 施策の方針 〕

- 生涯学習、就労など、地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。また、スポーツ等を通して、健康な心身づくりを促進します。

### ① 四季のウォークの実施

〔担当：スポーツ推進課〕

#### 事業概要と現状

ウォーキングの機会が持てるよう、羽村市スポーツ推進委員によるウォーク事業を実施し、それぞれの特徴あるコースを巡りながら健康・体力づくりを進めてきました。

新規参加者を増やしていくため、市広報紙や回覧板を含めて周知をしていくとともに、参加者に高齢者が多いことから事故のないように配慮していく必要があります。

#### 今後の方向性

季節を感じ、より楽しくウォーキングができるよう市民のニーズに合ったコースの選別を行い、市民の健康増進を図ります。

#### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
開催回数(回)	2	2	2	2	2	2
参加者数(人) 年齢制限なし	143	112	140	140	140	140

※ 平成29年度は見込み値。

## ② 体力づくり教室（運動ダイエット）の開催

〔担当：スポーツ推進課〕

### 事業概要と現状

運動を通じて生活習慣病の予防を図ってきたほか、保健師やスポーツトレーナー等による講義や実技を実施しました。

### 今後の方向性

スポーツを基本に食事を含めた栄養摂取の両面から、引き続き健康づくりのきっかけとして事業を展開していきます。

### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
開催回数(回)	10	8	12	12	12	12
参加者数(人) 年齢制限なし	161	97	192	240	240	240

※ 平成 29 年度は見込み値。

## ③ 健康体操の実施

〔担当：スポーツ推進課〕

### 事業概要と現状

新規参加者を増やす新たな取り組みとして、初心者を対象にした「ビギナー健康体操」を週 1 回設けて、現行の健康体操を週 2 回にして実施しています。

普段、運動をしていない方に来てもらおうか大きな課題であるとともに、夏季の炎天下におけるウォーキング等が、高齢者の健康面などから課題となっています。

### 今後の方向性

健康づくりのため、多くの方に参加していただけるよう、引き続き利用者の健康に配慮した体操を行っていきます。

### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
開催回数(回)	152	154	155	155	155	155
参加者数(人) 年齢制限なし	5,870	5,731	5,860	6,000	6,000	6,000

※ 平成 29 年度は見込み値。

④ 健康づくりについて意識啓発事業の実施

〔担当：健康課〕

事業概要と現状

健康づくり推進員や関係団体等との連携により、栄養・運動・こころの健康づくり等をテーマにしたイベント（はむら健康の日・健康フェア）を開催し、生活習慣病に関する正しい知識の普及を図っています。

今後の方向性

今後も「はむら健康の日」、「健康フェア」などのイベントにおいて、市民自らが健康づくりに関心を持ち、健康づくりに取り組むことができるようさまざまな媒体や体験等を通し啓発を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
はむら健康の日(人) 年齢制限なし	2,904	2,630	2,479	3,000	3,100	3,200
健康フェア(人) 年齢制限なし	1,526	1,884	1,969	2,300	2,400	2,500

### 施策の方向3 特定健康診査等の促進

#### 〔 施策の方針 〕

- ・ 健診等を通して、健康への意識づけ、個人での健康管理を促進し、自ら健康づくりに取り組むことのできる意識啓発を図ります。

#### ① 国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の促進

〔担当：健康課〕

##### 事業概要と現状

40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象とし、生活習慣病のリスクの高いメタボリックシンドロームの該当者・予備群を早期に発見し、生活習慣の改善のための特定保健指導を促進し、壮・中年期からの健康維持と予防意識の向上を目指して取り組んでいます。

特定健診の受診率については年々増加が見られるものの、特定保健指導については横ばい傾向となっていることから、周知の工夫や利用しやすい実施体制を検討する必要があります。

##### 今後の方向性

特定健診については、毎年継続して受診する方が増えるよう、市広報紙等を通じた周知や個別の受診勧奨を行っていきます。

特定保健指導については、内容や効果等をわかりやすく市民に伝えるとともに、個別勧奨や相談日などの実施体制を見直していきます。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
特定健診受診率(%)	48.9	49.0	未確定	56.0	58.0	58.0
特定保健指導実施率(%)	11.0	8.6	未確定	16.0	20.0	24.0

※ 平成29年度実績について

- ・ 特定健診…健診実施期間は6～10月までだが、医療機関からの追加提出が翌2月位まで続くため、受診者数が未確定である。(現段階では、毎月の積み上げで30%台)
- ・ 保健指導…平成29年度事業は、平成29.12月～平成30.9月頃までであり、これから事業を開始するため、未確定である。

② 健康診査の促進

〔担当：健康課〕

事業概要と現状

75 歳以上の高齢者を対象とし、東京都後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査を促進し、疾病予防と健康管理に関する意識の向上を目指しています。

健診受診者数は年々増えてきていますが、未受診の方も多くいることから、引き続き市広報紙等を活用した受診勧奨に努める必要があります。

今後の方向性

引き続き、毎年、健診を受けることの必要性について周知を図ります。

健康管理に関する意識の向上や、生活習慣病の発症・重症化予防を目指し、健診結果の説明や、情報提供を行います。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
受診率(%) 75 歳以上	58.5	58.9	59.0	59.5	60.0	60.0

※ 平成 29 年度は見込み値。

③ ヘルスアップ健康診査の促進

〔担当：健康課〕

事業概要と現状

特定健診等と合わせて、6 項目（心電図・ヘマトクリット値・血色素判定・赤血球数・血清クレアチニン・尿酸）の健康診査を追加した市独自のヘルスアップ健康診査を実施しています。

今後の方向性

特定健診等と合わせて今後も実施し、生活習慣病を予防し健康づくりを推進していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
受診者数(人)	8,977	9,043	10,225	10,430	10,500	10,500

※ 平成 29 年度は見込み値。

## 主要課題 2 社会参加と生きがいつくりの推進

### 施策の方向 1 高齢者の就労促進

#### 〔 施策の方針 〕

- ・就労機会や地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図り、元気な高齢者が活躍する環境づくりに取り組みます。

#### ① シルバー人材センターへの運営支援

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

高齢者の就労支援の拠点であるシルバー人材センターに対し、運営費、人件費の助成を行うとともに各種公共施設の管理の委託を行っています。

##### 今後の方向性

高齢者の就労支援の拠点であるシルバー人材センターに対し、施設の提供や運営費の助成を継続し、社会参加の機会の提供や生きがいつくりを支援します。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
助成金額(千円)	28,735	30,004	32,869	継続	継続	継続

※ 平成 29 年度は見込み値。

② 就業の促進

〔担当：高齢福祉介護課（シルバー人材センター）〕

事業概要と現状

就業のための技術習得講習会や新たな家事援助サービスの実施内容等の検討を関係団体と行っています。

就業のための技術習得講習会や生活支援サポーター養成研修への参加者の拡大・内容の充実を図っていくため、支援していく必要があります。

今後の方向性

就業のための技術習得講習会を継続して開催するとともに、家事援助サービスなどの分野への就業機会の拡大を図っていくため、引き続き支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
受託件数(件)	5,067	5,170	5,220	5,270	5,320	5,370
契約金額(千円)	288,026	281,738	290,000	300,000	305,000	310,000
就業率(%)	87	89	84	85	86	87

※ 平成 29 年度は見込み値。

## 施策の方向2 生きがいづくり事業の推進

### 〔 施策の方針 〕

- ・高齢者がいつまでも元気でいられるよう、地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。

#### ① 敬老のつどい事業の開催

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、生活の変化や交流の機会として、敬老の日にあわせて、「敬老のつどい」を実施しています。

ゆとろぎの大ホールに、高齢者が入場しきれない事態が発生することが考えられることから、開催の仕方について検討しながら実施していく必要があります。

##### 今後の方向性

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、生活の変化や交流の機会として、敬老の日に合わせて式典などを行っていきます。

#### ② 高齢者レクリエーションのつどいの開催

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

市と羽村市老人クラブ連合会共催により、介護予防を目的とした、高齢者レクリエーションのつどいを開催し、各地区の老人クラブが主体となり、年1回レクリエーション大会を開催しています。

##### 今後の方向性

高齢者がいつまでも元気でいられるよう、各地区の老人クラブが主体となり、レクリエーションや介護予防を目的としたプログラムを通じて健康の保持と親睦を深めていきます。また、老人クラブ会員でない一般高齢者の参加の促進を図っていきます。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
参加者数(人)	530	503	518	530	540	550

※ 平成29年度は見込み値。

③ 軽スポーツ等の活動の場の提供

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

高齢者が、体力の維持や地域の人々との交流を深め、いきいきとした生活が送れるよう軽スポーツ等の活動の場としてゲートボール場等の軽スポーツ活動を行う場を提供し、維持経費面での支援を行いました。

全国的な傾向としてゲートボール人口は減少傾向にあり、軽スポーツ活動はペタンクやグラウンドゴルフや輪投げ等、多様化が進んでいます。ゲートボール以外の軽スポーツにも対応できる施設整備の検討が必要となります。

今後の方向性

高齢者が、体力の維持や地域の人々との交流を深め、いきいきとした生活が送れるよう軽スポーツなどの活動の場を提供していきます。

④ 老人クラブ連合会及び老人クラブへの支援

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

羽村市老人クラブ連合会及び老人クラブに対し、助成金を交付することにより、自主的な社会貢献や健康・生きがいのづくり活動を推進し、会員の健康保持増進を図っています。

全国的な傾向として加入者の減少が進んでおり、減少に歯止めを掛けるため羽村市老人クラブ連合会では、平成 30 年度から名称を「羽村市高齢者クラブ連合会」に変更します。

今後、市においても加入者（特に前期高齢者）の増加を促進するための施策を検討する必要があります。

今後の方向性

羽村市老人クラブ連合会及び老人クラブが行う事業を支援し、社会貢献や健康・生きがいのづくり活動などを推進し、魅力的な活動の展開を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
クラブ数(クラブ)	31	31	32	32	32	32
会員数(人)	3,114	3,036	2,980	3,060	3,110	3,150
加入率(60 歳以上:東京都公表)(%)	18.8	18.1	17.6	17.8	17.9	18.0

※ 平成 29 年度は見込み値。

⑤ 世代間交流の推進

〔担当：各課〕

事業概要と現状

地域活動や生涯学習活動等において、子どもから高齢者までの幅広い世代がともに参加し、交流できるよう開催及び実施に努めています。

今後の方向性

老人クラブ、町内会・自治会、サークル等による各種事業を通じて、異世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいや共通理解の増進に努めます。

⑥ 高齢者福祉バスの運行

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

宿泊や日帰りでの研修、老人クラブ会員相互の親睦や交流、外出する機会の提供のために福祉バスを運行しています。

今後の方向性

老人クラブ事業や高齢者福祉事業のうち、多数の会員を対象とした事業について、事業の円滑な運営と高齢者福祉の向上が図られるよう、高齢者福祉バスの運行を継続していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人)	2,788	2,447	2,500	継続	継続	継続
利用日数(日)	93	84	86	継続	継続	継続

※ 平成 29 年度は見込み値。

⑦ お好み講座、いきいき講座の充実

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

老人福祉センターじゅらく苑においてボランティア講座を新たに3講座開講し、より一層高齢者が集える場を増やし、高齢者の心身の健康につなげています。

参加者が固定化している講座が見受けられることから、一定年数受講した方については自主的な活動を促していく必要があります。

今後の方向性

高齢者の教養を高め、生きがいのづくりに寄与するほか、高齢者の自主的な文化活動を促進し、高齢者同士の仲間づくりにより孤独感を解消するとともに、心身の健康を保てるよう、各種講座の充実を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

老人福祉センターじゅらく苑		第6期実績			第7期見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
講座数	一般講座	4	4	4	4	4	4
	ボランティア講座	2	2	5	5	6	6
参加者数(人)		3,649	3,558	3,700	3,750	3,800	3,850
在宅サービスセンターいこいの里		第6期実績			第7期見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
講座数	一般講座	9	9	8	8	8	8
	ボランティア講座	*11	*12	*11	*12	*12	*12
参加者数(人)		6,791	6,507	6,350	6,400	6,450	6,500

※ 平成29年度は見込み値。「\*」印は、会場が生涯学習センターゆとろぎの茶道講座を含む。

**⑧ 市民協働事業の推進** 〔担当：生涯学習センターゆとろぎ〕

**事業概要と現状**

市民と協働により、生涯学習センターゆとろぎを活用して展開する学習文化のための各種講座等を通じて、自らが、市民を対象とした講座等を企画・運営していけるよう支援しています。

また、市民ニーズや時代に適した講座に関する情報を提供しています。

**今後の方向性**

引き続き、市民と協働により、生涯学習センターゆとろぎを活用して、市民が主体となって展開する学習文化のための各種講座等を通じて、自らが、市民を対象とした講座等を企画・運営していけるよう支援します。

**実績値と本計画期間の計画値**

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
参加者数(人)	734	423	600	600	600	600

※ 平成 29 年度は見込み値。

**⑨ 老人福祉センターの運営** 〔担当：高齢福祉介護課・高齢者在宅サービスセンター〕

**事業概要と現状**

老人福祉センターじゅらく苑及び在宅サービスセンターいこいの里を利用される高齢者が、安心・安全に利用できるよう施設の維持管理を行っています。築年数が経過しているため施設の計画的な修繕が必要となります。

**今後の方向性**

引き続き、高齢者の生きがい活動や交流の場として利用される老人福祉センターじゅらく苑や在宅サービスセンターいこいの里について、適切な管理・運営を行います。

⑩ ひとり暮らし高齢者いこいの一日事業の開催

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

友愛訪問員の訪問世帯等で、日ごろ外出機会の少ないひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、孤独感の解消や、外出する機会の提供等を目的として、日帰りのバスハイクを隔年で実施しています。

今後の方向性

引き続き事業を実施します。

⑪ 「ほほえみ食事会」の開催

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

日ごろ外出機会の少ないひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等を対象に、外出する機会の提供や他の方と食事を摂りながらのふれあいを目的として、ボランティアの協力により、食事会を開催しています。

今後の方向性

引き続き事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
参加者数(人)	40	69	70	継続 実施方法 の検討	継続	継続

※ 平成 29 年度は見込み値。

※ 平成 28 年度から 2 回開催。

## ⑫ 援農ボランティア制度の運用

〔担当：産業振興課〕

### 事業概要と現状

農業に関心を持ち市の農業を応援して下さる方に、ボランティアの受け入れを希望している農家を紹介しています。現在市内に 104 軒の農家があり 9 軒の農家で 30 名のボランティアが活動しています。

農業を体験することで、食の安全や安心が実感でき、農業者と市民（ボランティア）との交流、都市農業の現状理解、農産物のPR、プロの農業者からの農業技術の習得、健康増進、高齢化社会における余暇の活用・充実を図っています。

### 今後の方向性

引き続き、制度の周知を図り、援農ボランティアによる余暇の活用・充実を図ります。

### 施策の方向3 社会貢献活動への参加促進

#### 〔 施策の方針 〕

- ・羽村市社会福祉協議会等の関係団体と連携しながら、ボランティア体制の整備をすすめ、地域の社会資源の活用促進と活性化を図ります。

#### ① 老人クラブ友愛活動への支援

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

老人クラブが行っている、地域のひとり暮らしの高齢者を対象とした、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援することで、高齢者の孤独感の解消を図っています。

必要に応じて友愛訪問員や民生・児童委員につなげています。

##### 今後の方向性

老人クラブが行う、地域のひとり暮らしや寝たきり高齢者を対象とした、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援することで、高齢者の孤独感の解消を図ります。また、社会活動への積極的な参加と高齢者による高齢者支援を推進します。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施クラブ数(クラブ)	31(11)	31(11)	31(10)	32(11)	32(12)	32(13)
年間訪問延べ回数(回)	5,579 (2,832)	7,198 (3,726)	7,200 (3,600)	7,250 (3,650)	7,300 (3,700)	7,350 (3,750)

※ 平成 29 年度は見込み値。

※ ( ) の数値は、東京都への友愛活動申請件数。

② 高齢者のボランティア活動の促進

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

老人クラブが実施するボランティア活動（清掃事業）に対し特別助成金を交付することにより支援を行っています。

今後の方向性

老人クラブが実施する、地域の公園や会館など公共施設の清掃活動を支援し、老人クラブの社会貢献とクラブ活動の活性化を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ活動日数(日)	696	718	750	755	760	765
延べ活動人数(人)	13,833	13,627	13,500	14,000	14,500	15,000

※ 平成 29 年度は見込み値。

③ 夢・寿事業の運営

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

はむら夏まつり等に使用する万灯を老人クラブが毎年制作しています。高齢者が、はむら夏まつり等の地域社会活動に参加できる仕組み作りが必要となります。

今後の方向性

はむら夏まつりなど、地域の行事などに高齢者が積極的に参加していくよう、地域への社会参加活動を支援します。

④ アクティブシニア向けの講座等の開催 (担当:生涯学習センターゆとろぎ 高齢福祉介護課)

事業概要と現状

定年退職者等のアクティブシニア（団塊の世代）等を応援する講座や、趣味等を通じた生きがいのための講座等を生涯学習センターゆとろぎで開催し、社会参加等のきっかけづくりを行っています。

増加するアクティブシニア世代の地域社会への参加を促すため、社会的関心が高く気軽に参加のできる講座等を企画・開催しています。

今後の方向性

引き続き、定年退職者等のアクティブシニア（団塊の世代）等を応援する講座や、趣味等を通じた生きがいのための講座等を生涯学習センターゆとろぎで開催し社会参加等のきっかけづくりを行います。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
参加者数(人)	34	39	50	50	50	50

※ 平成 29 年度は見込み値。

## 基本目標 2 地域における総合的な支援体制づくり

### 主要課題 1 包括的な支援の推進

#### 施策の方向 1 相談支援体制の充実

##### 〔 施策の方針 〕

- ・羽村市社会福祉協議会が開設する相談事業を支援し、高齢者支援のみならず地域福祉の視点からも、相談体制の充実化を促進します。

#### ① ふれあい相談事業の支援

〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

##### 事業概要と現状

地域で生活する人々のさまざまな悩みごとや問題について、ふれあい相談事業を実施している羽村市社会福祉協議会を支援しています。

##### 今後の方向性

羽村市社会福祉協議会への助成を継続します。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実施日数(日)	101	94	100	100	100	100
延相談件数(件)	271	263	265	265	265	265

※ 平成 29 年度は見込み値。

② 包括的な相談を行うための連携体制の整備

〔担当：社会福祉課〕

事業概要と現状

市役所における福祉サービスの相談について、関係部署がそれぞれの窓口で受けていますが、さまざまな分野の課題が絡み合っていたり、複合的な支援を必要としたり、分野をまたがった総合的な支援の提供を必要とするケースが増えてきています。

これらの課題に対し、住民、保健福祉関係者、行政等が一体となって解決を図るために包括的な支援体制づくりが求められています。

今後の方向性

複合的な支援を必要とするケースにおいて、包括的な相談・支援ができるよう、市関係部署が連携するための相談体制の整備を行います。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
包括的な相談連携体制の整備	—	—	—	検討 調整	検討 調整	整備

## 施策の方向 2 権利擁護の推進

### 〔 施策の方針 〕

- ・高齢者への虐待を防ぐため、関連機関での連携体制を強化し、速やかな措置を講じることができるよう体制の整備を進めます。

#### ① 高齢者虐待の防止

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

地域や関連機関との連携体制づくりを進め、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努め、専門家や関連機関で組織する「高齢者虐待防止連絡会議」において情報交換や普及啓発に関する話し合いを行っています。

また、高齢者虐待防止連絡会議の委員の一部で構成される「虐待対応ケア会議」において、虐待事例への支援の方向性等について具体的な検討を行います。さらに、研修や市広報紙等による普及啓発を行い、高齢者虐待の予防を目指して取り組んでいます。

##### 今後の方向性

今後も事業を継続し、高齢者虐待の防止を図るために取り組んでいきます。

#### ② 緊急短期入所

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

高齢者虐待など、緊急的に分離・保護が必要な高齢者に対し、特別養護老人ホームへの短期入所の支援を行なっています。

##### 今後の方向性

養護者による虐待などのため、緊急で分離・保護が必要な高齢者の一時的な居室の確保として、介護保険施設などと連携し、必要に応じて緊急短期入所を実施していきます。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数(件)	0	0	1	継続	継続	継続

※ 平成 29 年度は見込み値。

③ 成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けた検討 【担当：社会福祉課】

事業概要と現状

福祉健康部と羽村市社会福祉協議会において、検討会を実施し、情報の共有と事業運営についての検討を行い、平成 29 年 10 月から、成年後見制度推進機関（市においては成年後見制度利用支援機関）を設置しました。今後は円滑な相談対応に向けた相談体制づくりと関係機関との連携の強化を図っています。

今後の方向性

成年後見制度利用支援機関を中心とし、ネットワークづくりや相談支援を進めていきます。

## 主要課題 2 地域における支援体制づくり

### 施策の方向 1 地域ケアの推進

#### 〔 施策の方針 〕

- ・羽村市社会福祉協議会をはじめ、町内会・自治会等の地域との協働を推進し、地域包括ケアシステム体制の構築に取り組みます。

#### ① 小地域ネットワーク活動の支援 〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

##### 事業概要と現状

地域の人が交流し、お互いに支え合いながら、住みよい環境をつくるため、町内会・自治会の区域を単位とする小地域ネットワーク活動の充実に向け支援していきます。

##### 今後の方向性

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、推進組織である羽村市社会福祉協議会への支援を通じて振興と活性化について働きかけていく必要があることから、引き続き、羽村市社会福祉協議会への助成を継続していきます。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
活動団体数(団体)	38	38	38	39	39	39

※ 平成 29 年度は見込み値。

#### ② 市民活動センターの運営 〔担当：地域振興課〕

##### 事業概要と現状

地域の課題に市民が主体的に取り組んでいけるよう、また、市民活動団体が活発に活動できるよう、市民活動センターの充実を図っていきます。

##### 今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。

③ 協働による事業運営の推進

〔担当：各課〕

事業概要と現状

市の施策の立案や、市主催事業の企画・運営に、高齢者を含む市民が参画し、市民と行政が協働して実施する機会を推進していきます。

今後の方向性

引き続き、市民参加を促進し、協働による事業運営に努めます。

④ 町内会・自治会活動への支援

〔担当：地域振興課〕

事業概要と現状

各町内会・自治会及び、町内会連合会への助成金交付を行ったほか、各会の運営支援、町内会連合会の事業実施支援を行っています。

加入率が低下する傾向であることから、コミュニティ維持のため、今後、町内会連合会と協力して、「退会防止・加入促進策」の検討、実施が必要となります。

今後の方向性

各町内会・自治会への助成金交付による財政的支援と運営支援、町内会連合会への助成金交付による財政的支援と事業実施支援により、加入促進活動の強化や「地域の絆」「地域力」の向上を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
町内会・自治会の加入率(%)	40	39	38	38	39	40

※ 平成 29 年度は見込み値。

⑤ 協働事業の市民提案制度の実施

〔担当：地域振興課〕

事業概要と現状

団体の自主性・自立性を確保しながら、市民活動団体(市内で活動している非営利な団体)が自ら企画し、実施する地域の課題解決の一助となる協働事業の提案を募集し、実施します。

今後の方向性

引き続き、提案しやすさを重視した制度の周知と工夫に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

第6期実績			第7期見込み		
27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
市民提案制度の仕組みづくり	市民提案事業の募集と事業の協働実施	市民提案事業の募集と事業の協働実施	継続 事業見直しの 検討	継続 事業見直しの 反映	継続 事業見直しの 反映

⑥ 福祉サービス総合支援事業の充実

〔担当：社会福祉課〕

事業概要と現状

福祉サービス総合支援事業を羽村市社会福祉協議会に委託して実施しており、利用促進を図る必要があります。

今後の方向性

引き続き、市広報紙、市公式サイト、社協だより、羽村市社会福祉協議会及び社会福祉課窓口での案内配布等、利用促進のため羽村市社会福祉協議会と連携して周知に努めていきます。

## 施策の方向 2 高齢者の見守り活動

### 〔 施策の方針 〕

- ・ひとり暮らし高齢者を中心に、日常生活の見守りに努め、居宅生活の支援を行います。  
また、今後のニーズの高さを受け、活動する団体等の支援や実施の方法を検討します。

### ① 緊急通報システム事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

#### 事業概要と現状

65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する状態の方の生活を守るため、緊急通報システムの設置を推進しています。

設置する際は、原則として 2～3 人の協力員の登録が必要となりますが、協力員の高齢化により協力が得られないケースについては、平成 28 年 9 月から民間方式を導入しています。

#### 今後の方向性

引き続き、65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する状態の方の生活を守るため、緊急通報システムの設置を推進します。

#### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用世帯数(世帯)	34	30	33	35	37	40
発報件数(件)	4	3	5	7	8	9

※ 平成 29 年度は見込み値。

② 民生・児童委員等との連携

〔担当：社会福祉課・高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

民生・児童委員や友愛訪問員による訪問活動、小地域ネットワーク活動を通じて、地域における福祉サービス利用希望者へ情報を提供するとともに、収集した情報を市と共有し、連携を図っています。

今後の方向性

引き続き、民生・児童委員や友愛訪問員による訪問活動、小地域ネットワーク活動を通じて、地域における福祉サービス利用希望者へ情報を提供するとともに、収集した情報を市と共有し、連携を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
民生委員・児童委員数(人)	51	51	51	52	52	52

※ 平成 29 年度は見込み値。

③ 友愛訪問員活動の充実

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

民生・児童委員と情報の共有化を図り、見守りが必要な高齢者世帯の定期的な訪問活動を行い、必要に応じ高齢者世帯に地域包括支援センターのご案内をするなど地域包括支援センターにつなげています。また、定期的な訪問以外、敬老のつどい、羽村市社会福祉協議会のふれあい福祉まつり等に協力しています。

民生・児童委員、友愛訪問員、市との間の情報の共有化をより一層推進し、連携体制を強化する必要があります。

今後の方向性

65歳以上のひとり暮らし高齢者や70歳以上の高齢者のみ世帯に定期的に訪問し、安否確認や話し相手になることにより、孤独感の解消と事故の未然防止を図っていきます。

また、高齢者世帯が増えていくことから活動の充実を図るとともに、民生・児童委員、友愛訪問員、市との間の情報の共有化をより一層推進し、必要に応じ地域包括支援センターにつなげていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問世帯数(世帯)	133	130	125	130	135	140
延べ訪問回数(回)	2,619	2,425	2,400	2,450	2,500	2,550

※ 平成29年度は見込み値。

④ 小地域ネットワーク活動の支援（P62の再掲）〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

事業概要と現状

地域の人々が交流し、お互いに支え合いながら、住みよい環境をつくるため、町内会・自治会の区域を単位とする小地域ネットワーク活動の充実に向け支援していきます。

今後の方向性

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、推進組織である羽村市社会福祉協議会への支援を通じて振興と活性化について働きかけていく必要があることから、引き続き、羽村市社会福祉協議会への助成を継続していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
活動団体数(団体)	38	38	38	39	39	39

※ 平成29年度は見込み値。

⑤ 高齢者福祉電話事業〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

電話機の貸与と使用料の助成を行い、各種相談や緊急連絡などの利便性の向上を図っています。

今後の方向性

所得が基準以下の65歳以上のひとり暮らし高齢者などに、電話の貸与及び維持費の助成を行い、各種相談や緊急連絡などの利便を図り、安否確認、孤独感の解消など、福祉の向上に努めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人)	51	52	53	55	57	59

※ 平成29年度は見込み値。

⑥ 救急医療情報キットの配布

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

友愛訪問員の訪問世帯や、緊急通報システムの設置世帯などで希望する方に救急医療情報キットを配布し、安心と安全の強化を図っています。

定期的にキットに収納する情報の更新を図っています。

今後の方向性

友愛訪問員の訪問世帯や、緊急通報システムの設置世帯などで希望する方に救急医療情報キット（保管容器・医療等情報用紙・保管者ステッカー）を配布することで、緊急時の高齢者の安全と安心を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
救急医療情報キット配布件数(件)	140	140	140	140	140	140

※ 平成 29 年度は見込み値。

⑦ 保健・医療及び福祉関係団体との連携

〔担当：高齢福祉介護課・社会福祉課・健康課〕

事業概要と現状

年間を通して実施しています。

今後の方向性

高齢者の自立のために、生活に密着したきめ細かいサービス網を構築し、地域での情報連絡や相談体制を確立していくことが必要です。

保健所や保健センター等の保健機関、医師会等の医療機関、民生・児童委員協議会、友愛訪問員等福祉の関係団体の連携を図っていきます。

**⑧ 配食サービス事業** [担当：高齢者在宅サービスセンター]

**事業概要と現状**

60 歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等に毎日（日曜日を除く）配食サービスを行うことにより、安否確認や健康の保持、自立を支援していきます。

**今後の方向性**

引き続き、安否確認を含めた配食サービスを行い、高齢者等が健康的な生活を送れるように支援していきます。

**実績値と本計画期間の計画値**

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
配食サービス事業(食)	8,581	8,943	9,080	9,130	9,160	9,190

※ 平成 29 年度は見込み値。

**⑨ ボランティアによる配食サービス事業** [担当：社会福祉課（社会福祉協議会）]

**事業概要と現状**

羽村市社会福祉協議会が実施している 70 歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等を対象とした週 1 回のふれあい食事サービスを支援しています。

**今後の方向性**

羽村市社会福祉協議会が実施している 70 歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等を対象とした週 1 回のふれあい食事サービスを支援し、ボランティアとの交流や見守り活動の充実を図っていきます。

**実績値と本計画期間の計画値**

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延配食回数(回)	52	51	51	51	51	51
延配食数(食)	1,273	1,415	1,400	1,400	1,400	1,400

※ 平成 29 年度は見込み値。

⑩ 老人クラブ友愛活動への支援（P55 の再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

老人クラブが行っている、地域のひとり暮らしの高齢者を対象とした、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援することで、高齢者の孤独感の解消を図っています。

必要に応じて友愛訪問員や民生・児童委員につなげています。

今後の方向性

老人クラブが行う、地域のひとり暮らしや寝たきり高齢者を対象とした、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援することで、高齢者の孤独感の解消を図ります。また、社会活動への積極的な参加と高齢者による高齢者支援を推進します。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実施クラブ数(クラブ)	31(11)	31(11)	31(10)	32(11)	32(12)	32(13)
年間訪問延べ回数(回)	5,579 (2,832)	7,198 (3,726)	7,200 (3,600)	7,250 (3,650)	7,300 (3,700)	7,350 (3,750)

※ 平成 29 年度は見込み値。

※ ( ) の数値は、東京都への友愛活動申請件数。

⑪ 高齢者見守り事業の実施

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

地域において、配達等の業務を実施している事業者等と、業務の中での高齢者見守りについて協定、協力依頼を行っており、日常業務の中で行う見守り活動の担い手として、高齢者見守りネットワークの充実に努めています。

今後の方向性

随時、協力事業者の拡大を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
協力・協定事業者数	8	9	10	12	12	12

※ 平成 29 年度は見込み値。

### 施策の方向3 認知症高齢者や家族介護者への支援

---

#### 〔 施策の方針 〕

- ・ 認知症による徘徊高齢者の安全を確保し、介護者家族の負担軽減を図ります。

#### ① 徘徊高齢者探索サービス事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

徘徊高齢者探索用の発信機器を貸与し、位置情報の提供、保護支援を行っています。

##### 今後の方向性

65歳以上の徘徊行動の見られる認知症高齢者の安全と介護者の負担を軽減するため、介護者に探索のための機器を貸与し、徘徊高齢者の位置情報の提供や保護支援を行います。事業の周知を図るとともに、貸与する機器については、新機種導入の検討等利用者の利便性を考慮しながら実施します。

## 施策の方向 4 ボランティア活動への支援・NPOとの協働

### 〔 施策の方針 〕

- ・羽村市社会福祉協議会をはじめ、各種ボランティア団体等との連携に取り組み、活動の充実化を図ります。

### ① 地域福祉ボランティア講座・講習会の実施 〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

#### 事業概要と現状

傾聴ボランティアや手話講習会等によりボランティアの養成を実施する羽村市社会福祉協議会を支援しました。

#### 今後の方向性

引き続き羽村市社会福祉協議会への助成を行います。

#### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
講座数(講座)	3	3	3	3	3	3
開催数(回)	55	55	55	55	55	55
延べ受講者数(人)	483	575	500	500	500	500

※ 平成 29 年度は見込み値。

### ② 市民活動センターの運営 (P62 の再掲) 〔担当：地域振興課〕

#### 事業概要と現状

地域の課題に市民が主体的に取り組んでいけるよう、また、市民活動団体が活発に活動できるよう、市民活動センターの充実を図っていきます。

#### 今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。

③ はむら人ネット（人材バンク）の充実と活用

〔担当：生涯学習総務課〕

事業概要と現状

生涯学習に関するさまざまな分野において、学ぶ意欲のある市民に対し、知識・技能を持った指導者を紹介しています。

「はむら人ネット（人材バンク）」に登録された指導者の情報を冊子としてまとめた「はむら人ネットガイド」を作成し、生涯学習関連施設等の窓口で配布するほか、市公式サイトで周知を図るとともに、学校・保育園・幼稚園、町内会、老人クラブ、PTAにもリーフレットを配布するなど利用促進を図っていますが、利用者が増えていない状況にあります。

今後の方向性

何かを学びたい市民と地域人材をつなぐきっかけとなるよう、さまざまな分野において知識や技能の提供ができる市民の情報を収集し、その人材を地域や市民の学習活動の場で活用できるよう充実を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
登録者数(人)	34	31	34	新規 登録	新規 登録	新規 登録

※ 平成 29 年度は見込み値。

## 施策の方向5 経済的負担の軽減

### 〔 施策の方針 〕

- 各種支援事業を実施することにより、高齢者の経済的負担を軽減し、在宅での自立を支援します。

### ① 自立支援住宅改修給付事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

#### 事業概要と現状

65 歳以上で日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる方に対し、住宅の浴槽の改修や流し・洗面台の取り替え、便器の洋式化や手すりの取り付け等の相談を受け、必要に応じ介護保険係住宅改修担当と訪問し在宅生活の継続を支援しています。

#### 今後の方向性

65 歳以上で日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる方に対し、住宅の浴槽の改修や流し・洗面台の取り替え、便器の洋式化や手すりの取り付け等を行い、在宅生活の継続を支援します。

介護保険の住宅改修制度とも連携を図りながら、利用者の適切な選択を促していきます。

#### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数(合計)	9	4	8	10	13	16
浴槽取替(件)	7	4	7	8	9	10
洗面台取替(件)	2	0	1	2	3	4
便器洋式化(件)	0	0	0	0	0	0
手すり取付(件)	0	0	0	1	2	3

※ 平成 29 年度は見込み値。

## ② 自立支援日常生活用具給付事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

### 事業概要と現状

65 歳以上で介護保険法による要支援・要介護認定の結果、非該当と認定された方のうち、日常生活動作の低下がある方に対して、腰掛便座や入浴補助用具等を給付し、日常生活の自立を支援します。

### 今後の方向性

介護保険の福祉用具制度とも連携を図りながら、利用者の適切な選択を促していきます。

## ③ 家具転倒防止器具給付事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

### 事業概要と現状

70 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、介護保険要介護 3 以上の方を在宅で介護している世帯等に対し、家具転倒防止器具の給付及び取り付けを行い、高齢者の生命や財産を災害から守ります。

### 今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。

また、利用促進に向けた周知方法等を検討し、周知に努めます。

④ 上下水道使用料助成

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

70 歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税が非課税の世帯等に対し、当該世帯の経済負担を軽減するため、水道及び下水道の使用料を助成しています。

今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。

また、利用促進に向けた周知方法等を検討し、周知に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用世帯数(世帯)	181	191	195	215	235	255

※ 平成 29 年度は見込み値。

⑤ 高齢者福祉電話事業（P68 の再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

電話機の貸与と使用料の助成を行い、各種相談や緊急連絡などの利便性の向上を図っています。

今後の方向性

所得が基準以下の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者などに、電話の貸与及び維持費の助成を行い、各種相談や緊急連絡などの利便を図り、安否確認、孤独感の解消など、福祉の向上に努めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人)	51	52	53	55	57	59

※ 平成 29 年度は見込み値。

## ⑥ 特殊眼鏡・コンタクトレンズ費用助成事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

### 事業概要と現状

特殊眼鏡またはコンタクトレンズを購入する費用の一部を助成します。  
助成要件に合致するケースが少ないため、数年利用実績がありません。

### 今後の方向性

医療保険に加入している 65 歳以上の高齢者で、老人性白内障のための水晶体摘出手術を行い眼内レンズ挿入術を受けられない方に対し、特殊眼鏡またはコンタクトレンズを購入する費用の一部を助成し、負担軽減を図っていきます。

## ⑦ 高齢者おむつ給付事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

### 事業概要と現状

高齢者の衛生の確保や介護者の負担軽減を図るため、要介護高齢者等を対象としておむつの給付を行います。

### 今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。  
また、利用促進に向けた周知方法等を検討し、周知に努めます。

## ⑧ ねたきり高齢者等寝具乾燥事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

### 事業概要と現状

ねたきり高齢者等の健康保持に寄与するため、寝具乾燥事業を実施します。

### 今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。  
また、利用促進に向けた周知方法等を検討し、周知に努めます。

⑨ (要介護)ねたきり高齢者布団丸洗い事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

介護高齢者などの健康保持に寄与するため、寝具丸洗いを実施しています。

今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。

また、利用促進に向けた周知方法等を検討し、周知に努めます。

⑩ 交通災害共済加入費助成

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

65 歳以上の高齢者のみの世帯で、前年度、市民税が非課税の世帯等に対し、東京都市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）への加入費を助成しています。

今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。

また、利用促進に向けた周知方法等を検討し、周知に努めます。

⑪ 車いす等福祉機器の貸出し

〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

事業概要と現状

福祉機器が一時的に必要となった在宅で生活する高齢者や障害者などに対し、福祉機器の貸出しを行っています。

今後の方向性

日常生活の利便を図るため、羽村市社会福祉協議会が実施する福祉機器（車いす等）の貸出事業を紹介します。

⑫ 養護老人ホームへの入所措置

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

経済的に生活が困難で、住まい、家庭の事情などにより在宅で生活することが困難な高齢者に対して養護老人ホームへの入所措置を行っています。

家族の支援が希薄化してきていることから措置の必要性の見極めが重要になってきています。地域包括支援センター及び社会福祉課と連携して事業の推進を図る必要があります。

今後の方向性

経済状況や家庭環境、健康状態などの理由により、在宅生活が困難な高齢者に対し、心身の健康を保持し、安心して生活が送れるよう、養護老人ホームへの入所措置を行っていきます。

⑬ 生計困難者等に対する利用者負担軽減事業の実施

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

介護サービスの利用者のうち、所得が低い方で、一定の要件を満たす方等の利用者負担額を助成する、「東京都生計困難者に対する負担軽減事業」実施の申し出を行った社会福祉法人等が、該当する利用者の利用者負担額の軽減を行った場合に、社会福祉法人等に対して経費の一部を助成し、介護サービスの利用の促進を図っています。

今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。

また、社会福祉法人等に対し、継続して事業の実施を働きかけていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
軽減対象者数(人)	0	5	7	継続	継続	継続

※ 平成 29 年度は見込み値。

## 主要課題 3 福祉に対する理解の促進と担い手の育成

### 施策の方向 1 福祉情報の提供

#### 〔 施策の方針 〕

- ・既存媒体・団体等を活用し、市内にある社会資源の周知、利用の拡充を図り、利用者二  
ーズの解消を図ります。

#### ① 市民への情報提供及び啓発〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）・高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

テレビはむら、市公式サイト、市広報紙等のほか、関連機関作成のパンフレットの窓  
口配布等を通じて制度の PR を行っています。

##### 今後の方向性

市広報紙や市公式サイト等を通じ、福祉サービスやボランティア活動、福祉施設の紹  
介等を行い、各種活動の啓発・周知に努めていきます。

#### ② 民生・児童委員等との連携（P66 の再掲）〔担当：社会福祉課・高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

民生・児童委員や友愛訪問員による訪問活動、小地域ネットワーク活動を通じて、地  
域における福祉サービス利用希望者へ情報を提供するとともに、収集した情報を市と共  
有し、連携を図っています。

##### 今後の方向性

引き続き、民生・児童委員や友愛訪問員による訪問活動、小地域ネットワーク活動を  
通じて、地域における福祉サービス利用希望者へ情報を提供するとともに、収集した情  
報を市と共有し、連携を図っていきます。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
民生委員・児童委員数(人)	51	51	51	52	52	52

※ 平成 29 年度は見込み値。

### ③ 「まちづくり出前講座」の実施

〔担当：高齢福祉介護課〕

#### 事業概要と現状

市職員による「羽村市生涯学習まちづくり出前講座」を実施し、介護予防・介護保険制度・認知症サポーター養成講座についての理解の促進を図っています。

今後も講座内容の充実を図り、積極的に地域へ出向き普及啓発を行っていく必要があります。

#### 今後の方向性

市職員による「羽村市生涯学習まちづくり出前講座」を実施し、介護予防や介護保険制度についての理解の促進を図ります。

また、老人クラブ等、市民に対する出前講座の周知に努めます。

#### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
開催数(回)	2	1	1	継続	継続	継続
受講者数(人)	65	30	30	継続	継続	継続

※ 平成 29 年度は見込み値。

### ④ 「ふれあい福祉のしおり」の発行・配布

〔担当：社会福祉課〕

#### 事業概要と現状

平成 27 年度に改訂・印刷を行い、平成 28 年 4 月から、福祉関係窓口で配布を行っています。

3～4 年を目途に改訂を行ってきており、平成 30 年度に再度改訂予定です。改訂の時期及び、印刷部数・方法について見直しを図ります。

#### 今後の方向性

「ふれあい福祉のしおり」を発行し、市の福祉に関する諸制度について情報提供をするとともに、福祉に携わる民生・児童委員や友愛訪問員等にも配布し、市民からの相談に対応できるよう活用していきます。また、平成 30 年度を目途に、改訂版を発行していきます。

## 施策の方向 2 福祉意識の醸成

### 〔 施策の方針 〕

- ・支援が必要な高齢者を地域全体で支えていく地域社会の構築をめざし、関係機関等と連携し、福祉教育を充実することで、将来の支え合いの地域福祉の推進に取り組みます。

#### ① 福祉教育の推進

〔担当：学校教育課〕

##### 事業概要と現状

市立小・中学校では学習指導要領に基づき福祉教育を推進し、市独自の特色ある教育である羽村学(郷土学習)においても位置付けをしています。

各校において、授業の一環として「勤労・奉仕的行事」等の中で体験的な学習をしているほか、学校・地域行事等さまざまな場面を活用して理解の促進に努めています。

##### 今後の方向性

引き続き、さまざまな機会を捉えて、福祉に対する啓発を行い、ボランティア等の体験学習を通じて福祉教育を推進していきます。

#### ② 福祉意識の啓発

〔担当：高齢福祉介護課（社会福祉協議会）〕

##### 事業概要と現状

市及び羽村市社会福祉協議会等が連携し、尊厳や権利が阻害されがちな認知症高齢者等に対する理解を深めるため、さまざまな機会を捉えて福祉に関する啓発・広報活動を行っています。

##### 今後の方向性

引き続き、さまざまな機会を捉えて福祉に関する啓発・広報活動を行っています。

#### ③ 世代間交流の推進（P50 の再掲）

〔担当：各課〕

##### 事業概要と現状

地域活動や生涯学習活動等において、子どもから高齢者までの幅広い世代がともに参加し、交流できるよう開催及び実施に努めています。

##### 今後の方向性

老人クラブ、町内会・自治会、サークル等による各種事業を通じて、異世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいや共通理解の増進に努めます。

## 基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

### 主要課題1 外出・移動しやすい環境づくり

#### 施策の方向1 公共施設等のバリアフリー化

##### 〔 施策の方針 〕

- ・高齢者が積極的に社会参加できるよう、市内公共施設、道路等の障壁の除去（バリアフリー化）を推進します。

#### ① 公共施設のバリアフリー化の推進

〔担当：建築課〕

##### 事業概要と現状

出入口等の段差を解消（スロープの設置）し、階段、トイレ等を誰もが使いやすいように改善する等、施設の整備・改修等に併せ、バリアフリー化を推進しています。

公共施設の整備や改修に合わせ、バリアフリー化を推進していく必要があります。

##### 今後の方向性

利用者の安全性・利便性の向上を図るため、公共施設の修繕や改修に合わせ、既存施設のバリアフリー化を図ります。

#### ② 歩行者の安全に配慮した道路の整備

〔担当：土木課〕

##### 事業概要と現状

高齢者や障害のある人等、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の設置・拡幅、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等、道路の整備を推進しています。

##### 今後の方向性

道路パトロールの実施により、道路補修か所の早期発見に努め、利用者の安全性の向上を図っていきます。

### ③ 安全な歩行通路の確保

〔担当：土木課〕

#### 事業概要と現状

福生警察署の協力を得て、歩道上の置き看板等の撤去・指導を行っていますが、歩道上の置き看板等は減少しているものの、根絶には至っていないため、さらなる対策が必要となります。

#### 今後の方向性

高齢者を含めたすべての人の歩行の障害になる歩道上の広告物、自転車等の撤去により、安全な歩行通路や歩行空間の確保に努めます。

## 施策の方向 2 高齢者の移動手段の確保

### 〔 施策の方針 〕

- ・公共交通機関を利用することが難しい高齢者を対象に、移動・外出を支援します。

### ① ふれあいキャリーへの支援〔担当：障害福祉課・高齢福祉介護課（社会福祉協議会）〕

#### 事業概要と現状

公共交通機関の利用が困難な高齢者等の外出の機会を確保するため、羽村市社会福祉協議会が実施する福祉有償運送事業（ふれあいキャリー）を支援します。

#### 今後の方向性

引き続き事業を支援していきます。

また、車両の老朽化による入れ替えと協力員の確保について検討していきます。

#### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用登録者数(人)	95	85	86	88	90	92
運行協力員登録者数(人)	15	14	14	15	15	15
運行日数(日)	301	278	294	300	306	308
延べ運行回数(回)	2,491	2,287	2,366	2,393	2,420	2,447

※ 平成 29 年度は見込み値。

### ② NPO 等による福祉有償運送事業の支援〔担当：高齢福祉介護課〕

#### 事業概要と現状

福祉有償運送事業への参入意向があれば情報提供を行います。

また、NPO 法人等が、福祉有償運送事業の参入希望があった場合には、関東運輸局や多摩地域福祉有償運送運営協議会に確認する必要があります。

#### 今後の方向性

福祉有償運送事業に参入を希望する NPO 法人や社会福祉法人に対して、高齢者の移動の手段として活用できるよう、関東運輸局に確認し、多摩地域福祉有償運送運営協議会への申請等を援助します。

### ③ コミュニティバス「はむらん」の運行の充実

〔担当：都市計画課〕

#### 事業概要と現状

市民、行政、事業者が一体となったバス事業を運営するため設置した「コミュニティバスはむらん運営推進懇談会」において、高齢者が安心して利用できるよう改善策を検討し、利用促進を図りました。

#### 今後の方向性

引き続き、利便性、採算性の向上、利用者増加のための方策を調査、検討します。

#### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用者数(人)	181,626	186,918	190,000	193,000	196,000	199,000
1 日平均(人)	496	512	520	528.8	537.0	545.2

※ 平成 29 年度は見込み値。

### ④ 福祉輸送（福祉タクシー）事業等の紹介

〔担当：高齢福祉介護課〕

#### 事業概要と現状

利用者からの問合せに対し情報提供を行っていますが、羽村市商工会の情報など情報の充実が必要となります。

#### 今後の方向性

外出が困難な高齢者に対し、民間の福祉タクシー等の福祉輸送事業を紹介します。

また、買い物に難しい状況におかれている高齢者に対し、買い物代行宅配サービス「はむら e 市場」を紹介します。

## 主要課題2 安心・安全に暮らせる環境づくり

### 施策の方向1 防災対策の推進

#### 〔 施策の方針 〕

- ・高齢者の安心した生活を守るため、災害等緊急時の支援手段を確保するなど、地域防災計画に基づき、災害時の避難行動等の周知啓発を図ります。

#### ① 災害時における要配慮者の支援体制の推進

〔担当：危機管理課〕

##### 事業概要と現状

大規模な災害が発生した際に、高齢者などの要配慮者のうち、特に支援を必要とする方々（避難行動要支援者）の名簿（避難行動要支援者名簿）を災害発生前から作成し、平常時から避難支援等の体制づくりに役立てていきます。

なお、従来の申請方式による災害時要援護者登録制度の登録者は、避難行動要支援者名簿への移行登録などの整備を行っていきます。

##### 今後の方向性

避難行動要支援者名簿の整備を行い、災害時における避難支援や地域の共助を充実していくための取り組みを推進していきます。

#### ② 在宅要配慮者の避難先の確保

〔担当：危機管理課〕

##### 事業概要と現状

大規模災害発生時に備え、市内の介護老人福祉施設等の理解を求め、5施設（多摩の里むさしの園・羽村園・神明園・あかしあの里・ときわ木の里）と協定を締結し、要援護高齢者の避難場所の確保を図っていきます。

出前講座や情報交換を行うことにより、各施設との連携を深め避難対策を支援していく必要があります。

##### 今後の方向性

要配慮者を受け入れるための福祉避難所の他、市内の介護老人福祉施設等に協力要請を行い在宅要配慮者の避難先の確保を図ります。

③ 家具転倒防止器具給付事業 (P76 の再掲)

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

70 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、介護保険要介護 3 以上の方を在宅で介護している世帯等に対し、家具転倒防止器具の給付及び取り付けを行い、高齢者の生命や財産を災害から守ります。

今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。

また、利用促進に向けた周知方法等を検討し、周知に努めます。

④ 火災安全システム事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で心身機能の低下や居住環境等から、防火等の配慮が必要な方を対象として、火災自動通報機器を設置し、より一層高齢者の生活の安全を確保していきます。平成 28 年 9 月から民間方式を導入しました。

今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。

また、利用促進に向けた周知方法等を検討し、周知に努めます。

## 施策の方向 2 防犯対策・交通安全対策の推進

---

### 〔 施策の方針 〕

- ・関係機関と連携し、高齢者を対象とした犯罪の抑止や警戒、交通安全対策に取り組み、安全で住みよい生活環境づくりに取り組みます。

### ① 地域ぐるみでの防犯活動の推進

〔担当：防災安全課〕

#### 事業概要と現状

福生警察署や防犯協会と連携し、不審者情報、振り込め詐欺対策等の防犯に関する情報提供を実施し、市民に防犯意識の高揚を図るとともに、市民パトロールセンターはむらを始めとする、防犯活動を実施している各防犯関係団体との連携を促進し、防犯体制の強化を図っています。

子どもや高齢者を狙った犯罪が多発する中、その犯罪も多様化しており、今後は、市民主体による自主的な防犯活動に対し、行政、市民、事業者及び NPO 法人などが地域一体となった防犯活動の強化を図り環境の整備や協力体制を整えることが必要となります。

#### 今後の方向性

犯罪に関しては多様化しており、今後は、市民主体による自主的な防犯活動や行政、市民、事業者及び NPO 法人などが地域一体となった防犯活動の強化に向けて、情報の共有化を図るとともに、環境の整備や協力体制を整え、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。

## ② 交通安全対策の推進

〔担当：防災安全課〕

### 事業概要と現状

交通安全推進の取り組みの強化に向けて、福生警察署や交通安全推進委員会と協力・連携し、交通安全運動、街頭指導、各種講習会、広報活動等を行い、交通事故の防止に努めています。

近年増え続けている自転車に関する交通事故について、福生警察署や関係機関と連携し、交通安全意識の啓発に取り組むとともに、市民が安心して利用できる自転車通行環境の整備が必要であることから、自転車利用者に対し、交通ルールの遵守やマナーの向上に向けて、自転車の総合的対策が必要となります。

### 今後の方向性

交通安全推進委員会を中心に広報車による呼びかけ、街頭指導や講習会の実施により交通安全意識の向上を図るとともに、福生警察署に対して、自転車を含めた交通違反や車の路上駐車取締りの強化を要請します。

また、子どもから高齢者まで、すべての年齢層を対象とした交通安全教室を開催するとともに、自転車利用者に対し、交通ルールの遵守やマナーの向上に向けて、自転車の総合的対策を検討します。

## ③ 道路の安全対策の推進

〔担当：土木課〕

### 事業概要と現状

高齢者にとっての交通安全対策として、幅員の狭い道路を拡幅する等、ゆとりのある道路の整備に努めています。

幅員の狭い道路の整備については、地権者の協力が不可欠であるため、交渉に時間を要する場合があります。

### 今後の方向性

引き続き、セットバック部等の寄付及び借地により、幅員の狭い道路の解消に努めます。

④ 消費生活被害の防止

〔担当：社会福祉課、産業振興課〕

事業概要と現状

高齢者に対する消費生活トラブルを防止するため、手口や被害の状況等の情報の提供を行います。消費生活相談の実施、地域包括支援センターとの情報交換、出前講座の実施、消費者展・消費生活センターだより・市広報紙等での情報提供を行っています。

今後の方向性

引き続き、消費生活相談対応の充実と消費者被害防止の啓発に努めるとともに、消費者問題も含めた高齢者を見守る体制を強化していきます。

また、高齢者に対する消費者トラブルを防止するため、手口や被害状況等の情報を提供する方法として民生・児童委員、友愛訪問員との連携の強化、羽村市老人クラブ連合会等に協力を求めることで多くの情報提供をしていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地域包括支援センターとの情報交換(回)	2	2	2	2	2	2
敬老のつどい記念品贈呈の際に配布(枚)	5,000	5,000	5,300	5,600	5,600	5,600

※ 平成 29 年度は見込み値。

## 主要課題 3 住みよい住環境づくり

### 施策の方向 1 住まいのバリアフリー化

#### 〔 施策の方針 〕

- ・高齢者が安心して自立した地域生活が行えるよう、居住の支援を行います。

#### ① 自立支援住宅改修給付事業（P75 の再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

介護保険の住宅改修制度とも連携を図りながら、利用者の適切な選択を促していく必要があります。

##### 今後の方向性

65 歳以上で日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる方に対し、住宅の浴槽の改修や流し・洗面台の取り替え、便器の洋式化や手すりの取り付け等の相談を受け、必要に応じ、高齢福祉係と介護保険係とで訪問し在宅生活の継続を支援していきます。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数(合計)	9	4	8	10	13	16
浴槽取替(件)	7	4	7	8	9	10
洗面台取替(件)	2	0	1	2	3	4
便器洋式化(件)	0	0	0	0	0	0
手すり取付(件)	0	0	0	1	2	3

※ 平成 29 年度は見込み値。

## 施策の方向2 高齢者の居住支援

---

### 〔 施策の方針 〕

- ・施設等の整備を促進し、高齢者のニーズに適切なサービスを提供します。

#### ① シルバーピア（高齢者集合住宅）事業の提供

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域社会の中で安心して暮らせるよう、シルバーピアにワーデン（管理人）を配置し、緊急時の対応や安否の確認等を行い、福祉の増進を図っています。

##### 今後の方向性

入居者が安心して暮らすことができるよう安否確認だけでなく夜間を含む緊急時の対応や生活上の簡易な相談ができる生活協力員の確保に努めていきます。

#### ② サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」や「有料老人ホーム」については、調査等により需要を見極めながら今後の整備のあり方について検討していきます。

##### 今後の方向性

地域包括ケアの考え方を踏まえ、地域住民やまちづくり等に貢献するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保のための情報を提供をしていきます。

### ③ あんしん居住制度・東京シニア等の紹介

〔担当：高齢福祉介護課〕

#### 事業概要と現状

高齢者やその家族、大家の不安を解消し、安心して暮らせるよう、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが窓口である「あんしん居住制度」や、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を紹介する「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度」について情報を提供していきます。

低所得高齢者の居住相談が増加傾向にあり、必要に応じ生活福祉係につなげています。

#### 今後の方向性

高齢者やその家族、大家の不安を解消し、安心して暮らせるよう、「あんしん居住制度」や高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を紹介する「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度」について情報を提供します。

### ④ 高齢者に配慮した市営住宅の整備

〔担当：都市計画課〕

#### 事業概要と現状

車いす使用者世帯住宅の入居者募集を行っているが、応募がない状況にあります。

#### 今後の方向性

高齢者が住みやすい市営住宅にするため、社会資本整備総合交付金を活用し、既存住宅の改修等を進めていきます。

### ⑤ 住宅資金融資制度による支援

〔担当：都市計画課〕

#### 事業概要と現状

高齢者等が市内において自ら居住する住宅を新築、購入、増改築する際に受けた融資に対し、利子を補給しています。

#### 今後の方向性

実施計画において、抜本的に事業を改変することとしている。また、市内への定住を促進することを目的とする助成制度を創設する方向を検討します。



## 〈各論Ⅱ〉

第1章 介護保険事業	98
第2章 地域支援事業	111
第3章 第7期介護保険事業の見通し	130
第4章 介護保険制度の円滑な運営	141

# 第1章 介護保険事業

## 第1節 介護保険制度の改正点について

### (1) 医療・介護の連携の推進等

医療・介護連携の推進として、主に、①新たな介護保険施設「介護医療院」の創設と、②連携に関する都道府県による市町村への支援の整備が挙げられます。

①は、転換が進められている介護療養型医療施設の機能を引き継ぎつつ、生活施設としての機能を兼ね備えた新しい介護保険施設として「介護医療院」を創設します。

介護医療院は介護保険法上に根拠を持つ介護保険施設ですが、同時に医療法上においても医療提供施設として位置づけられます。なお、旧来の介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までに廃止、転換することとされています。

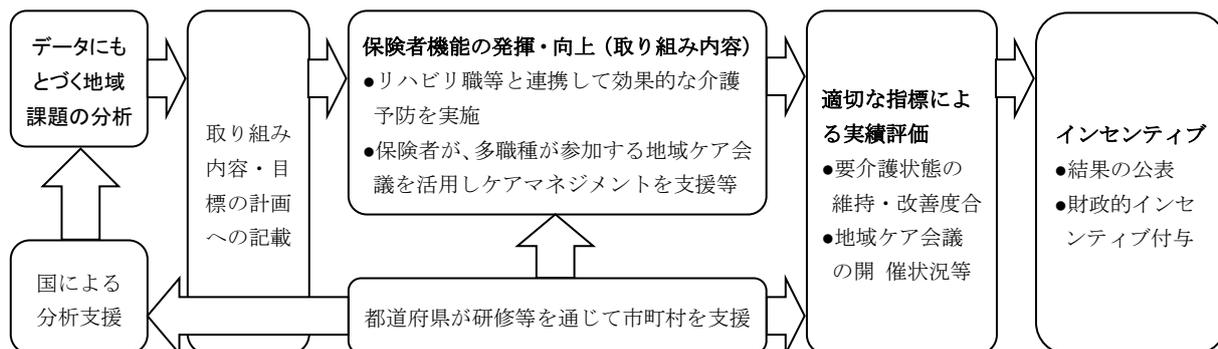
②は、従来、地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の中で医療機関と介護事業所等の関係者の連携が推進されていますが、都道府県の協力は必要な事業のみに限られています。そのため、法改正に伴い、都道府県は地域支援事業全体に対し支援に努めるものとされ、また、市町村は必要な連絡調整ができ、関係者は事業に協力するよう努めることとされます。

### (2) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

平成29年改正法により、全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組む仕組みが制度化されます。

具体的には、介護保険事業計画に自立支援、介護予防、重度化防止に関する施策及びその目標に関する事項の記載が追加され、市町村は自立支援等施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析をし、施策の実績に関する評価を行い、評価結果の公表を行うよう努めることとされています。

この他、国は自立支援等施策の取り組み等を支援するため、市町村・都道府県に交付金を交付するという、財政的インセンティブの付与の規定が整備されます。



## 第2節 居宅（介護予防）サービス

高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進するとともに、充実が必要なサービス事業にあっては、事業者の参入を促すことにより適切な居宅サービスや、各種サービスの必要量の確保に努めます。

### （1）訪問サービス

#### ① 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・相談を行います。通院時の乗降介助なども利用できます。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービスは増加傾向を見込んでいます。介護予防訪問介護は、平成30年度から、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業に完全に移行します。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	62	57	47	—	—	—
介護サービス(人/月)	206	208	204	211	225	232

※ 平成29年度は見込値。

#### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービスは増加傾向、介護予防サービスは見込みなしとなっています。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	36	37	35	38	42	44

※ 平成29年度は見込値。

### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

心身機能の維持や回復のために、看護師や保健師、理学療法士等が居宅を訪問し療養や診療の介助を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービスは増加傾向、介護予防サービスはほぼ横ばいを見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	8	11	11	14	16	16
介護サービス(人/月)	106	117	139	159	173	184

※ 平成29年度は見込値。

### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が居宅を訪問し理学療法や作業療法、その他のリハビリテーションを行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービスは増加傾向、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	5	8	3	5	6	7
介護サービス(人/月)	68	73	79	92	106	120

※ 平成29年度は見込値。

### ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービス・介護予防サービスともに増加傾向を見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	13	18	28	29	30	34
介護サービス(人/月)	175	202	234	286	331	389

※ 平成29年度は見込値。

## （2）通所サービス

### ① 通所介護（デイサービス）

通所介護施設において、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練・相談を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービスは増加傾向を見込んでいます。介護予防通所介護は、平成30年度から、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業に完全に移行します。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	112	125	115	—	—	—
介護サービス(人/月)	345	315	350	385	432	465

※ 平成29年度は見込値。

### ② 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

心身機能の維持回復や自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や医療機関において、日帰りで理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービス・介護予防サービスともに増加傾向を見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	12	19	24	30	33	35
介護サービス(人/月)	152	170	147	151	171	183

※ 平成29年度は見込値。

### （3）短期入所サービス

#### ① 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等や老人短期入所施設へ短期入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービスは増加傾向、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	4	4	6	6	6	6
介護サービス(人/月)	90	92	92	107	126	141

※ 平成29年度は見込値。

#### ② 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設等へ短期入所して、看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービス・介護予防サービスともにほぼ横ばいを見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	1	1	1
介護サービス(人/月)	17	14	15	16	17	18

※ 平成29年度は見込値。

#### （4）福祉用具・住宅改修サービス

##### ① 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅で自立した日常生活を営めるように、適切な福祉用具の貸与を行います。

##### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービス・介護予防サービスともに増加傾向を見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	44	59	58	83	89	96
介護サービス(人/月)	394	428	434	460	496	524

※ 平成29年度は見込値。

##### ② 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、同一年度10万円を上限とする購入に要した費用を補助します。

##### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービス・介護予防サービスともにほぼ横ばいを見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	2	2	6	4	5	5
介護サービス(人/月)	8	11	11	13	14	15

※ 平成29年度は見込値。

##### ③ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅で自立した日常生活を営めるように、20万円を上限とする住宅改修に要した費用を補助します。

##### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービスについてはほぼ横ばい、介護予防サービスについては増加傾向を見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	3	4	4	6	6	7
介護サービス(人/月)	8	9	9	9	10	11

※ 平成29年度は見込値。

## （5）その他のサービス

### ① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等に特定施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期における新たな施設整備は見込んでいませんが、市内施設の利用増や市外施設の利用により、介護サービス・介護予防サービスともに増加傾向を見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	10	12	15	16	17	18
介護サービス(人/月)	75	70	68	71	73	79

※ 平成29年度は見込値。

### ② 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターがサービスの利用計画を作成し、適切なサービス提供が受けられるように管理を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービス・介護予防サービスともに増加傾向を見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	185	204	198	191	219	262
介護サービス(人/月)	699	743	752	802	874	903

※ 平成29年度は見込値。

## 第3節 地域密着型（介護予防）サービス

地域密着型サービスは、平成18年に、高齢者が住み慣れた地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう創設された介護保険のサービスです。

地域密着型サービスでは、地域の実情を反映し、きめ細かく対応できる小規模事業所によりサービスが提供され、利用対象者は、事業所が所在する市町村の被保険者となります。

また、該当事業者がない場合、提供されないサービスもあります。

なお、今後の高齢社会の進展に伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等の事業者の参入を促していきます。

### （1）訪問・通所系サービス

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応をあわせてサービスを行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期の見込みはありませんが、適宜、事業者の参入を促していきます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込値。

#### ② 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡で随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスを行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期の見込みはありませんが、適宜、事業者の参入を促していきます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込値。

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方等が特別養護老人ホームやデイサービスセンター等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。

■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービス・介護予防サービスともにほぼ横ばいを見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	1	1	1	1	2	2
介護サービス(人/月)	16	13	12	14	14	14

※ 平成29年度は見込値。

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通りを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービス・介護予防サービスともにほぼ横ばいを見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	1	2	2	3	3	3
介護サービス(人/月)	1	10	33	21	22	24

※ 平成29年度は見込値。

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

通りを中心に利用しながら、必要に応じて宿泊や訪問（介護・看護）を行います。

■ サービス見込みについての考え方

第7期の見込みはありませんが、適宜、事業者の参入を促していきます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込値。

⑥ 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであること、また、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、平成28年4月から利用定員が18人以下のものについては、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられています。

■ サービス見込みについての考え方

第7期は、増加傾向を見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	—	74	59	64	69	74

※ 平成29年度は見込値。

## （2）施設・居住系サービス

### ① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が共同生活住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護サービス・介護予防サービスともにほぼ横ばいを見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防サービス(人/月)	0	1	1	1	1	1
介護サービス(人/月)	20	26	33	34	35	36

※ 平成29年度は見込値。

### ② 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期の見込みはありません。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込値。

### ③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、ほぼ横ばいを見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	7	9	9	11	12	13

※ 平成29年度は見込値。

## 第4節 施設サービス

介護保険施設サービスについては、市外施設の利用等も考慮し、要介護者の様態にあった施設サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図っていきます。

また、平成30年度から新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されるとともに、現行の介護療養病床の経過措置期間が6年間延長され、平成35年度末までに順次他の機能をもつ施設に転換することから、今後の動向を注視しながら適切な対応を図ります。

なお、施設依存は、介護給付費の上昇に繋がることから、施設サービスと在宅サービスのバランスが取れた利用を促していきます。

### (1) 施設サービス

#### ① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

市内の介護老人福祉施設の整備率が他地域に比べて高いことから、第7期における新たな施設整備予定はありませんが、市内施設の利用増や市外施設の利用を見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	239	252	256	269	282	296

※ 平成29年度は見込値。

#### ② 介護老人保健施設

安定した病状期にあり看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助の必要な方が在宅への復帰を目指して、リハビリテーション等のサービスを行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

市内の介護老人保健施設の整備率が他地域に比べて高いことから、第7期における新たな施設整備予定はありませんが、市内施設の利用増や市外施設の利用を見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	85	91	113	137	150	164

※ 平成29年度は見込値。

### ③ 介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設となり、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスとなります。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期において、介護療養型医療施設からの転換を見込んでいます。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	—	—	—	2	5	8

※ 平成29年度は見込値。

### ④ 介護療養型医療施設

安定した病状期にあり、長期の療養が必要な方に看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

#### ■ サービス見込みについての考え方

第7期は、介護医療院等への転換による減少を見込みました。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	21	20	15	14	11	8

※ 平成29年度は見込値。

## 第2章 地域支援事業

### 第1節 介護予防・日常生活支援総合事業

---

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたって

---

平成 26 年の介護保険法改正に伴い、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が全市町村において実施されることとなり、市では、平成 29 年 4 月から事業を開始しました。

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

市では、多様な生活支援・介護予防サービスの整備を推進するうえで、高齢者が地域の中で身近に生きがいや役割をもって生活できる居場所や、社会参加できる環境を整備すること及び、高齢者自身が介護予防活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡充していく地域づくりを推進していくことが、特に重要であると捉えています。

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業

### 〔 施策の方針 〕

介護予防・生活支援サービスの体制整備等を進め、地域や関係機関との連携による総合事業の充実を図ります。

#### ① 訪問型サービス

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

平成29年4月から、新しい総合事業に移行し従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを「訪問型サービスⅠ」として、緩和型訪問サービスを「訪問型サービスⅡ」として提供を開始しています。

二次予防事業として実施してきた訪問型介護予防事業は新しい総合事業への移行に伴い住み慣れた環境で自立した生活を継続できるようリハビリテーション専門職による家庭訪問事業・生活動作向上プログラムとして平成29年10月から開始しています。

##### 今後の方向性

新しい総合事業として設定した訪問型サービスⅠ、訪問型サービスⅡ、生活動作向上プログラムの効果を検証しながら継続して実施するとともに、住民主体による家事援助サービスの導入等、新たなサービス提供主体の把握、育成等を図り、訪問型サービスの充実を目指します。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問型サービスⅠ・Ⅱ利用者数(人)	—	—	47	68	70	72
訪問型介護予防事業利用者数(人)	2	2	2	6	6	6

※ 平成29年度は見込み値。

② 通所型サービス

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

平成29年4月から新しい総合事業に移行し、従来の介護予防通所介護に相当するサービスを「通所型サービスⅠ」として提供を開始しています。

二次予防事業として実施してきた介護予防教室は新しい総合事業への移行に伴い、各機能にバランスよく働きかける運動・口腔・栄養等の複合プログラム通所事業・通所型体力向上教室として1コースを平成29年10月から開始しています。

今後の方向性

総合事業として設定した通所型サービスⅠ、通所型体力向上教室を継続して実施しながら、住民主体による通所型介護予防サービスの導入等、新たなサービス提供主体の把握、育成等を図り、通所型サービスの充実を目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
通所型サービスⅠ利用者数(人)	—	—	115	140	142	144
通所による生活機能向上のための機能訓練利用者数(人)	—	—	5	7	7	7
転倒骨折予防事業利用者数(人)	14	15	/			
筋力向上トレーニング事業利用者数(人)	32	12				
栄養改善事業利用者数(人)	7	8				
口腔機能向上事業利用者数(人)	16	24				

※ 平成29年度は見込み値。

③ その他の生活支援サービス

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

生活支援等サービスの体制整備を推進するため、「羽村市生活支援・介護予防サービス体制整備協議体」を設置し、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働によるサービスや資源開発等の推進を図っています。

今後の方向性

「羽村市生活支援・介護予防サービス体制整備協議体」における検討等を通じ、生活支援サービスの担い手となる多様な社会資源を開発・活用し、サービスの充実を図っていきます。

#### ④ 介護予防支援事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、指定介護予防支援を引き続き実施しています。

また、介護予防・生活支援サービス事業において適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、必要な支援を行う第一号介護予防支援事業を実施しています。

##### 今後の方向性

介護予防及び生活支援を目的とし、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じてその選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行います。

### (3) 一般介護予防事業

#### 〔 施策の方針 〕

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

#### ① 介護予防事業対象者の把握事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

介護予防事業対象者の把握事業は総合事業への移行に伴い、一般介護予防事業として実施しています。

基本チェックリストを、介護予防事業への参加勧奨の必要性が高くなる年齢層に絞って郵送方法等で実施しています。

##### 今後の方向性

介護予防事業への参加勧奨の必要性が高くなる年齢層を対象として基本チェックリストを実施し、対象者を把握することにより介護予防活動へつなげていきます。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
基本チェックリスト送付者数(人)	11,112	11,428	461	継続		
リスク保有者数(人)	2,049	2,220	145	実施方法 の検討	継続	継続

※ 平成29年度は見込み値。

② 介護予防普及啓発事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

介護予防普及啓発事業は総合事業への移行に伴い一般介護予防事業として実施しています。事業の一部について実施場所や時間帯を変更し、広く参加者を募っています。

今後の方向性

単発の講演会形式の参加者数が少なく、一般介護予防事業の他の事業とのすみわけや差別化を図り、広く市民が参加できるようにしていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
転倒予防普及事業参加者数(人)	123	109	100	100	100	100
介護予防に関する講演会参加者数(人)	27	18	20	20	20	20
認知症予防プログラム説明会参加者数(人)	82	47	18	30	30	30
認知症予防プログラム参加者数(人)	22	18	7	16	16	16
認知症予防講演会(介護の日講演会)参加者数(人)	62	70	66	50	50	50

※ 平成29年度は見込み値。

③ 地域介護予防活動支援事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

まいまいず健康教室は地区会館を1か所増設し8か所で実施し、介護予防リーダー育成研修は市民が参加しやすいよう、受講期間を短くし平成29年10月から開始しています。

また、市民が自主的に実施する住民主体の通いの場づくりを支援するため、介護予防リーダーも体操指導者として参加しています。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、まいまいず健康教室は通いの場として継続的な運営と、市民もボランティアで参加できるような場づくりを目指します。

また、市民自らが実施する介護予防活動、新たな健康教室の立ち上げ等についてもリハビリテーション専門職と連携して支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防リーダー育成事業参加者数(人)	7	5	6	6	7	8
まいまいず健康教室利用者数(人)	164	125	144	160	170	180
まいまいず健康教室開催か所数(か所)	8	7	8	10	10	11
まいまいず健康教室リーダー参加者数(人)	67	44	44	50	52	55

※ 平成29年度は見込み値。

④ 一般介護予防事業評価事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

住民主体の介護予防事業を効果的に進めるためには、介護予防の事業評価をおこなうためのプロセス指標が必要です。介護予防事業の先進事例を調査し検討をしています。

今後の方向性

介護予防事業が効果的に進められるよう検討していきます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

地域ケア会議へリハビリテーション専門職が参加しています。

また、地域づくり型住民主体の通いの場が実施できるよう、リハビリテーション専門職と協力して事業を実施しています。

今後の方向性

介護予防の推進に当たっては、その機会の拡充とともに、質の維持・向上にも取り組んでいく必要があります。

また、地域ケア会議等、高齢者に関わるさまざまな課題を検討する場においても、専門的な視点を加えながら、より効果的な解決方法を見い出していく必要があると考えられることから、今後もリハビリテーション専門職の活用について検討していきます。

高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、リハビリテーション専門職活用を促進していきます。

## 第2節 包括的支援事業

### (1) 包括的支援事業の実施にあたって

包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営に係る事業を中心に、地域・在宅での生活を続けていくうえで不可欠な総合的なケア（総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援等）を行う事業です。

平成26年の介護保険法の改正に伴い、新たに「在宅医療・介護の連携」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」等の事業が加わり、平成30年4月からは、全ての事業を実施することとされています。

今後、高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者や要介護高齢者の増加、高齢者虐待等の深刻な問題を抱える世帯等、さまざまな問題に適切に対応していく必要があります。

### (2) 地域包括支援センターの運営

#### 〔 施策の方針 〕

高齢者をとりまく諸課題に適切に対応するとともに、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターの機能強化を含め関係機関及び地域とのつながりを強化し、地域包括ケアシステムの基盤整備を進めます。

#### ① 総合相談事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う事業です。

##### 今後の方向性

地域包括支援センターに配置された専門職が、高齢者本人や家族に関するさまざまな相談への対応及び専門機関への橋渡しを行う等、必要な支援を行っていきます。また、相談内容等の分析を行い、地域課題に即した在宅支援を目指します。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
相談件数(件)(延べ)	3,793	4,357	4,300	4,400	4,500	4,600

※ 平成29年度は見込み値。

## ② 権利擁護事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

### 事業概要と現状

高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う事業です。

### 今後の方向性

今後も事業を継続し、高齢者虐待の防止・適切な対応、消費生活被害の防止、成年後見制度の利用支援等、高齢者の権利を守るための支援を行います。

### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
権利擁護に関する相談件数(件)(延べ)	581	727	300	350	400	450

※ 平成29年度は見込み値。

## ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

### 事業概要と現状

地域の連携体制づくりや、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上のための支援及び個別事例に関する支援を行っています。

### 今後の方向性

今後も事業を継続し、地域の連携体制づくりや、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上のための支援及び個別事例に関する支援を行います。

#### ④ 地域ケア会議の充実

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

個別ケースの検討を通じ、地域課題の抽出や保健、医療、権利擁護関係者、ケアマネジャー、地域の市民団体等関係者のネットワーク構築、スキルアップを図る「個別ケア会議」を毎月開催しています。

##### 今後の方向性

今後は、事業を拡充し、支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できる地域包括ケアシステムを構築するため、地域課題の把握、課題解決の検討をさらに進めます。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
個別ケア会議の開催	10	12	12	12	12	12
小地域ケア会議の開催	準備	1	7	2	2	2
地域ケア推進会議の開催	—	準備	0	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

#### ⑤ 地域包括支援センターの機能強化

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

包括的支援事業を実施し、高齢者の総合的な生活支援の中核的役割を担うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域支援事業の充実として、「在宅医療・介護連携」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」「地域ケア会議の充実」に取り組んでいます。

##### 今後の方向性

3か所の地域包括支援センターにより、包括的支援事業のさらなる充実を図りながら、高齢者への総合的な支援を行います。

また、地域支援事業の充実に係る各事業の推進をしながら、地域包括支援センターの評価への取り組み等により、センターの機能強化を図ります。

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

---

#### 〔 施策の方針 〕

市が主体となって、羽村市医師会や地域の医療機関等と連携しながら、在宅医療・介護連携を図っていきます。

#### ① 在宅医療と介護の連携

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進していくため、国は、在宅医療・介護連携推進事業において8つの事業項目を定め、それぞれの取り組みを実施する体制を平成30年4月までに整えることとしています。

市では、平成28年度に、医療・介護関係者が参画する会議の開催により検討を進めるため、羽村市医師会、羽村市歯科医師会、羽村市薬剤師会及び市内介護保険サービス事業者の代表で構成する「羽村市在宅医療・介護連携の会」を設置しました。

高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者は、今後、さらに増加が見込まれることから、「羽村市在宅医療・介護連携の会」を中心として、医療・介護の関係機関が連携し、8つの事業項目の取り組みを推進することにより、市民に在宅医療サービスと介護サービスを一体的に提供する体制を構築します。

また、平成29年度には、西多摩地域の8市町村で構成する西多摩地域広域行政圏協議会において、生活部会「介護保険分科会」を設置しました。市独自の取り組みとともに、地域の市町村が連携して広域的に事業を推進します。

なお、平成30年度に、東京都保健医療計画及び東京都高齢者保健福祉計画が改定されることから、それらの計画における在宅療養推進の取り組みとの整合性を図りながら、事業を推進します。

### 今後の方向性

平成30年4月までに実施する体制を整えることとされている、在宅医療・介護連携推進事業の8つの事業項目に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

#### (ア) 地域の医療・介護の資源の把握

市内医療機関・介護事業所等の情報を掲載したリストやマップ等を作成します。

#### (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

「羽村市在宅医療・介護連携の会」において会議・意見交換会等を行い、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行います。

#### (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

市の実情に応じた在宅医療・在宅介護の提供体制を構築するため、「羽村市在宅医療・介護連携の会」を中心として検討を進めます。

#### (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

西多摩医師会が、在宅療養の推進に向け、多職種間における効果的な情報共有の体制を構築するために導入し、運用を開始した「西多摩地域ICT多職種ネットワーク」を支援します。

#### (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

平成29年10月から開設した在宅医療・介護連携支援センター（羽村市地域包括支援センターあゆみに併設）において、医療機関・介護保険事業所等に対し、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行います。

#### (カ) 医療・介護関係者の研修

医療・介護関係者間の連携を円滑にするため、多職種間の相互理解や情報共有を図るための研修等を、「羽村市在宅医療・介護連携の会」を中心として、検討・実施します。

#### (キ) 地域住民への普及啓発

地域住民に在宅医療・在宅介護のサービス内容を周知するとともに、終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて理解してもらうため、講演会の開催やパンフレットの作成等を行います。

#### (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

西多摩地域広域行政圏協議会生活部会「介護保険分科会」において、西多摩地域の市町村が連携して広域的に事業を推進します。

## (4) 認知症施策の推進

### 〔 施策の方針 〕

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、市が主体となって、医療機関や地域包括支援センター等と連携しながら、施策を推進します。

### ① 認知症初期集中支援推進事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

#### 事業概要と現状

認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する事業です。

#### 今後の方向性

平成30年4月までに認知症初期集中支援チームを設置します。チームの設置により、複数の専門職が認知症が疑われる人又は認知症の人や家族を訪問し、家族支援などの初期支援を集中的に行い、関係機関と連携しながら、認知症に対する適切な治療・支援につなげ、自立生活のサポートを目指します。

#### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症支援コーディネーターの配置	1	1	0	—	—	—
認知症初期集中支援チームの設置	—	—	準備	設置 稼働	稼働	稼働

※ 平成29年度は見込み値。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の関係機関の連携を図るための支援や認知症ケアパスの検討、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を市に1人配置し、この推進員を中心として、地域において認知症の方を支援する関係者の連携や、認知症の方及び家族に対する支援事業を企画・推進しています。

「認知症の人と家族・支援者の実態調査（こころのアンケート）」の分析結果を元に、認知症施策について事業計画を行っています。

今後の方向性

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間に応じて医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要です。

認知症の人やその家族を地域で支えるやさしいまちづくりを目的として、「認知症カフェ」を開催します。実施方法を検討し、市内医療機関や介護事業所が認知症カフェを継続開催できるように支援体制を整え、認知症に関わる地域資源の共有、発掘や連携を推進します。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症地域支援推進員の配置(人)	—	1	1	1	1	1
「認知症の人と家族・支援者の実態調査(こころのアンケート)」	実施	分析 まとめ	事業 に反映	継続	継続	継続
認知症カフェの開催数(回数)	—	—	1	10	10	10

※ 平成29年度は見込み値。

③ 認知症サポーター養成事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要と現状

認知症について正しい知識をもった認知症サポーターを養成するために「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症高齢者やその家族が安心して生活できる地域づくりを進めています。

また、市内事業所のキャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座など対象を拡充して開催しています。

今後の方向性

認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、活動の任意性を維持しながら認知症サポーターが地域で活躍してもらうことも含め事業を計画します。「認知症サポーターステップアップ講座」を開催することで、受講者の認知症理解を深めるとともに、サポーターが地域の活動につながりやすい仕組みを検討します。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症サポーター養成講座受講者数(人)	672	1,196	700	700	700	700
認知症サポーターステップアップ講座 受講者数(人)	—	—	30	45	45	45

※ 平成29年度は見込み値。

## (5) 生活支援体制の整備

### 〔 施策の方針 〕

介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進するとともに、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するため協議体を設置し、検討を行います。

また、生活支援コーディネーターを配置し、協議体等を活用しながら、地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向け、施策を検討していきます。

### ① 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

#### 事業概要と現状

住民主体による訪問型・通所型サービスの開発のため各団体等との調整を行っています。しかし、団体の活動を考慮しながらサービスの内容・運用方法の調整するため、時間を要しています。

#### 今後の方向性

多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援していきます。

#### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活支援コーディネーターの配置(人)	—	1	1	1	1	1
協議体の設置・会議の開催(回)	—	2	3	3	3	3

※ 平成29年度は見込み値。

## 第3節 任意事業

---

### (1) 介護給付適正化事業

---

#### 〔 施策の方針 〕

市は、平成12年の介護保険制度開始以来、介護給付の適正化に努めています。具体的には、「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、ケアプランチェックをはじめとする取り組みを進めています。

今後も引き続き、上記計画に基づいた適正化の取り組みを推進します。

#### ① 介護給付適正化事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

国が示した「第3期介護給付適正化計画」に関する指針及び「東京都第3期介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化に向けた取り組み【主要事業 ①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修・福祉用具点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知、⑥給付実績の活用】を継続し、介護給付の適正化に努めています。

##### 今後の方向性

高齢者等が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために介護給付適正化に向けた取り組みを積極的に進めています。

## (2) 家族介護支援事業

### 〔 施策の方針 〕

介護に関する知識や技術、相談をすることができる場所・機会の提供を目指し、施策を推進します。

#### ① 家族介護者への支援

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

在宅で高齢者を介護している家族の情報交換や介護に関する知識習得を目的とし、家族介護交流会を開催しています。

##### 今後の方向性

今後も事業を継続し、在宅で介護をしている家族に対して介護に関する知識習得の場を作るとともに、介護者同士の交流により精神的ストレスの軽減を図ります。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
家族介護交流会開催数(回)	4	4	4	4	4	4

※ 平成29年度は見込み値。

#### ② 家族介護慰労金の支給

〔担当：高齢福祉介護課〕

##### 事業概要と現状

重度の要介護高齢者を、1年間介護サービスを利用せずに在宅で介護している低所得世帯の家族に対して、慰労金を支給しています。今後、対象者の把握をするとともに、支給申請が出た場合の対応を検討します。

##### 今後の方向性

今後も事業を継続し、介護者の経済的負担を軽減するとともに、必要に応じて介護サービスの利用につなげることも視野に入れながら、運用していきます。

##### 実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
家族介護慰労金の支給件数(件)	1	1	1	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

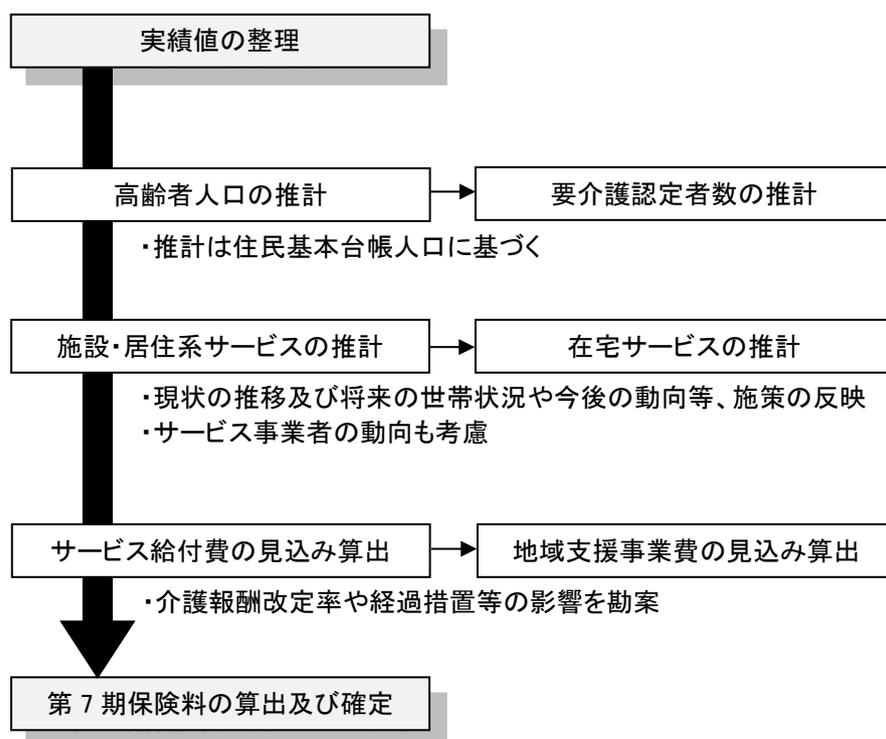
## 第3章 第7期介護保険事業の見通し

### 第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

#### (1) サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

本計画のサービス見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される「見える化システム」を用いました。

算出の過程においては、市の実績の推移（第6期計画期間）の伸び率を基本推計とし、その各種値に市の実情や将来の見込み等を施策の反映として勘案しています。加えて、制度改正に伴う地域支援事業の組み直しがあり、同様に反映を行っています。



また、保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

本計画では、標準給付費の内訳（介護サービス・介護予防サービス）及び地域支援事業費を合わせた給付費総計を記載します。

## 第2節 介護保険サービス等の見込み量

### (1) 介護サービス見込み量

本計画期間における介護サービス給付費の見込み額は、以下のとおりとなります。

#### ① 居宅サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	年額	145,931	161,611	174,836	184,652
	回/月	4,032.5	4,460.5	4,822.1	5,106.8
	人/月	211	225	232	257
訪問入浴介護	年額	29,157	32,626	34,794	35,662
	回/月	197.9	221.4	236.2	242.2
	人/月	38	42	44	45
訪問看護	年額	79,878	85,453	89,131	107,925
	回/月	1,110.1	1,189.1	1,244.6	1,528.3
	人/月	159	173	184	227
訪問リハビリテーション	年額	38,372	44,952	51,093	61,257
	回/月	1,061.2	1,243.3	1,413.8	1,695.8
	人/月	92	106	120	141
居宅療養管理指導	年額	39,592	45,591	53,513	60,643
	人/月	286	331	389	442
通所介護	年額	287,448	306,924	315,519	342,893
	回/月	3,317.3	3,522.9	3,570.8	3,860.3
	人/月	385	432	465	561
通所リハビリテーション	年額	146,038	171,040	185,752	244,092
	回/月	1,367.7	1,562.5	1,679.4	2,170.4
	人/月	151	171	183	238
短期入所生活介護	年額	95,546	112,554	127,750	135,824
	回/月	962.5	1,135.1	1,285.6	1,382.1
	人/月	107	126	141	155
短期入所療養介護(老健)	年額	10,147	10,863	11,467	14,674
	回/月	78.4	84.0	88.8	113.6
	人/月	16	17	18	23
短期入所療養介護(病院等)	年額	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
福祉用具貸与	年額	76,654	82,693	87,664	92,471
	人/月	460	496	524	577
特定福祉用具購入費	年額	4,021	4,322	4,604	5,444
	人/月	13	14	15	18
住宅改修費	年額	9,448	10,405	11,137	14,602
	人/月	9	10	11	14
特定施設入居者生活介護	年額	162,408	167,804	183,321	194,265
	人/月	71	73	79	85
小計(A)	年額	1,124,640	1,236,838	1,330,581	1,494,404

第3章 第7期介護保険事業の見通し  
第2節 介護保険サービス等の見込み量

② 地域密着型サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年額	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	年額	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	年額	18,853	19,897	19,897	22,761
	回/月	164.1	170.1	170.1	195.7
	人/月	14	14	14	16
小規模多機能型居宅介護	年額	41,140	44,185	47,210	56,620
	人/月	21	22	24	28
認知症対応型共同生活介護	年額	114,803	118,035	121,215	131,445
	人/月	34	35	36	39
地域密着型特定施設入居者生活介護	年額	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年額	31,797	34,655	37,481	40,437
	人/月	11	12	13	14
看護小規模多機能型居宅介護	年額	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
地域密着型通所介護	年額	87,270	97,000	103,259	132,502
	回/月	823.6	904.4	965.5	1,249.2
	人/月	64	69	74	97
小計(B)	年額	293,863	313,772	329,062	383,765

③ 施設サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、人数（人））

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	年額	815,952	855,953	898,565	1,019,295
	人/月	269	282	296	343
介護老人保健施設	年額	443,904	487,090	528,894	613,943
	人/月	137	150	164	193
介護医療院	年額	8,961	21,080	31,772	61,420
	人/月	2	5	8	17
介護療養型医療施設	年額	57,303	45,208	34,517	—
	人/月	14	11	8	—
小計(C)	年額	1,326,120	1,409,331	1,493,748	1,694,658

④ 居宅介護支援給付費（単位：上段より給付費（千円）、人数（人））

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅介護支援	年額	127,042	139,011	145,340	159,834
	人/月	802	874	903	1,001
小計(D)	年額	127,042	139,011	145,340	159,834

⑤ 介護給付費（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
小計(A)居宅サービス	年額	1,124,640	1,236,838	1,330,581	1,494,404
小計(B)地域密着型サービス	年額	293,863	313,772	329,062	383,765
小計(C)施設サービス	年額	1,326,120	1,409,331	1,493,748	1,694,658
小計(D)居宅介護支援	年額	127,042	139,011	145,340	159,834
小計(E)	年額	2,871,665	3,098,952	3,298,731	3,732,661

## (2) 介護予防サービス見込み量

本計画期間における、介護予防サービス給付費の見込み額は、以下のとおりとなります。

### ① 介護予防サービス給付費(単位:上段より給付費(千円)、回数(回)、日数(日)、人数(人))

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護	年額	—	—	—	—
	人/月	—	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	年額	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
	年額	3,820	4,367	4,367	6,227
介護予防訪問看護	回/月	50.4	57.6	57.6	82.1
	人/月	14	16	16	23
介護予防訪問リハビリテーション	年額	2,090	2,527	2,963	3,400
	回/月	60.7	73.5	86.3	99.1
	人/月	5	6	7	8
	年額	3,429	3,555	4,030	5,229
介護予防居宅療養管理指導	人/月	29	30	34	44
	年額	—	—	—	—
介護予防通所介護	人/月	—	—	—	—
	年額	10,440	11,376	12,073	16,711
介護予防通所リハビリテーション	人/月	30	33	35	48
	年額	2,847	2,978	3,108	3,405
介護予防短期入所生活介護	日/年	38.5	40.5	42.5	46.0
	人/月	6	6	6	7
介護予防短期入所療養介護(老健)	年額	110	110	110	110
	日/年	1.0	1.0	1.0	1.0
	人/月	1	1	1	1
	年額	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/年	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年額	4,883	5,250	5,639	7,886
	人/月	83	89	96	134
特定介護予防福祉用具購入費	年額	1,350	1,687	1,687	2,699
	人/月	4	5	5	8
介護予防住宅改修	年額	5,723	5,976	6,635	8,053
	人/月	6	6	7	8
介護予防特定施設入居者生活介護	年額	11,964	12,642	13,315	15,062
	人/月	16	17	18	20
小計(F)	年額	46,656	50,468	53,927	68,782

② 地域密着型介護予防サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防認知症対応型通所介護	年額	1,353	1,934	2,031	2,901
	回/月	14.0	20.0	21.0	30.0
	人/月	1	2	2	3
介護予防小規模多機能型居宅介護	年額	2,449	2,450	2,450	2,450
	人/月	3	3	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	年額	2,865	2,867	2,867	5,733
	人/月	1	1	1	2
小計(G)	年額	6,667	7,251	7,348	11,084

③ 介護予防支援給付費（単位：上段より給付費（千円）、人数（人））

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防支援	年額	10,658	12,234	14,628	18,220
	人/月	191	219	262	326
小計(H)	年額	10,658	12,234	14,628	18,220

④ 予防給付費（単位：千円）

	単位	第6期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
小計(F)介護予防サービス	年額	46,656	50,468	53,927	68,782
小計(G)地域密着型介護予防サービス	年額	6,667	7,251	7,348	11,084
小計(H)介護予防支援	年額	10,658	12,234	14,628	18,220
小計(I)	年額	63,981	69,953	75,903	98,086

### (3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み（単位：千円）

本計画期間における標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、以下のとおりとなります。

#### ① 標準給付費（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総給付費(E+I-J+K)	年額	2,933,721	3,203,755	3,452,216	3,918,786
小計(E)介護給付費	年額	2,871,665	3,098,952	3,298,731	3,732,661
小計(I)予防給付費	年額	63,981	69,953	75,903	98,086
利用者負担見直し影響額(J)	年額	1,925	3,177	3,409	3,899
消費税率等見直し影響額(K)	年額	—	38,027	80,991	91,938
特定入所者介護サービス費等給付額	年額	122,458	128,581	135,010	145,811
高額介護サービス費等給付額	年額	75,077	81,834	89,199	91,875
高額医療合算介護サービス費等給付額	年額	8,500	9,100	10,000	11,000
算定対象審査支払手数料	年額	2,847	3,021	3,475	3,580
小計(L)	年額	3,142,603	3,426,291	3,689,900	4,171,052

#### ② 地域支援事業費（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費(M)	年額	169,914	163,236	165,590	178,010
介護予防・総合事業費	年額	84,945	86,124	87,321	93,870
包括的支援事業・任意事業費	年額	84,969	77,112	78,269	84,140

#### ③ 給付費総額（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
小計(L)+地域支援事業費(M)	年額	3,312,517	3,589,527	3,855,490	4,349,062

※「見える化システム」に基づく推計値であるため、予算額とは一致しない。

## 第3節 第1号被保険者の介護保険料

### (1) 介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合

#### ① 介護保険事業の財源構成

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・東京都・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

また、介護給付費等は、公費（国、東京都、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

各々の負担割合については、次のとおりとなります。

	保険料		公費			
	第1号	第2号	国	調整交付金	都道府県	市区町村
介護給付費等(施設等分を除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
介護給付費等(施設等分)	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%
介護予防・総合事業	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業	23.0%	—	38.5%	—	19.25%	19.25%

#### ② 第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第6期計画期間では22.0%でしたが、第7期計画期間は23.0%となります。

また、国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合（65～74歳、75～84歳、85歳以上）・所得段階層割合と比較して保険者ごとに増減がされることになっており、市の見込みは2.34%で、不足する2.66%については第1号被保険者の保険料で負担することとなります。

したがって、市の介護保険事業の財源構成は、以下のとおりとなります。

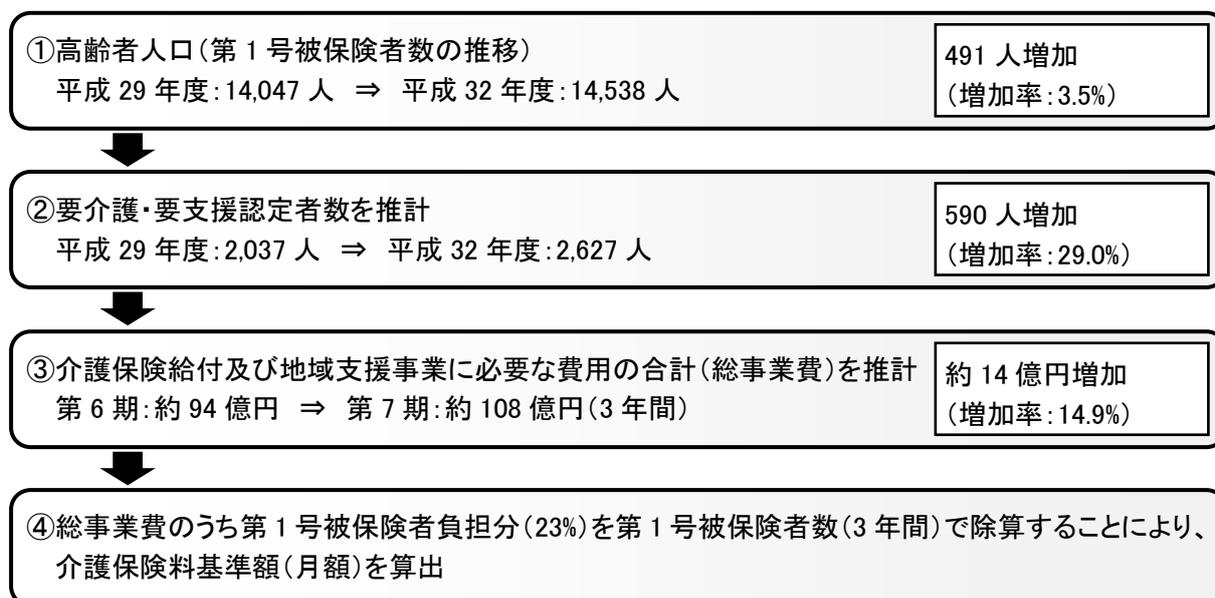
	保険料		公費		
	第1号	第2号	国	都道府県	市区町村
介護給付費等(施設等分を除く)	25.66%	27.0%	22.34%	12.5%	12.5%
介護給付費等(施設等分)	25.66%	27.0%	17.34%	17.5%	12.5%
介護予防事業・総合事業	25.66%	27.0%	22.34%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業	23.0%	—	38.5%	19.25%	19.25%

## (2) 第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定

### ① 第7期計画期間（本計画）の所得段階及び保険料率

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、市における第7期の介護保険料を設定します。

### ② 第1号被保険者の保険料の基準額の算出



第7期（平成30年度～平成32年度）の

**介護保険料基準額（月額）は、4,800円となります。**

（第6期（平成27年度～平成29年度）介護保険料基準額（月額）は4,500円）

■ 第7期計画期間の所得段階及び保険料率

所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階 (軽減)	・生活保護受給者	基準額	25,920 円	15.2%
第1段階	・老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方 ・市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が 80 万円以下の方	× 0.45 基準額 × 0.50	(月額 2,160 円) 28,800 円 (月額 2,400 円)	
第2段階	・市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が 120 万円以下の方	基準額 × 0.60	34,600 円 (月額 2,883 円)	5.5%
第3段階	・市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が 120 万円を超える方	基準額 × 0.70	40,300 円 (月額 3,358 円)	5.6%
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額から公的年金等所得額を控除した額が 80 万円以下の方	基準額 × 0.90	51,800 円 (月額 4,317 円)	15.3%
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額から公的年金等所得額を控除した額が 80 万円を超える方	基準額	57,600 円 (月額 4,800 円)	12.5%
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.20	69,100 円 (月額 5,758 円)	12.2%
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上の方	基準額 × 1.30	74,900 円 (月額 6,242 円)	17.2%
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上の方	基準額 × 1.50	86,400 円 (月額 7,200 円)	8.4%
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上の方	基準額 × 1.70	97,900 円 (月額 8,158 円)	3.2%
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上の方	基準額 × 1.80	103,700 円 (月額 8,642 円)	2.2%
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上の方	基準額 × 1.90	109,400 円 (月額 9,117 円)	0.8%
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の方	基準額 × 2.00	115,200 円 (月額 9,600 円)	0.5%
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	基準額 × 2.10	121,000 円 (月額 10,083 円)	1.4%

■ 保険料所得段階の変更（細分化）図

〔旧〕第6期 所得段階			
所得段階	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	×0.50	27,000円	15.6%
第2段階	×0.60	32,400円	5.2%
第3段階	×0.70	37,800円	5.2%
第4段階	×0.90	48,600円	16.5%
第5段階	基準額	54,000円	12.0%
第6段階	×1.20	64,800円	11.5%
第7段階	×1.30	70,200円	15.4%
第8段階	×1.50	81,000円	9.9%
第9段階	×1.70	91,800円	3.6%
第10段階	×1.80	97,200円	2.3%
第11段階	×1.90	102,600円	0.7%
第12段階	×2.00	108,000円	0.5%
第13段階	×2.10	113,400円	1.3%

〔新〕第7期 所得段階			
所得段階	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	×0.50	28,800円	15.2%
第2段階	×0.60	34,600円	5.5%
第3段階	×0.70	40,300円	5.6%
第4段階	×0.90	51,800円	15.3%
第5段階	基準額	57,600円	12.5%
第6段階	×1.20	69,100円	12.2%
第7段階	×1.30	74,900円	17.2%
第8段階	×1.50	86,400円	8.4%
第9段階	×1.70	97,900円	3.2%
第10段階	×1.80	103,700円	2.2%
第11段階	×1.90	109,400円	0.8%
第12段階	×2.00	115,200円	0.5%
第13段階	×2.10	121,000円	1.4%

■ 保険料基準月額の推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期	平成12年度～平成14年度	2,867円	－円	－%
第2期	平成15年度～平成17年度	2,867円	0円	0.0%
第3期	平成18年度～平成20年度	4,000円	1,133円	39.5%
第4期	平成21年度～平成23年度	4,000円	0円	0.0%
第5期	平成24年度～平成26年度	4,000円	0円	0.0%
第6期	平成27年度～平成29年度	4,500円	500円	12.5%
第7期	平成30年度～平成32年度	4,800円	300円	6.7%

## 第4章 介護保険制度の円滑な運営

### 第1節 介護給付適正化の方針

#### (1) 介護給付適正化計画の位置付け

市では、羽村市介護保険事業計画に介護給付適正化に関する取り組み施策と目標を定め、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

#### ■ 主要事業の概要

事業名	概要
要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務分析データ等を活用し、客観的な状況を把握します。</li> <li>・認定調査結果の全件点検・調査員研修・介護認定審査会全体会を行い適正化の取り組みを実施します。</li> </ul>
ケアプラン点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的・効率的な方法を模索し、適宜マニュアルの策定・改定を行います。</li> <li>・前期高齢者かつリハビリ等のサービスを通じて改善しうる疾患のある被保険者のプランを対象として点検を行います。</li> <li>・点検を通じて得た市内ケアマネジャーの課題や好事例について、集団指導等を通じて周知を行います。</li> <li>・市内の事業所を対象とし、3年間で全事業所を点検します。</li> </ul>
住宅改修・福祉用具点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者及びケアマネジャーに対して、説明会を実施し、研修会に参加した事業者については、リストに掲載し、窓口で配布します。</li> <li>・訪問調査の対象者を「ケアマネジャーがいない方」、「自立支援給付事業と併用する場合」、「経験の浅い事業者が施工する場合」(住宅改修)とします。</li> <li>・訪問調査の際に、可能な限りケアマネジャー及び事業者を同席させるほか、チェックシートを作成します。</li> <li>・福祉用具貸与について、介護給付適正化システムの活用により、軽度者の利用の状況を把握し、不適切なものについては指導を行います。</li> <li>・サービス提供後、利用者に聞き取りを行います。</li> </ul>
縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明を活用し、点検ノウハウを高めます。</li> <li>・縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目を把握し、点検方法及び処理方法の検討をします。</li> <li>・国保連マニュアルを活用し、点検効率を高めながら、定期的を実施します。</li> <li>・報酬請求が誤っている可能性のある事業所に対しては、確認を行い適正な報酬請求(過誤申立てなど)を促します。</li> <li>・市内で多い不適切な請求事例については、集団指導等で周知を行います。</li> </ul>
介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知内容、回数(現在2回半期毎)、対象者やサービス給付の対象期間を適宜見直しながら実施します。また、介護支援専門員に対して利用者への説明協力を求めます。</li> <li>・広報媒体として、適正化事業全般や推進したいサービス等の趣旨・内容に関する案内を行います。</li> </ul>
給付実績の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会の研修会や出張説明、国保連マニュアルを活用するほか、先行保険者の事例を参考にし、点検ノウハウを高めます。</li> <li>・サービス内容の確認のほか、ケアプラン点検や実地指導等、他の事業にも活用できる帳票を選定・点検します。</li> <li>・不適切な請求事例等について、集団指導等を通じて事業所へ周知します。</li> </ul>

## 第2節 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。

市では、市民はじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、市内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

### (1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

主な機関	概要
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会	本審議会は、計画策定にあたり設置される審議会として、市長からの諮問により、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申します。
地域包括支援センター運営協議会	本協議会は、羽村市地域包括支援センターの組織及び運営並びに地域密着型サービスの指定に関する内容を協議する会議です。 今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが機能を十分に発揮できるように活動の充実を図ります。
地域ケア推進会議	本会議は、個別ケア会議、小地域ケア会議で取りまとめられた課題のうち、政策的な対応が必要となるような課題や市全体に関する課題について、政策形成や資源開発を検討する会議となります。 支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

## (2) 介護保険事業の質の向上・確保

主な取り組み	概要
事業者への適切な指導	保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供などを行うとともに、研修会や集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
介護支援専門員などに対する支援	利用者の処遇に関して解決困難な問題を抱える介護支援専門員(ケアマネジャー)などに対し、地域包括支援センターが中心となって相談対応などの支援を行います。 また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。
苦情相談体制の充実	介護サービスの普及に伴い多様化する解決困難な苦情に対して、市が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。また、必要に応じて「国民健康保険団体連合会」や「福祉サービス運営適正化委員会」など第三者機関等につなげます。
福祉サービス第三者評価の受審促進	国や東京都が進める福祉サービス第三者評価について、市内事業者の受審を促進します。
介護人材の確保	不足する介護従事者の確保及び育成を図るため、ヘルパー研修や、国・東京都等の情報の発信・収集等を図り、市内における安定的な介護人材の確保に努めます。

## (3) 介護保険事業の情報の提供

主な取り組み	概要
介護サービス情報の公表制度の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「介護サービス情報の公表」制度の活用を促し、利用者への周知を図ります。
介護保険制度の普及啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。 ア. 市民に対する制度の普及啓発 イ. サービス利用者に対する情報提供

## (4) サービス利用の促進

主な取り組み	概要
低所得者に対する利用者負担の軽減	低所得者のサービス利用者の利用者負担が、所得に対して過大となり、生計を圧迫することを軽減する必要があることから、利用者負担軽減策を講じます。

### 第3節 自立支援及び重度化防止等施策の目標設定と達成状況の評価

平成29年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みの推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。

具体的には、各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みについての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組みについての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。

本市においては、「保険者機能強化推進交付金に係る評価指標」に基づいて目標設定を行い、平成30年度からの取り組みが可能な事項について、計画等に記載しています。

また特に、自立支援及び重度化防止、並びに介護給付等適正化に関する目標を、本市では下記のとおり定めます。第7期計画においては、目標の進捗管理を適切に行い、必要に応じた施策・事業の見直しを行います。

#### ■ 高齢者の自立支援及び重度化防止に関する目標

指標	平成29年度	平成32年度
住民主体型サービス実施団体(団体・か所)	2団体9か所	2団体11か所
介護予防に取り組む自主グループ数(団体)	2団体	15団体
認知症サポーター養成数(平成21年度からの累計)(人)	3,500人	5,600人
オレンジ(認知症)カフェ設置か所数(か所)	—	4か所

※ 平成29年度は見込み値。

#### ■ 介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組みの目標

指標	平成29年度	平成32年度
ケアプラン点検(件)	3件	5件

※ 平成29年度は見込み値。

# 〈資料〉

第1章 策定に係る資料	146
-------------	-----

# 第1章 策定に係る資料

## 第1節 審議会に係る資料

---

### (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会

---

#### ① 審議会条例

羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会条例

平成13年12月28日条例第28号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画(以下「高齢者福祉計画」という。)の策定及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する介護保険事業計画の策定に関する調査及び審議を行うため、羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成20条例1号・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長からの諮問に応じ、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申する。

(平成20条例1号・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 市内保健施設又は福祉施設の代表者 2人以内
- (3) 市内の公共的団体の代表者 3人以内
- (4) 市内福祉関係団体の代表者 3人以内
- (5) 介護保険居宅介護サービス事業関係者 2人以内
- (6) 市民公募委員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、高齢者福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## ② 委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等	備考
知識経験者	川村 孝俊	福祉行政経験者	会長
	横内 正利	羽村市三師会	
市内保健施設又は福祉施設の代表者	栗田 肇	特別養護老人ホーム	副会長
	林田 香子	介護老人保健施設	
市内の公共的団体の代表者	井上 保	羽村市町内会連合会	
	杉浦 康枝	羽村市社会福祉協議会	
	浅野 光男	羽村市シルバー人材センター	
市内福祉関係団体の代表者	武藤 征夫	羽村市民生児童委員協議会	
	指田 幸三	羽村市老人クラブ連合会	
	栗原 悦男	羽村市ボランティア連絡協議会	
介護保険居宅介護サービス事業関係者	鈴木 雄生	居宅介護サービス事業所	
	大平 真美	指定居宅介護支援事業者	
市民公募委員	渡辺 祐治		
	榎戸 文男		
	雨倉 千代美		

③ 審議経過

回	開催日	審議事項等
第1回	平成29年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・市長あいさつ</li> <li>・委員及び職員紹介</li> <li>・審議会の所掌事項</li> <li>・会長及び副会長の選出</li> <li>・諮問</li> <li>・審議会の傍聴及び議事録の取り扱いについて</li> <li>・介護保険制度・計画等について</li> <li>・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票について</li> <li>・在宅介護実態調査票について</li> <li>・第7期計画策定と今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	平成29年8月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート基礎調査結果について</li> <li>・羽村市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画進捗状況(H27~H29)一般高齢施策及び介護保険制度のうち地域支援事業について</li> </ul>
第3回	平成29年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(中学校区域別集計)について</li> <li>・羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の素案について</li> </ul>
第4回	平成29年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画骨子案について</li> </ul>
第5回	平成29年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画骨子案について</li> </ul>
第6回	平成29年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画案について</li> </ul>
第7回	平成29年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画答申案について</li> </ul>

## 第2節 法制度に係る資料

---

### (1) 関連法

---

#### ① 老人福祉法

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

#### ② 介護保険法

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつて国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第一百六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

③ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立した日常生活の支援等に関する施策等の追加、当該施策の実施に関する都道府県及び国による支援の強化、長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院の創設、一定以上の所得を有する要介護被保険者等の保険給付に係る利用者負担の見直し並びに被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定に係る総報酬割の導入等の措置を講ずること。

## 第3節 用語一覧

---

### あ行

#### アクティブシニア

---

自分なりの新しい価値観をもつ元気なシニア世代を言う。団塊世代を総称していることもある。(P57)

#### NPO

---

平成10年(1998年)12月1日から施行された「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと(P27)

### か行

#### 介護給付

---

介護保険の保険給付のうち、「要介護」に認定された被保険者への給付を介護給付という。介護給付の内容は、居宅サービス(訪問介護等)、施設サービス(介護老人福祉施設等)及び地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護等)に大別される。各サービスに係る費用の約9割が給付される。給付は、各要介護度別に定められた支給限度額以内でサービスの現物給付という形で行われる。(P109)

#### 介護認定審査会

---

申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、またその範囲を審査・判定する組織。医療・保険・福祉の専門家で構成される。(P141)

#### 介護保険事業費

---

介護給付・介護予防給付の総計(P130)

#### 介護予防(サービス)給付

---

要介護状態となるおそれのあると認められた要支援者に対して、介護予防を目的として給付される保険給付のこと(P134)

#### 介護予防事業

---

介護が必要となる状態を予防することを目的とした講座や講演会、専門職による相談等を行う事業(P112)

#### 虐待対応ケア会議

---

高齢者に対する虐待が疑われる場合に、状況の確認、必要な対策を話しあうために関係者により開かれる会議(P60)

#### ケアプラン

---

ケアマネジメントにより作成された計画。本人や家族の生活に合わせた1週間の計画を含めた内容となる。(P100)

#### ケアマネジャー

---

ケアマネジメントを行う専門的人材。介護保険制度上、ケアプランの作成は、ケアマネジャーが行うこととされている。(P100)

#### 健康手帳

---

健康増進法の保健事業のひとつで、自分の健康管理と適切な医療の確保を目的として交付している手帳。各種検診の結果や血圧測定の結果等を記入し、自分の健康状態を把握する。手帳の交付は、40歳以上で交付を希望する方としている。(P38)

## 高齢者虐待防止連絡会議

養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を行うため、区市町村における関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備することを目的として設置された組織（P60）

## 国民健康保険団体連合会

国民健康保険法の第83条に基づき、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として設立された公法人。国保事業のほか、介護保険法に基づく介護給付費の審査支払業務、保険者支援業務、苦情処理業務を行う。通称、国保連合会、国保連（P143）

## さ行

### サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の方に対して安心、安全な住環境を提供することを目的とした、バリアフリーの構造や設備等を備え、介護や医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅施設（P94）

### 災害時要援護者登録制度

地震や水害等の災害発生時に自力または家族の支援のみでは避難が困難な人が、事前に自分の情報を市へ登録する制度（P88）

### 作業療法士

心身に障害のある人が、日常生活や社会生活を再建できるように心身機能の回復を促し、身の回りのことを主体的に対処できるようサポートするリハビリテーションの専門職。具体的には、リハビリテーション・ドクターからの指示を受け、患者の身体的活動・精神的活動・社会的活動を含む創作活動を通じて、社会復帰に向けた訓練や指導を重ねていく。（P100）

## 市民活動センター

各団体間の連携と地域コミュニティの輪をさらに広げていくための体制づくりを推進する組織（P62）

## 社会福祉法人

公益を目的とした民間の非営利組織（P80）

## 小地域ネットワーク活動

羽村市社会福祉協議会が中心となって実施している「ふれあいのまちづくり」事業の一環。市内を町内会・自治会ごとの小地域に分け、その中で近隣住民によるネットワークを構築し、高齢者や障害のある人等への声かけ、見守りや手助け等を行い、生活面・健康面の問題を早期に発見して対応していくことを目的とする。（P62）

## シルバー人材センター

「生きがい就労」の理念により、「高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、知事の許可を受け、市町村区域ごとに設立された公益社団法人。臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習等を行うことを目的としている。（P46）

## 生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと（P127）

## 生活支援サービス

住民主体、NPO、民間企業等の多様な主体によるサービス提供をさし、地域の要援助者の個別の生活ニーズに応える仕組み（見守り、外出支援、買い物等の家事支援等）をもつ。（P21）

## 生活習慣病

長年の食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねで起因する病気の総称。高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗鬆症等があげられる。(P11)

## 成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力の不十分な方が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度 (P61)

## 咀嚼

食べ物を噛み砕くこと (P16)

## た行

### 多摩地域福祉有償運送運営協議会

平成18年(2006年)10月1日から営利を目的としない事業者が、高齢者等の移動困難な方を対象に有償で運送事業を行う場合は、道路運送法の「福祉有償運送」として登録が必要となった。これにより、NPO法人等が事業参入を希望する際に、登録申請、その必要性、これを行う場合における安全の確保等の方策を協議するため、多摩地域の22市4町村で設置した協議会 (P86)

### 団塊の世代

第二次大戦後、第一次ベビーブームの昭和22年(1947年)～昭和24年(1949年)に生まれた世代 (P13)

## 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていく仕組み (P2)

## 地域包括支援センター

平成18年4月の介護保険法の改正に伴い導入された「介護予防のケアマネジメント事業」を行う機関。高齢者への総合的な相談窓口としての機能等、多様な機能もあわせもつ。(P4)

## 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るために設置された組織 (P36)

## 東京都後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度を運営する都道府県単位の特別地方公共団体 (P45)

## 特定健康診査

特定健康診査は、医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に行うメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査のこと。健診項目に腹囲の測定、血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無等がある。(P26)

## な行

### 認知症ケアパス

「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」であり、認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等をあらかじめ、認知症の人とその家族に提示する仕組み (P125)

## は行

### 標準給付費

総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額や高額介護サービス費等給付額等を加えた費用（P130）

### 福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用者の苦情等を適切に解決し、利用者の権利の擁護を目的として都道府県の社会福祉協議会に設置される機関（P143）

### 福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果を利用者に情報提供し、適切なサービスの選択ができるようにするための制度（P143）

### 福祉輸送（福祉タクシー）

身体障害者の外出時のタクシー利用を補助する目的で、市町村が料金の一部を負担する等の制度に基づくタクシー（P87）

## ま行

### メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せもつた状態（P44）

## や行

### 要支援・要介護認定者

介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、支援や介護が必要な状態であることを認定された人。要介護認定では、コンピュータを用いた一次判定結果や、主治医の意見書等をもとに介護認定審査会で審査し、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）の判定が行われる。（P13）

## ら行

### 理学療法士

身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他運動を行わせたり、電気光線療法、マッサージ、水治療法等、その他の物理的手段を加える理学療法を用いて、機能障害や能力障害を改善する専門職（P100）

### リハビリテーション

脳卒中等により失われた機能の回復を図り、社会復帰を目指す訓練をいう。介護保険サービスの「訪問リハビリテーション」は理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問して行い、「通所リハビリテーション」は介護老人保健施設や病院、診療所で行う。（P100）

## 羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画

---

発行年月:平成30年3月

発行:羽村市

編集:羽村市 福祉健康部 高齢福祉介護課

---

所在地:〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話:042(555)1111(代表)内線175

FAX:042(554)2921